

才一次
在外財産問題調査会速記録

(1)

B6/2.1
W1
1
永久
17186

保存文書

標題

在外財産問題調査
会速記録(1~6)

28年 12月 12日から

29年 2月 18日まで



分類記号番号	類別
B.61.2.1	※1類
完結年月	保存期間
28.12.12	永久
国立公文書館	主管課
局	総務課

分類	大蔵省
	平成12年度
排架番号	つくば書庫5
	5-53
	2786



在外財産問題調査会第一回

場所 総理大臣官邸

日時 昭和二十九年

出席者

備考

BB.28.12.12

12.19

29.1.12

29.1.21

29.2.9

29.2.18

大蔵省

()

めくれず

次いで会長及び会長代理の互選。大野章太氏が会長に松島鹿夫氏が会長代理にそれぞれ就任。

大野会長より議事規則案（別表資料(6)）をばり各委員異議なく可決。

次に阪田理財局長から別表資料(5)に基づいて本調査会設置に至るまでの経緯を説明

午前11時15分より質疑応答。その概要は次の通り。

中村委員 各国の在外財産の管理状況はどうか。

阪田幹事 けつきりしている国とそうでないものがある。たとえば、東亜地域でも、台湾は割にはつきりしている。英米等敵産管理法によつて措置しているところは記録、資料等も比較的入手し易いと思われる。アルゼンチン、ブラジル、インド等についてもほぼ同様である。中立国であるスイス所在の分については、終戦後同国の法令で凍結されていることは判つているが詳細は不明である。またドイツ所在分はドイツ占領軍によつて処理されたものと

思われ、その間の事情は不詳である。また管理費用は在外財産のなかから控除されているときいている。

林 幹 事 補足説明として、ここに提出した資料(16)中大橋國務大臣の答弁は桑港条約第14条に関する憲法上の補償問題についての説明を要約したものである。

国会における在外財産問題に関する今までの質問は、第14条についての質問に限られている。

我妻委員 引揚げのさい、自分の財産の管理を向うの知人に依頼して来たような場合、これらの財産はどうなるか。当該国の敵産管理との関係はどうなるか。

小島説明員 例えば、アメリカの例をとると敵産管理の法規によれば、敵国人の財産を管理している場合には申告をしなければならぬことになつていたので、その申告に基づいて敵産管理に附されるというのが通常であらう。もちろん事実問題として申告がないままに敵産管理に附されることなく国交回復後に本人の手許に無

事帰ってくる可能性もないことはあるまいが、これはあくまで事実問題であるにすぎない。

小汀委員 この資料(12)の表で円表示になつていますが、当時の円という、ドルになおすとどうなるか。

上田説明員 終戦時のレートでは一応1ドル15円となつていたので、本表の計算においてもこの換算率によつた。なお、この表について二、三補足的に申し上げますと、個人財産については個人の申告をそのまま集計した。従つてその評価方法もまちまちであり終戦時から引揚時までには時の経過があればある程終戦時々価は過大に評価されやすくまたその信頼性は証拠がないだけに問題である。更にこの報告書は原則として資産を申告させ、負債の調査は一応の参考事項とされたので資産のみで負債をあげなかつたものも多い。

企業財産については、昭和20年10月以後約3年間かかつて大蔵省管理局所属の在外財産調査会において集計したもので原則として

当該地域に工場、店舗等を有した。できるだけ多くの企業に対して質問書を送り、その答申を基礎とし、終戦時に近いバランスシートからその資産内容を終戦時価額に評価換するという方法によつた。この方法には企業によつては調査もれとなるものもあるので、調査企業の払込資本金の占める総企業の払込資本金に対する割合から、総企業資産を推定することとした。

吉田説明員 個人の申告財産の評価は主観的な評価であり、はたしてそれだけのものを所有していたかどうかあいまいなものがある。

小汀委員 するとこの表の数値は一応の概数であつて正確にこれだけの価値があつたものとはいえないということになる。従つて問題を処理するに当つては新しく調査したおす必要はないか。

阪田幹事 正確な実数をつかむための再調査は事実上できないと思われる。客観的な資料がつかみうると思われるのは英米等の法的な制度が整備している国を除けば、東亞地域では台湾ぐら

いたものである。引揚者財産の9割以上は東
亞地域にあり、特に、満洲、朝鮮、中国等に
残置された分については証拠資料を求める方
が無理であろう。

林 幹事 中村委員の御質問に関連するが、アメリカに
おける日本財産の処理のうち、最近著作権に
ついて日米交換公文をとりかわした。それに
よると、終戦前の著作権であつても、その当
事 vest しなかつたものは、現在改めて vest
することはしないことになつた。

大野委員 国会での問答がこの資料(16)では少いよ
うに思う。国会で出た意見や陳情等を聞かせ
て貰いたい。参考資料として次回に提出され
たい。

阪田幹事 趣旨にそい早急準備する。

田辺幹事 引揚者団体連合会等から屢々陳情があつたが
それは引揚援護庁でまとめてあると思う。(后
に援護庁には取りまとめたものがない旨連絡
があつた。)

大野委員 中立国所在の在外財産を赤十字国際委員会へ

引渡すのが遅れた理由如何。

上田説明員 外務省からお答え願うのが筋であろうが、承
知している限りで申上げる。中立国所在の財
産の主たる部分はスイスにある。スイス
にあるドイツ財産の処理についていうと英米
がスイスと協定してその50%を引き渡し
て貰つた。併しこの手続はかなりトラブルを
起したらしく、桑港条約では日本の責任にお
しつけてしまつた。その額はほぼ6千万乃至
7千万スイス・フラン程度である。他にポ
ルトガル、スウェーデン等に少々ある。スウ
イス政府としては同国所在の日本人資産につ
いては個人の承諾がなければ引き渡せない
の建前で、終戦後まだ凍結を解除していない
模様である。平和条約第16条には実施の時
期を明定して欲しいので政府としてはその義務
の履行については法技術的に困難な問題もあ
つて今日まで消極的な態度をとつてきた。そ
の困難というのは、この財産の所有権につ
いて、他国に存在するものを国内法で本人の意

思に反して、または正当な補償をしないで、強制的に処分できるかという点である。

なお、在外財産については、特殊な取扱がなされており、先日英米から、在外財産のほぼ半額を連合国側（主として英国）で取得し、残りをタイに引渡したことによつて、日本政府の16条関係の義務は消滅したとする趣旨の覚書をうけとつた、政府としてはまだこの措置を承服していない。

宮沢委員 引揚者のうち、多額にのぼる在外財産を残して来た個人の数はさう多くないと思われる。比較的零細な財産の所有者が多いのではないか。

上田説明員 個人財産は全体の約15%位であると推定されており、その大部分は朝鮮、台湾、中国等地区に所在している。引揚者数もその地区が多い。ご質問の趣旨で特に調査したことはないけれども、その大部分は困難な生活をしているのではあるまいか。

大野委員 この点はポイントと思われるので、財産額、

当時の職業、在任年限、人数等の点を、地域別に調べることはできないか。

上田説明員 従来の資料ではその調査は困難と思われる。調査会のご方針で新しく調査するとなれば、引揚者本人の申告によるほか市町村等の協力を必要としよう。

我妻委員 引揚前の引揚者の職業別位の程度でできないものか。

大野委員 もしできたら次回に資料として提出してもらいたい。なお次回には各委員から今後の会の運営方法についてのご意見を承りたい。次回は12月19日（土）午後1時半よりとする。

在外財産問題調査会第2回会議★事録

場 所 大蔵省第2分室

日 時 昭和28年12月19日(土曜日)

午後1時半—午後4時

出席者 大野竜太(会長)、中村建城、法華津孝太、
委員 松島鹿夫、宮崎太一、宮沢俊義、柳井恒夫、
我妻栄(50音順)

政府側 大蔵事務次官 河野一之

幹 事———総理府審議室総括参事官代理大竹政男

法制局次長林修三、大蔵省理財局長阪

田泰二、引湯援護庁次長田辺繁雄

説明員———外務省アジア局第1課長小島太作大蔵

省理財局総務課々長補佐瀧込聰夫、大

蔵省理財局外債課長上田克郎、同課長

補佐、福見義直、同伊勢谷浩、大蔵省

理財局経済課係長上坂好美、

大蔵省銀行局長河野通一、同局銀行課

長谷村裕、同課長補佐安彦三郎、

大蔵省管財局閉鎖機関課々長補佐坂上

行雄

提出書類 別表(略)

閉 会 午後1時48分

大野会長 では、これから在外財産問題調査会第2回会議を開催します。

先づ前回の議事録の朗読をお願いします。

(別紙在外財産問題調査会第1回会議議事録朗読)

大野会長 以上のとおりですが、宜しいですか。

松島委員 3枚目に大野委員とあるのは、私の質問です。

大野会長 そうでした。3枚目、「中立国所在の在外財産を赤十字国際委員会へ引き渡すのが遅れた理由如何」は松島委員の質問です。

それから今後、この調査会で色々どこまかい事についての説明を求め、また私どもが意見を述べるわけですが、その場合、記録に残す事が好ましくないと思われることもあらうと考えられます。このような場合これは発言者の意向によつては我々のメモ程度に止めて、記録には残さないことにしてはいかかかと思ひます。

阪田幹事 この問題は慎重に取り扱い度いと考えます。

2

次回からは原稿のまま御覧願つて、御承認を頂いてから印刷したいと思ひますが如何でしょうか。

(全員承認)

大野会長 次に提出書類の御説明を阪田幹事よりお願いしたい。

阪田幹事 提出書類のうち第1回議事録は只今御承認願ひましたとおりであります。正誤表では第1回資料の訂正を致しておきました。ドイツ負担調整法紹介資料は以前に大蔵省の管財局に於て調査しましたものがありましたので、その要約であります。又イタリーの分につきましては目下外務省を通じてイタリー大使館に依頼し調査中であります。

5.の引揚同胞対策審議会決議案は同審議会の決議の集録でありまして御参考までであります。最後の頁に在外財産関係の決議が載つております。

6.の在外財産に関する調査表はこの前に提出致しました資料の補足であります。

3

8

7. の資料につきましては、総理府統計局の昭和25年度国勢調査による統計から引き延ばしたものであります。又産業別の表は帰国後の職業でありまして、前回御請求のありました外地での職業ではありませんので、御請求には添い得ませんでした。御参考までにとお思いまして差し上げました次第であります。

我妻委員 非労働とはどういうものですか。

上田説明員 仕事のない又仕事を求めないものであります。

我妻委員 働かなくてもよいという人ですね

阪田幹事 8. の在外財産に関する請願及び陳情調は国会に対する請願陳情の調査であります。

9. の引揚者の持ち滞つた旧日本銀行券、未払送金小切手及び銀行予金等の処理につきましては別途御説明申し上げます。

次に外国財産関係法令集——これはお手元の茶色の表紙のものでありますので、この調査会用としては不満の点がございしますが、管財局の執行資料に作成しましたもので御参考まで差し上げた次第でございます。

11の税関等保管物件の返還の概要は現在、即ち本年8月31日発表により終戦後税関等で保管した物件と、今月16日発表の外地で預けてきた有価証券等を返還する事の概要であります。

最後の引揚証明書等は御参考までに添えました。

大野会長 今日早速陳情があり、これは朝鮮の期成同盟の方で是非皆様に見て頂きたいと云つて資料を置いて行かれました。その資料を配付しますから、御読みおきを願います。

次に今後のこの会の運営方法について皆様の御意見を伺いたいと思ひますが

阪田幹事 会長、その前に資料9の説明をしたいと思ひますが.....

大野会長 それではその前に銀行局関係のものから旧日銀券の処理方針について御説明をお願いします。

阪田幹事 引揚者の持ち滞つた旧日銀券の処理及び未払送金小切手、外地預金等の処理についてまとめたいものがあるから、それを朗読します。

(「引揚者の持ち帰った旧日銀券、未払送金小切手及び現地預金等の処理方針について」を朗読、途中工欄所「外地領金」を「現地預金」と訂正)

阪田幹事 全般の説明を申し上げます。閉鎖機関又は在外会社に指定された、会社は、現在では殆んどその清算を完了し、唯在外関係の部分だけが残っているだけであります。ことに外地から仕向けられた送金小切手や現地預金の取扱をどうするかの問題は一般市中銀行の外地関係債務の処理との関連もあり、現在検討中であります。

まず、この問題を在外財産問題と別個のものとして考えるかどうか、又在外財産問題として取り上げたとしてもその他の動産、不動産のような在外財産と切り離して処理するかという問題があります。

わたくしたちの気持としては旧日銀券も含めて、これらの問題の処理にあたっては当調査会のご意向を伺った上で所要の立法手続をと

つた方が良いと考えています。

なお、法案は大体来春休会明けの国会に提出の予定であります。

上陸のさい、税関で預りました旧日銀券は現在、当該税関から本人に返還しつつあります。旧日銀券と新円との交換の措置を決定した上で、返還すべきでありましたが、この措置の決定をみぬまま返還を実施している次第です。わたくしたちとしては交換を許可してやりたいと考えています。

終戦時前後に外地から仕向けられた送金小切手は現在未払のままになっております。これら未払になっている理由は在外財産と目されて在外債権債務の滞り^{すう}が明瞭になるまではその支払をペンディングにしておきたいということであります。

わたくしたちの考えとしては、このさいこれらの送金小切手については支払を行つてはどうかと考えております。

現地預金につきましては、これは在外財産と

しての色彩が強いわけでありませす。現在その支払が許されてないことは送金小切手の場合と同様であります。閉鎖機関及び在外会社関係では、外地資産が負債を超過している限り、内地の資産範囲内で内地債務を支払うという清算方法をとつていますが、なお資産に余裕があります。従つて、このさいこれら余裕資産の範囲内で支払をしてはどうかと考えております。但し金融機関再建整備法で規制されております一般の市中銀行につきましては、これらの預金を内地の旧勘定とは別個のものとして切り離して新旧勘定を整理して現在に至つておりますため、現地における債権債務の処理事情がなお判明していない現在ではこれら預金債務のみを先行して支払わせることはなお時期尚早ではないかと考えております。

河野次官 これだけでは委員の方々にもお判りにくいのではないかと思われるから、終戦前後の取扱の概要をご説明したらどうか。

上田説明員 それは各委員の方のご質問に際してお答え申し上げ様と思つておりました。

大野会長 委員に代つて次官よりの総括質問と考えられないか(笑声)

我妻委員 旧日銀券、送金小切手及び現地預金等に対する処理方針を取つてみると、資産のまま、即ち動産、不動産をそのままおいてきたものと、それを売るなり処分するなりして預金や小切手にしたものの間にはつきり差別がつけられてしまう様に思われる。品物のまま外地において来たものは明らかに在外財産である。預金や送金小切手にかえると在外財産ではないとされているように思う。そうはつきりと割り切つて取扱を根本的に區別してもよいものであろうか。

河野次官 引揚げてきた場合丸裸のものもある。又在外公館に貸し付けてきた人もいる。送金小切手や預金通帳や旧日本銀行券等現物をもつて引揚げてきたものもある。またこれらの現物を持つて退去することが許されなかつたために

現地公館のこれら現物の預り証をもつて帰つた人もいる。

その他いろいろであるが、昭和20年9月23日以降はこれら証券は一般市民についてはすべて1,000円まで、軍人については将校は500円、下士官は200円の日本銀行券への引換が許されたのみで証券そのものは税関が預つたのです。

柳井委員 貴金額をもち帰つたものはありませんか。

上田説明員 実際にはかなりあるのではないかと思われますが、公然と持出は許されなかつた模様で、かくして持ち帰つたものは、本邦の税関でもかくして通つておりましたからこの種のもので税関で保管しているものはありません。

河野次官 南発券は等価で、準備券は18円のレートで交換しました。又捕虜の就労に対しては鎊表示の証書等が発行され、これに対しては司令部の指令に基づいて当時のレートで全額支払をしました。

林幹事 桑港条約第14条関係の在外財産については

一応憲法上の補償の問題はないといえると思うが、持ち帰られた旧日銀券の処理の仕方の如何によつては憲法第29条との関係が問題となると思われる。日銀券の性格は一覧払手形であるとの見方もあつて、送金小切手と旧日銀券との処理上明確に区別してゆけるかどうか、また新円との引換に限度を設けることが日銀券の性格からしてできるかどうか、この点お教えを願いたい。

河野次官 旧日銀券は当時の日銀券預入令の関係から或る限度以上は、預入した金融機関における第二封鎖となつた関係があるので、持ち帰られた旧日銀券についてそのまま全額交換するとなればその間の権衡をどうするかの問題がある。

林幹事 旧日銀券の性格については、私共の内部におきましても、議論が分れておりまして、必ずしも解釈が確定したわけではありませんが、旧日銀券預入令が公布施行された後は一定期間内に新円と交換されなかつた旧円に対して、

いつまでも常に日銀が債務を有するとはいえ
ないのではないかと考えております。この点
について銀行局の意見も同様ですが、大蔵省
内部においても異論がある模様です。

宮沢委員 旧日銀券の持ち帰りについて制限を設け、一
定額を超える部分を税関で保管したのは何故
ですか。

上田説明員 これは外国為替管理法に基く制限であります。
昭和20年9月23日に司令部から指令があ
りまして、金、銀、証券及び金融証券等の輸
出入が原則として禁止されました。そこで政
府は当時の外国為替管理法及び上記メモに基
くポツダム勅令第578号に根拠をおいた大
蔵省令第88号を公布致しまして、海外との
一切の金融取引を大蔵大臣の許可事項とし、
事実上は許可を致さなかつたのであります。
そのさい旧日銀券につきましてもその持帰限
度は1,000円に限つたわけでありまして、
1,000円を超える分はすべて税関において
保管致しました。

終戦前におきましても北支、中南支等は為替
管理法上外国として取扱われ金融取引につい
ての制限がありましたから、日銀券の輸出入
につきましても厳重に制限されておりました。
旅行者の携帯輸入限度は、たしか500円で
あつたかと記憶しております。これらの地域
からの引揚者の持帰旧円につきましても1,
000円の限界と致しましたのは、引揚者の
生活援護の意味もあつたわけでありまして、考
え方によりましてはこれらの地域から持ち帰
られた日銀券につきましても、終戦前も一応
輸入制限がありましたから、制限のなかつた
朝鮮、台湾地域等のものと無差別に全面的に
措置することはどうかという議論もあります。
なお、このさい付け加えて申し上げますと、
朝鮮、台湾等の旧外地以外の地域では原則と
して取引は現地通貨一色となり、旧日銀券の
流通は認められておりませんでした。終戦
の近くになつて軍の大規模な移動にさいして
軍が持つて歩いたものが支払に充てられた場

合もあるようであります。たゞこの場合の問題は、これら本邦到達の旧日銀線のうちで、終戦まで自由に日銀線の移出入ができた地域 — 為替管理法の制限のなかつた朝鮮、台湾等旧外地であります — からの分をどうするかという事であります。なお、現地通貨、たとえば直銀券や儲備券、南券等の持ち帰りにつきましても、当時の公定レートで1,000円までの交換を許しました。これらの持帰金が1,000円に満たないときは、その差額を援護金として支給するという方法がとられました。

次に外地からの被仕向金について申し上げます。朝鮮、台湾等の旧外地及び日本と特殊な関係にあつた満洲国を除いて、当時軍が作戦を行つていた諸地域との資金の交流については、為替管理法によつて厳重な統制が行われておりました。現地のインフレの影響を国内に及ぼさないため公定レートによる被仕向送金は原則として留守家族の生活費の送金に

限られ、国防献金とか税金の納付とか特殊なものに限り例外的に公定レートによる大口の送金が認められていたのであります。ところが戦局の推移につれて現地を引き揚げて帰国する人々が多くなりました。この人達は完全に引き揚げてくるのですからその財産を資金化して内地に持つて帰りたいわけですから現地の銀行に内地向送金を依頼するわけですが銀行としても内地における為替管理法による支払の許可があることを条件にして原則として現地通貨建の送金小切手を発行しました。これらの送金小切手について終戦前の内地での取扱はどうであつたかと申しますと、一種の封鎖措置を講じていたのであります。すなわちその一定額につき払出制限付の円預金とし、一定額を超える部分は外貨建特別預金として棚上げしておくことを条件として送金小切手の支払を許可したのであります。従つて表面上は内地向送金の取組は可能でありまし

たが、実質的には厳重な制限があつたといえるのであります。また上記の措置によつて実質的には為替レートの調整を行つていたわけでありす。

しかし愈々終戦と決まると、在留邦人は引き揚げざるを得ない事態が予想されたので、内地帰還後の生活の不安を少なくするため一定限度を設けて現地で内地向送金を勧奨した地域があつたのであります。

この場合は上記の外貨建特別預金に相当する部分を調整料という名目で現地で納付させ、原則として最高3万円の円表示小切手を発行したのであります。送金の限度は本人の在留期間等を勘案して現地の在外公館で査定して3万円を最高に2万円とか1万円とか決めてやつたわけです。このときの調整料は中支については公定レートによる10倍の現地通貨を納付させました。このほかに限度に制限のない送金も70倍の調整料を納付することによつて取組が許されました。

そこで大部分の人々がこの制度の下での送金の取組を行つたのですが、さきに申しのべました省令第88号によつて、昭和20年9月23日以後に本邦で提示されました送金小切手に対する支払は、すべて支払禁止にあつて資金化できないこととなつて今日に至つたのであります。一体これらの調整料は在外公館が在留邦人の引揚に際して必要な資金の調達を目的としたものであるというような見方をする人もありまして、その後在外公館等が現地通貨で借り入れた在外公館等借入金はずで返したのに、政府がこれらの送金の支払を許可しないのは如何なる理由によるのかという議論もでてくるわけでありす。普通の為替理論からいうと顧客との関係では小切手が提示されて所費の許可を得て支払がすむまでは送金が完了したとはいいい得ないのでしようが銀行内部の問題としてみれば、送金小切手を発行した以上資金のカヴァーはすでにとれているはずであると思われすし、現に上

海地区の如き銀行の本支店間の電報は9月22

3日頃まで打っている模様であります。上海地区については、なお特殊な事情があるようでありましたが原則として、この頃までに発行された小切手については内地における支払を實質的には考慮できるのではないかとと思われるのであります。

以上は實質的な方面を申し上げましたが、他方在外公館等借入金の支払の措置はすでに講じた等の事情もありまして、このさいこの未払送金小切手の問題を処理すべきではないかと考えている次第であります。

次に現地預金の問題について申し上げます。現地預金は原則として現地通貨建の預金であつて受人銀行としては現地通貨建の債務を負っているわけで、内地で円で支払う当然の義務はないと考えられます。

また、法律上は何等かの形ですなわち適正なレートで円に換算した金額で本店に支払の義務があると結論されることになつても實際上

は当時の為替管理の建前からして現地預金は現地貸出と見合つていたわけでありますから、現地における現地通貨での払出を暗黙の前提にしており、現地貸出の回収等が未整理の現在においては、預金債務のみを内地の円で支払う必要はないではないかという議論もあります。

ただ問題となりますのは、朝鮮銀行券及び台湾銀行券の流通していた地域の預金でありまして、これらの地域では日銀券も自由に流通しておりましたし、預金は円表示であつて、韓銀券、台銀券、日銀券の区別はされておられません。従つてこの地域の預金を一律に現地通貨建の預金と見做しうるや否やということと関連して、内地の円払の義務が当然にあるかどうかについて問題が残されております。閉鎖機關々係の現地預金につきましては、これらが閉鎖機關であり現在清算整理の段階にあるという点から特別の処理が認められてよいのではないかと考えられます。閉鎖機關と

しては、主として鮮銀、台銀及び正金が問題となるわけでありませぬ。

鮮銀、台銀について申しますと現地預金をある程度支払うだけの資金は現在内地支店の勘定にあるのであります。と申しますのは当時、朝鮮、台湾でも多額の国庫金特に軍票が必要でありましたので内地より鮮銀、台銀の支店経由で送金手続を取つたのであります。これによつて、現地では夫々鮮銀券、台銀券が国庫金として使用されたわけでありませぬが、現地における通貨の発行の準備は内地の当該銀行支店における円預金と見合つていたわけでありませぬ。すなわち鮮銀の例で見ますと、終戦の年の3月末から7月末までに通貨発行額は約2倍以上となり、鮮銀の内地円資金も同一歩調で急増しております。これまでは香港条約第4条及び日華条約第3条の規定に基づいて、これらの内地資産の処理は現行の閉鎖機関令の範囲内に限りいわゆる請求権に関する相互取極が成立するまではなるべく変更を加えないでおく方

針がとられてきたわけでありませぬが、日韓交渉は御承知の通りの状況にあり日華条約の成立も早急には期待できませんので、このさいこれらの銀行に対する引揚者の現地預金を、内地資産の範囲内で支払つてはどうかと考えて研究している次第であります。

正金銀行につきましては、本店が内地にあり、しかも現在清算中でありませぬので資産が内地に存在する限りにおいて、できる限り預金者の便宜を図るべきであると考えられませぬが、何しろ内地債権者に対してもその債務の55%しか支払う資金がない現状でありませぬから、現地預金を支払うと致しましても、内地債権者以上の支払は勿論できかねる次第であります。

次に在外会社関係について申し上げますと、これらの金融機関が本邦に有している資産は、主として、公社債であります。これは当時の政府の政策に即応して現地で集めた予金の一部を内地に送金してこれらの公社債を保有

しておつたわけでありますので、見方によつては、現地預金の一部が内地に送金されているともいえると思われす。

従つて、このさいこれらの資産の範囲内で現地預金者に支払をしては如何かと考えて研究しておるわけでありす。

なお、一般市中銀行の關係につきましては、銀行局長から更に詳細な説明があることと存じます。

林 幹 事 大蔵省令第88号は旧為替管理法とポツ初に基いておりまして、新為替管理法施行の時に廃止されましたが、そのうちの一部は、新為替管理法に基く政令によつて、なお存続しております。

法華津委員 ポツダム勅令によつて、その他の損害をうけた人も次山あると思う。

河野次官 他の戦争犠牲者との權衡の問題がありますが、これが根本問題ではないかと思ひます。

従つて、引揚者に対しては一応筋が通つて説明がつき、他の戦争被害者との間の權衡がはかれ

れば良いと思ひます。

我妻委員 賠償支払に在外資産が充当される問題があると思うが、在外資産の問題を考える場合には当然この点を考慮せねばならないと思ひるか。

上田説明員 イタリア平和条約では賠償に対する在外財産の充当及びイタリア政府の補償について、はつきりと定めてあります。

桑港条約の場合は、この点について判然と規定されておらず、又、賠償の総額さえ、はつきりしない現在では、在外資産を充当するかどうかというような具体的な点については何等確定していない状態です。

法華津委員 在外資産の額が定められてから、賠償額が決定される様なことはないだらうか。

阪田 幹 事 実際問題として、在外財産総額の95%を占める國——即ち中国、朝鮮、台湾等からは賠償問題が起つてきていないし、賠償問題が起つてくる國には、大して在外財産がないという状態であります。

河野次官 引揚者は自分達が賠償を払つたことになると思ひつています。

柳井委員 スイスのドイツ財産は半ば米英がとつたが、
残りの半分はどうなつていますか。

小島)説明員 上田) ドイツ側に返還したと聞いています。

柳井委員 中立国における日本の在外財産の場合はどう
なるか。

上田説明員 条約の形式上から云えばドイツの場合と違う
規定になつています。

大野会長 それでは銀行局長から銀行局関係の資料につ
いて御説明をお願いします。

河野銀行局長 問題が細かいので、説明をすると長くかゝり
ますが大まかに云つてこの問題について一律
に線を引く事は仲々むづかしいと思う。しか
し通常の意味の在外財産と予金又は送金小切
手とは性質が異ると云う点だけははつきりし
ている。予金又は送金小切手等は相手方たる
債権者即ち銀行が生きているわけです。これ
の清算——債権、債務の決済をすることと在
外財産を失つたことに対する政府の補償とは
その性格が全然違います。

しかし同じ予金、送金でも、相手方たる銀
行が大銀行として生きてゐるものと、閉鎖機
関(鮮銀、台銀正金等)の場合とは異つて
きます。

すなわち清算中の機関に対する債権者と現に
活動をしてゐる債務者に対する債権者の請求
との差異であります。

次に、甲地預金と、送金小切手、とは区別が
あると考へます。送金小切手は、いわば在外
財産と在内地財産との中間であります。法的に
はどちらとも在外財産であるといわねばならな
いが、送金小切手についていえば、これは資
金的には内地に来てゐると思われぬ。ですから
在外預金と送金小切手とは取扱いをかえる
つもりであります。

又旧日銀券の支払をすれば、鮮銀券、
日銀券をどうするかの問題が続いておこると
思います。

大野会長 皆様におはかりしたいと思いますが、旧日銀券、
送金小切手、予金の処理の問題について、当

在外財産問題調査会としての建前をどうしたらよいかという事です。旧円紙券は直接在外財産問題との関係はないと思うが、すぐ鮮銀券、台紙券に関係してきますので、理論上、全然別だとも考えられないのではないかと思います。

送金小切手や予貯金等も今様に在外財産と直接関係はないとしても在外店舗の在外財産と裏はらの問題となつているものであるから、これを在外財産と切離して処理することは妥当ではないと思います。

私個人としては答申するしないは別問題としても、当調査会として一応の研究をしてこれらに対する考を持つていることが必要だと思います。

我妻委員 銀行局長の考をうかがいまして、その間に区別のあることは一応諒解しましたが、なおその線をもう少し考えてみたいと思います。

林幹事 新円、旧円の切換がなかつたとすれば、現在税関等から返還されている旧円はそのまま通用することになる。従つて日銀券予入令というものは法律的に云えば旧円に対してどのような効果を与えるものとみるべきであらうかということが問題となります。

所謂管理通貨の性格を通貨理論で解決するか、或は法律学者のいう一寛弘の手形即ち日銀の債務であるという考え方で解決するかによつてこの問題に対する回答は異つて来ると思います。

大野会長 持ち帰られた旧日銀券2,500万円の見返りの勘定は日銀ではどう整理されていますか。

河野銀行局長 日銀券予入令による旧円の残は日銀の未回収旧円の債務勘定として残存し、これは将来交換に来ない場合には国庫に納付されることになつておりました。その一部は既に国庫に納付済であります。これは旧円は日銀自体の債務でないという考を前提としたものであつて、この考を前提としなければ、国庫に納付させ

るといふことは起つてこないと思う。現在は
22, 3億の額が仮勘定として残っています。
現在研究している考え方からいけば、旧円の
残存部分のうち特殊なもの——例えば引揚者
の持ち帰つたもの或は刑事裁判等によつてお
さされたまゝになつてゐるものについては
これを生かしたらどうかということでありま
す。

日銀券予入令によつて強制通用の効力を失わ
しめたことによつて日銀の発行債務がなくな
るかどうかが問題でその解釈如何によつては、
これら特殊なものを処理する上において、そ
の取扱が異つて来ると思ひます。この点を我
委さんにおきもしたいのであります。

その札は本来紙層なのだが、特別に何等かの
措置するのだといえるかどうか。即ち日銀の
債務ではないと考えて措置する。当然に日銀
の債務だとすると制限をして交換するという
考は成り立たない。實際問題としては引揚者
の場合の交換には一定の限度を設定したいと

考えている。その理由としては日銀には債券
がないという事と、新、旧円の切換の時には
第二封鎖による切捨が行われたという事実が
あるからであります。

林 幹 事 私も同意見であります。これは日銀の私的債
務ではないと考えております。そう考えるこ
とにしなければ通貨改革の意味がないし、又
通貨改革が成り立たないのであります。

大野 会長 御参考までに申し上げますが、私は曾て兌換
銀行券の整理をやつたことがあります。その
当時の理論構成としては通貨は国が発行する
ものである。これを日銀に代行させたのだと
云う考え方で約44万円を日銀から国庫に納
付させた前例があります。この前例からいつ
ても、又別の考え方があるのではないかと思
ひます。

河野銀行局長 この前例の場合は少くとも交換の機会が与え
られていたが、今度の様な引揚者の場合はそ
の機会が全く与えられなかつたと云う点を考
慮しなければならぬと思ひます。

大野会長 如何にしてequityを保つかということが問題だと思うが、差当りこれらの問題に対して調査会は如何なる態度をとるかを決めておきたいと思います。

我妻委員 今日決定しなければなりませんか。

阪田幹事 在外財産の問題としては御審議願わなければならぬもつと大きな問題があるわけですが、これ以前にも、在外公館等借入金の問題等、個別的に処理しているものもありますし、今日御審議願っております旧日銀券等の処理の問題もそれらと同様だと考えますので、在外財産関係の当面の問題という意味で法案の固まる前に御意見をうかがっておきたいと思っております。

大野会長 それでは、法案が決定するには未だ間があるようですから本調査会としてこの問題をどうするかに云う事をこの次迄に各委員にお考え置き願ひ度いと思います。

阪田幹事 その点御意向を伺えれば大変好都合でございます。

大野会長 それでは次の会合を来年の1月10から14日の間に皆様の御都合のよい日に決めておきたいと思います。(打合せの結果1月12日と決定)

それでは次の会合を来年の1月12日火曜日、午後1時半、場所はここと決定致します。小汀委員には幹事の方から連絡をお願いします。

(我妻委員退席)

大野会長 それでは次にこの調査会の運営方針について、私としてはこの在外財産問題は御覧のようにいろいろな aspect があり、その aspect 毎に out lining はお聞きしましたがもう少し丁寧に聞きまして頭を整備してゆきたいと思っております。その後で結論を出したいのです。

法華津委員 結論は何時迄ですか。

阪田幹事 大ざっぱに云つて、半年から一年の間に...と考えております。

大野会長 慎重に、早急にと云うわけですね。この会合の回数を増すのは色々と困難を伴うと思えますから、皆様の御都合のよい時に、そしてあ

まりのびない様にしたいと思ひます。政府としても早急にこの事を解決しなければならぬいふになりましたら、すぐお知らせ下されば、当調査会としても協力するという事にしたいと思ひます。

中村委員 この調査会の答申を出すに於いて、新しい資料をそろえるのに時を要する。作文的答申ならよいのですが。そこで個々の問題を検討しつつ、同時に平行して資料を整えてゆけば良いと思ひますが。それから結論の方向如何によつては財政面の資料も要することにならうと思ひますが。

大野会長 そとまで詳しく立ち入る必要が有りますかどうか。あまり具体的に立ち入ると行政機関と一語になつてしまふおそれはないでしょうか。在外財産問題に対する基本的な方針とか、その処理に際しての限界点と云つたような、この位のこととはして欲しいと云うような答申を出したいと思ひます。

中村委員 引揚者の職業、滞在年限等差当りの調査事項

を決めたら如何ですか。

大野会長 まず法律論、条約論等当局の説明を伺つてゆき、順次資料を整えて、意見を述べてゆくという方法が良いでせう。

中村委員 細かい資料を揃えるには相当時間がかかりますから、外地に居た人の態様をしらべる必要があれば、今から手をつけて行かねば間に合はないと思ひますが。

阪田幹事 今から引揚者の一人一人について細い調査をして正確な資料を揃えることは先づ不可能と思ひますし、やり方としては或程度の方向がきまつてから手をつけた方が良いのではないのでしょうか。

宮崎委員 よ程上手にやらぬと調査に手をつけて、却つて補償請求等に火をつけるようになって困りますね。

阪田幹事 その調査をすることによつて期待権を持たせることもなりましたよ。

田辺幹事 眠つてゐる子を起すようなものです。期待権を持たせてしまつては――

大野 会長 この調査会を設けたことによつて既にも、引揚者の一部には相当の反響を起しているようですから。

宮崎 委員 引揚直後でも、個人の申告には誇張もあるし、必ずしも正確といえず、調査は非常に難かしいと思います。

大体今までの資料による調査の結果に不平を持つものが多いのは、当時の申告そのものにいろいろな疑惑があるからだと思ひます。一応検討して大体の見当をつけて、一応の意見を立て、それから細かいところに入つてはどうですか。恩給復活の例をみてもそうです。最初は問題がないということを出発したが、いざやってみると御承知のように色々と問題が起つて来ています。ですから私としては色々御説明を伺い、それから細目の点に入つていつたらどうかと思ひます。

大野 会長 或時期になつたら陳情者の生の声も聴いてゆく必要があると思ひます。それは彼等の精神的慰安にもなると思ひます。もしこれに御同

意下されば、この方針によつて今後のこの会を進めてゆきたいと思ひます。

上田 説明員 引揚者の声もきかず又引揚者を代表する者が委員のメンバーにも加えられずして調査会がすすめられているということについてすでに反対の声がありました。

大野 会長 それでは宮崎委員、阪田幹事のいわれるような方向で運営することと致しまして、この次は法律上、条約上の詳しい事を法制局と外務省当局に伺いたいと思ひます。なお、委員各位は、本日提出されました旧日銀券等処理の問題について御質問がありましたらこの次の第三回会合の以前についても直接幹事宛、お尋ねして下さい。何か幹事側で御発言がありますか。

阪田 幹事 旧日等の問題についてこの次の会迄いろいろ御検討願ひたいと思ひます。又何かこの問題について御註文がございましたら御連絡下されば、資料等につきましては、直接御送付申し上げます。

大野 会長 そのほかお気付の点は直接幹事まで御連絡下

さい。
ではこれにて第2回の在外財産問題調査会の
会合を終わります。(午後3時55分)

極秘

才子國在外財産問題調査会議事録

場所 大蔵省2分室

日時 昭和29年1月12日(大曜日)午後1時30分—3時

出席者

委員 大野竜太(会長)、小訂利得、中村建城、法華津
存太、松島鹿夫、宮崎太一、宮沢俊義、柳井恒夫、
茂東栄(50音順)

政府側一幹 中・・・総理府審議室総括参事官代理大竹政
界、法制局次長林修三、大蔵省理財
局長改田泰二、引揚振護庁次長代理
全引揚課長木村以雄、外務省アシア
局長代理全才1課長小倉太作

説明員：・・・外務省条約局長下田武三、全才3課
長重光晶、大蔵省理財局外債課長上
田克郎、全課長補佐西井保雄、福見
義直、伊集谷浩、大蔵省銀行局銀行
課長森村裕、全課長補佐森本則雄、
高橋英明、安彦三郎、理財局経考課
係長上坂好美、管財局附鎖帳課課
長補佐坂上行雄

提出書類 (別表)

麻 会 午 前 / 時 55 分

大野会長 ではこれから第3回在外財産問題調査会を開催致します。お手紙の会議次第の順序で会議を進めてゆきたいと思っております。

まず「在外財産の処理についての解説」について、林幹事に御説明をお願いいたします。

林 幹事 「在外財産処理に関する国内法規について」という題に合うか、どうか、わかりませんが、条約と国内法との関係がどうか、ということにつきまして、政府が現在まで国会等で答弁していること、及び答弁はしてはいないが、政府として、又は法制局として、考えている点について、御説明したいと思っております。国会での答弁は一派政府の意見という事がございますが、そうでないものは内部的な考であるという前提のもとに御説明したいと思っておりますので、この点予め御了承願います。

「在外財産処理に関する国内法規について」の説明としてござりますが現在の処所謂国内法

と、いうものは大體において出ておりません。従いまして諸国平和条約が国内法規との関係においてどういう意味をもつかと云う問題になつてくるだろうと思つております。大體、御説明致しますと、対日平和条約の第4条、第14条、第16条、及び在外財産と直接の関係はありませんが第19条、それから第20条が関連条文であらうと思つております。そのうちで最も代表的なものは、第14条でございまして、この第14条は御承知のように、旧連合国にありました日本人の財産を、旧連合国側がその管理下においてこれを処分する。その結果といたしまして日本人の在外財産がなくなるという形になつておると思つております。

今まで、国会等におきまして、在外財産の処理の問題についての回答は、この第14条についてだけであります。

実際的に見ますと大蔵省から御説明がありました通り第14条の対象の財産は比較的少いのでありまして、寧ろ、この第4条の朝鮮、

台湾、関東州、樺太或は平和条約がはっきりあるともないともいえないのですが、中英の關係の、こういうものが在外財産としては大部分であります。

オノ4条の對象になりますのは米國或は中米諸國及び欧州諸國にあるものだけであらうと思われま^す。従つて、このうち一番大きなものとしては米國あたりではないかと思ひます。實質的にはこういう意味におきまして重要性は比較的少ないのであらうと思ひますが、法理的にはこれが議論の中心となつていたやうでございます。

この14条の結果として外國の政府が処分しました財産、これに対して国内法上補償すべきかどうか、憲法オ29条に基づいて上記の補償が必要なのではないかと、という点に議論が集中されていたやうでございます。

これに対しまして、国会におきましては法務總裁が答弁したことがござい^ますが、これが結局政府側の意見であるということになると

思ひます。結局、その趣旨は外國における財産の成金はその國の法規によるものであつて、外國にあつた日本人の財産がその外國における法規と処分されるということは、日本の国内法に直接関連する問題ではない、従つてこれは直接日本政府が国内法に基づいて財産を処分したというやうな問題ではないから、憲法オ29条オ3項にはまとも^に該当しないということであつたのでござい^ます。ただ社会政策的に見て日本政府としては何とかしなくてはならない、これが政府としての問題であるといえ^ばいえないことはない。オ14条につきましては、このような根本方針をとつてゐる款ですが、その他については多少考え方はずれてくると思ひます。

16条

次にオノ条がござります。これは中立国に
ある日本人の財産に関する条文であり、これ
を日本国の捕虜虐待の補償費用に充てるとい
う意味で連合国側がとれるということですが。
この書き方が何處なのでございまして、これ
は当時以後大蔵省ともしばしばお打合せして
おるのでございしますが、極めてこれを冷やかに
読みますと、結局これはオノ4条の連合国
にある財産とは多少取扱の性格が違うのでは
ないかと考えております。これは条文から申
しますと結局、日本側がこれらの財産を引き
渡すよう旨恰好に書いてございます。中立国
にある財産を日本側が引き渡すという意味如
何にもなるのですが、中立国にございます財
産といえどもその国の法令によって認められ
た財産なのでございまして、たとえ、それが
日本人の財産でありましても、これを一方的
に日本政府だけで処理することは不可能だと思
います。結局は所有者に対して何等かの代
償を出して引き渡すというよりは、何かがないの

ごめなかりかと思ひます。それができなければ
この旨恰好につきまして国内法令で処置せ
ねばならないのですが、それができるものか
どうかは同題です。これが日本に住んでいる
人間相手なら簡単ですが、結局は買って引き
渡すと云う他に方法はないと思ひます。もう
一つはここでは equivalent なものを引き
渡してもよろしいということをつけているの
ですが、特に日本政府として財産をそのまま
引き渡すことができない場合には、又相手の
国が特に要求する場合に、その財産と等価
のものを渡せばよろしいといつてゐるのです。
そういう意味から申しますと代替的な請求権
といつたような恰好のものを規定してゐるの
でございます。これを実行する上においては
連合国にある財産を処理する場合と法律的に
違つたものになると思ひます。この16条の関
係につきましては今連国会で一度も賛同がな
く政府も答弁したことはないのですが、これ
は賛同されれば当然上記のように答弁せざる

第4条

を得ないのではないかと思えます。

それから関係条文には第4条がござります。

即ち朝鮮、台湾、樺太の問題で旧本土のうち放棄した区域の財産がござりますが、これについては直接財産の処理を規定しておらず、特別取極の主題としております。これは第4条のA項にござります。このA項だけでござりますと問題はなかったのござりますが、B項があとから——これは多分朝鮮の要望があつたのではないかと考えますか——あとから挿入されました。法的にいいますと、日韓、日台、それから樺太につきましては日本とソ連との間ですが、これらの間の条約によって処理するということになっております。

今、日本としては公式的にはこの4条だけによつて^はこれらの国にある在外財産を放棄しているわけではありませぬ。処理未済なわけがござります。一番代表的なものは韓国政府との間の処理交渉であります。この処理交渉によつてはつきり放棄するか、或は代償をと

るかということになりますわけですから項の意味につき多少問題があるのでありまして、このB項を承認した意味は要するに財産収の形態が受つたというのをいっているだけでありまして、何う側が清算したことだけを承認したがその清算代金をも放棄したのではないことは明らかです。従つてその清算した代金はとれるのでありますから、いわゆる国内補償の問題は起らないと思ひます。

第19条

次に第19条のござりですが、第19条の中
 では特に項が関連があるのではないかと考
 えます。これにつきましては、はっきりしな
 い点が沢山ござりますので、外務省からよく
 御説明して頂きたいと思っておりますがこれは旧根
 軸国財産の問題に関係しております。又20
 条もこれの関係です。外国にある旧ドイツの
 財産は——始めはソ連も入っておりましたが
 ——結局米、英、仏、3国の間のベルリン協
 定によりこの3国にvestすることになって
 おります。20条はこのことをいっているわ
 けです。併しそうでないものもあるわけで、
 結局3国がこのvestの権限を行使しなかつ
 たものもあるわけで、これにつきましては、
 第19条のc項で相互放棄を条件としてお互
 に請求権を放棄し合うことになっております。
 ところが、御承知のように未だドイツとの間
 に取極かできておりませんから、相互放棄を
 したことはなっておりません。又ドイツは
 この平和条約に入っておりませんから、この

第20条

19条C項
の解釈

19条で本当に意味があるのは、19条
 のc項の最後のセンテンスであつて、こゝで
 19条の規定は16条乃至20条の行動を等
 するものではない要するに連合国のベルリン
 協定に基づく取扱いを等するものではないことを規
 定したわけですから、結局ドイツの財産の問題
 は連合国がvestしなかつたものに限って19
 条のc項に基づく日本とドイツとの間の取極に
 よるわけですから、連合国側に対しては日本側は
 ドイツが全面的に放棄すれば、日本も全面的
 に放棄するという具合にしております。ど
 のような条件で放棄するかはこれからの問題
 になるわけですから。

在外財産処理の問題に関連致しまして、第
 19条のa、b、c各項目、皆国内財産に關係
 があるのでございまして、御承知のようにa
 項では連合国に対する日本人の財産請求権全
 部を放棄しております。

これにつきましては、意味上の問題がある
 のでございまして、これに対しまして、国会で

は法律的に説明したことはございませんでした。このa項は色々な読み方があるのではなからかと考えております。形式的には日本政府が放棄したとっておりますが、a項とc項とでは書き方が違っております。a項には「日本国民の爲に」と書いてはございませんが、c項には、はっきり「日本国民の爲に」と書いてあるのでございます。a項は「日本政府は日本国及び日本国民の請求権を放棄する」と書いてあり、条約の解釈からすれば、恐らくは「日本国民のため」という意味であらうとは思いますが、極めて形式的に読めば日本政府が放棄するという意味は、政府が自身に属する財産権を放棄するという意味と、日本市民が行動するのを保護しない、所謂保護権を放棄したという意味との2つが出てくる。国民自身の持っている請求権は、これは恐らく実行できまいけれど、これまでも放棄するものではないというふうに解釈できるのであります。未だこれは正式には発表し

(a)項

たことはございませんか。このように解釈すれば、多少筋が通るのではないかと思っております。係しこの解釈が妥当であるか否かは議論のあるところだと思っております。このような解釈をしますと、国内の日本国民のもっている請求権の場合でも、この請求権を行使するためには日本国内で訴訟を起すことはできないので、対外請求権の場合には、これらの請求権を実行する為には、その国に出かけて行って、そこで、外国での訴訟による仕掛けを行い、ということになりまして、19条a項の場合、国民個人が当該国へ行って訴訟を起し、請求権を行使しようとするものまでも禁止しようとするものではないと解釈できると思ひます。係し、これは恐らく実効の伴わない解釈で、こう解釈できるのではなからうかという極めて技術的なもので、寧ろ、政府の補償ということを義務づけなからうという、結局、款政当局にはこういう立場が強いので、その立場で行けば、このような形式的な解釈

もできるという意味のものであります。

以上大体、平和条約に基づきますところの在外財産同額処理の国内法上の問題を申し上げたわけでありまして、結局国内補償をしなればならぬという議論は致しておりません。オ
16条だけが多少問題でございますが、これも恐らく強制的におさえるのではなく、買
うのだ、買わないとすれば、その代りのものを
出すのだという法律論になると思います。国内
的にはあと同額になりますとは、何かと憲
法第29条に^はひっかからない、在外国民の保
護権を放棄したという問題はあると思いますが、こ
れについては社会政策的に考えて措置をせね
ばならないとしても、それ以上のことは必要
ないのではないかと思います。簡単に申し上げ
ますと大抵こんなふうになるのではないかと
考えております。

以上申し上げ足りない点が多々あると思
いますが、私の申し上げた中で、何か御質問で
もございましたら。

大野会長 何か御質問はございせんか。

林 幹事 私もよくわからないのでございますが、オ
19条の放棄した請求権の範囲は、純然たる
国内法に基づく民事上の請求権、例えば暴行に
よる損害に対する請求権も放棄したのか、或
は公权的な公の行動に基づく請求権で、国際
的性格を持っているものだけを放棄したので
あるか、又は連合国の軍人の多少プライベート
な行動から生じた請求権までも放棄したの
であるか、例えば、買物に行った時に、連合
国人が自衛戦争で、人をいいたとかという
ような場合の請求権をも放棄したのか、いろ
いろ読み方があると思うのですが。

下田稔奇長 「すべて」の請求権」と書いてありますが。

林 幹事 「すべて」とあるのでございまして、戦争と
しての行動、軍政としての行動、軍人として
の行動に起因するものは別としても、こうい
うものから明らかに離れた、今いったような
完全にプライベートな行動に起因するものは、
放棄の範囲には入らないのではないかと

契かするのですか。

柳井委員 政府が国民の請求権を放棄することは、いいかえれば人の請求権を放棄するということなのですが、これは結局はいいかえればC項と同様に「国民のためにする」ということになるのではないのですか。

林 幹事 条約の解釈としてはa項の場合もC項と同じように「国民のために」と解釈できないことはないと思いますが、a項とC項とを何故このように文章をかえたかという問題はあるのであるとしても、条約の上からいえば、国民が勝手に請求権を外国に行つて行使できるという解釈は甚だ困るだろうと思いますからおそらく「国民のために」という意味だろうと思います。

ただこれを極めて形式的に見ますと国民自身の請求権まで放棄したものでないというようにトリクツもつけられるのではないかと思っております。

柳井委員 19条a項とC項は Reduction の時はどう

だったのですか。

下田条約局長 私共は平和条約のときおりませんでしたので
.....

柳井委員 これは気がつかずに済んでしまつたのではないのですか。連中の方でも、条約にはよくこういうことがありますか。

例の原爆の損害を米國に請求しようと訴訟を起している Case がありますが連中の考え方は今、林さんのおつしやられたようなことからきているのではないのですか。

林 幹事 そうだと思いますし、言葉だけとらえれば国民の請求権をも放棄したのだという議論に対して異議がいえぬ余地があるのではないかと考えますが.....

柳井委員 次に916条の関係なのですが、私が最初条約草案として新聞発表を見たときは、確か16条の規定はなかつたと思いますが、その後条約の発表の時掲載されていたように記憶するのですが。

林 幹事 最初からあつたように記憶しております。

柳井委員 ヌノム条はダレスの条にはなくて、あとで英
国の注文で入ったのだと聞いておりますが...

下田系約局長 ダレス条のときもあつたように思います。

重光条約局長
サミタ さま程の新聞発表のことですが、最初の新聞
発表の時にはありませんでした。正式に外務
省に渡された草案には入っておりました。

林 幹事 ヌノム条は連合国が自分の国の法律で留置清
算するのでござりますから、日本側には全然
問題はございませぬ。ヌノム条関係は直接日
本政府が手を出してするという事になって
おりますから、この条文は始めから入ってい
たはずで。

我妻委員 このヌノム条は中立国にある日本人の財産を
或る当該中立国のためではなく矢張りどこか
連合国のために.....

林 幹事 そうです。引き渡すという事も、中立国には
中立国の法律もあり、憲法もありますので、
中立国としても勝手に処分することはできな
いはずですから、例えば、スイスと連合国と
の間で協定を結ばねばならぬのではないかと

考えております。

我妻委員

ほかのノム条等の条文と違う大きな点だと思
うのですが、ほかの条文の場合だと、こちら
が放棄をすればそれで済むかこの場合は、ノ
ム条はそうはゆかぬ、少なくとも先方に移さな
ければならぬ。そこで引き渡すという表現
が必要になつたのではないかと。矢張り堅持の
上では政府としても捨てるという点で
同じではないですか。

もう一つ大きな違いは、ここで賠償としてと
いうことがはっきりしている。即ち政府が賠
償したものは賠償ならぬ、私人の財産をもつ
てあるという趣旨が明らかに表われている。
ノム条の方にこういう趣旨がかくれているの
が、いまいち。

林 幹事

ヌノム条全体が賠償の規定といえますから、
ノム条にもその趣旨があるのですが.....

我妻委員

とすれば、このヌノム条が憲法サ29条サ3項
と無関係というのはおかしい.....

林 幹事 14条は賠償の規定ではございませぬが、直接の関連は書いてありません。戦争でこれだけの損害があつたから、これだけの賠償を払ふという事は書いておりませぬ。たゞ、自分の国にあるものは取り上げるということですから……

我妻委員 賠償の規定であるとするは、賠償というものがどういふものであるか、更にそこから戦争理論に入らねばならぬのではないかと思います。戦争に勝つたものは自分のところにある敵国の財産は取り上げられるのが当然で、賠償はそれ以外に払ふという事は昔の戦争で、近代戦争はこれだけの損害を受けながら、わが国に勝つたならば自分のところにある敵国人の財産も没収できないのだということになれば、14条ははっきりいつていないけれども矢張り賠償の規定という事になるのではないのでしょうか。

林 幹事 1次大戦の時は個人財産は取り上げたが、その額は計算して清算はしている。たゞとり

上げるという事はありませんね。

下田委員 ヴェルサイユ条約のときからそうなつています。林 幹事 確かにドイツは賠償額を背走しないも、個人の財産が賠償に充てられて計算されてゐたと思ひます。

我妻委員 近代戦争では個人財産を返すという事はないので。

柳井委員 近代戦争でも戦争が終れば当然返還されるという事はおかしいでしょう。

我妻委員 返すという事は返はゆかないのでしようが、柳井委員 矢張り条約ですべてをきめるということでしょう。

我妻委員 するとその条約のなかにある理念としてはどういうことなのですか。

林 幹事 外国の法令に基づいて外国に残してきた財産なので、それが返還されなくても別に国内法に抵触することはないはずですし、少くとも憲法29条3項に引っかかることはないと思ひます。たゞ、財産を没収された人々に対して政府が如何に救済的に行ふかという内

題はありますが、……、殊に、朝鮮、台
湾、滿洲等に対しては、戦争中政府としても
何年かの政策をもっており、国民に要請した
こともあるのですから。

我妻委員 その後に残る向題については、政府としても
何とかしなければならぬのではないかと。

林 幹事 それは向題として残ると思います。

宮沢委員 常識的には何れでも結論は異なるのかですね。
広い意味の賠償に充て、国家が私人の財産
を侵した。この点は間違ない。がそれだから
といって直ちに国家が補償しろということに
はならないという理論で、そこを何と説明す
るかというところに根本向題があるのではな
い。

柳井委員 つまり国家と私人との関係においてですね。

宮沢委員 戦争とか 条約とかいうものの本質的なもの
からそういうところに来るので、たゞ、形の上
から私人の財産に対する補償として憲法29
条を引合に出されたくないという気持がある
わけですね。

柳井委員 14条の如きは、このA項の最初を見ると、
これは何としても賠償の規定ですね。賠償す
べきだとそれではできない。せめて、これだ
けのものはとってしまおうという……。

林 幹事 14条全体からはそういうこともいえると思
います。

宮沢委員 その場合、憲法と条約とかが同じ法範疇だと
すれば憲法が全然無関係であるとはいえなく
なります。そのところが違うのではないかと
しょうか。特に「条約」という点にですね。
何かあるのではないかと思っているのですか。

柳井委員 この条約は議会の承認したからよというも
のの政府が勝手に人民を保護する権利と義務
を捨てることに対して国民が何も文句をいえな
いというの常識的にいつておかしい。

宮沢委員 戦争に敗けて領土をとられた場合、その領土
の人民が嫌だといつてもしょうがないわけだ
ですね。

柳井委員 その場合補償はどうなりますか。

林 幹事 その場合にも憲法上の補償の向題には参らな

いと思います。

我妻委員 憲法第29条と無関係だといいきれる^のでし
うか。

林 幹事 抑々条約が国民の所有権の放棄を命じ得るか
どうかの問題です。

松島委員 スイスは個人の財産を個人の同意なくしては
処分できないというようなことをいっている。
スイスは現在日本人の財産を封鎖している。
あれはどういう理由でやっているのですか。

下田条約局長 それはやはり第16条があるからであって、
結局ドイツと同じ結果になると思います。

松島委員 16条と関係なくスイスは日本に対する債権
の担保として封鎖しているときいていますが
そんなことはありませんか。

下田条約局長 それはあります。

柳井委員 ゲーリング時代にその片腕といわれたウォル
グートから私が貰った手紙によると、16条
関係の資産の問題でスイスから何が日本に申
入をしたとかするとかいうことが書いてあり
ますがその事実があるのですか。

重光条約局長
サヨ 課長

スイスから日本に対するクレーム問題でし
う。

スイスの方は早く自分の分はとりたいという
事でクレームを洗ってみたいということをお
し込んできました。

我妻委員 政府に対する権利ですか。
重光条約局長 結局そうです。

我妻委員 たとえばどんな例があるのですか。
重光条約局長 南方等で戦争状態から発生したものです。

柳井委員 普通の場合のものもありますね。例えば通常
の契約関係のような場合ですね。

重光条約局長 戦争中の日本政府の代金未払のような問題が
あると思います。

松島委員 これがスイスにある個人財産を封鎖している
原因となっているのですか。

重光条約局長 形式的な面からはスイスは条約を知らな
いという事になります。それですから当然
には封鎖すべきでない。しかし自国のクレ
ームが解決していないので封鎖を解除してお
りません。押えていることがおかしいとい

ても、それだからといって解除するといふことになるとノル条実施の義務を負っている我が方にとって色々な問題が生じてくるということになるのではないのでしょうか。

松島委員 それも理屈からいっておかしいですね。日本政府の債務に対して個人の財産を押えておいて将来の補償の対象にしようといふことは、

聖光条約局
第3課長 スイス、スエーデン、ホルトガール等もそうですが、戦争中から話があったものです。どうしても話がかからないから自国内にある日本人資産をそれまで押えておくかそれはすっぱりとつてしまうのではない。日本の不法行為に対する一時的の措置であって、よくある例ではないかと思えます。

宮沢委員 ノル条は何れにしても何かの形で代りのものを出さなければならなくなるのではないのでしょうか。

林幹事 そうです。ふこうから請求さえあれば、政府が送返することはできるのですから。しかし国民のものを政府が強制的に買い上げて引渡

すことができるかどうかという問題はありますか。

我妻委員 ノル条の実際は補償しなくてもよいとはいかぬようですね。ノル条がそうならノル条も同じ取扱になることになりはしませんか。法的には、日本政府の引渡行為がその国にはさまるかどうかによって賠償になるかならないかということになってしまっているのですね。

松島委員 中立国に引渡すといふのと日本が敗れた相手の連合国によって処分されるというのとで違うということになるのだろうか。ノル条がもしノル条と違うとすればそれは結果にどういふ影響を及ぼすことになるのでしょうか。

林幹事 よく判らないのですが、その点は通るのではないのでしょうか。

我妻委員 だから「敗れた」ということの相違がその先の論理にどこまで相違としてでてくるかという事です。

大野会長 ちよつと皆様にお諮りしますが、論議は次の項目と同じようになってきていますから、条

約局長から「在外財産処理に関する国際条約
について」の御説明を承ることにしたいと思
います。

下田条約局長

それでは私から敗戦国に対する賠償等の懲罰
の面識につきまして、各委員の方にご参考と
してなまの意見を申し上げた方がよいと思
いますので多少個人的な意見をまじえまして、
ご説明をさせていただきます。

敗戦国に対する懲罰方法につきましてどうい
う風に変ってきたかということにつきまして
はいろいろとござりますが、ここでは敗戦国
から何をとるかという問題に限定いたしまし
てその歴史的変化を御説明したいと思いま
す。昔は敗戦国から先づオノノ領土とか政治的
利益というふうなものをとったのでございま
し、かつての日清日露戦争の場合にはそれ
が台湾なり樺太のように領土をとっており
ます。次に賠償をとるということも戦費
即ちお前の国をやつつけるのにこれだけ
金がかかったのだから、これだけよこせと
戦費、軍費即ち現金賠償をとったのであり
ます。

これが今世紀の初めまで行われてきた慣例で
ござります。今世紀に入ってからには領土とか

政治的権益の問題が大きく変つて参りまして、
オノ次大戦からはその住民の意思を無視し
て領土を割譲しないということになつたので
ございます。オス次大戦におきましては東西
洋憲章ではっきりこのことを規定してありま
す。しかし日本の場合は領土をとりられており
ますが、これは、カイロ宣言で、もともと日
本が清国等から盗取したもので、これを正当
な持主に帰すのだということにしてあります
そのような事で領土とか政治的権益のふんど
り方は余り變つておりませんが賠償の方にな
ると非常に變化しております。日清戦争の時
きは現金を2億テールとつております。日露
戦争のときは小村全権の採しようにも拘らず
無賠償となつて、あの焼打事件となつたので
あり、結局賠償はとるべきものであるという
ことになつたのであります。

オノ次大戦の時には連合国に与えた損害及び
国民に与えた損害に対して現金賠償もとつた
がそれ以上に連合国にある敵国の私人の財産

を留置清算するということが新たに加へた
のでございます。

一方戦争中、国有のもので私有的のもので
軍事的な意味を有つもの例えば船舶その他の
ものをとつたのでございます。

ところがオス次大戦からは更に大きな変化が
あつたのでございます。それは敗戦国を長い
期間占領する無条件降伏という方式をとつて、
全部軍備を破壊してまいりますのでそこから
はとるものがない。且つ現金賠償につきまし
てはヴェルサイユ条約の例を見ても実行できな
いということがわかつておりますので、今次
大戦では全く向題にしておりません。

結局生産賠償とか役務賠償という形になつて
きたのでございます。ヴェルサイユ条約等では
賠償賠償ではなくて、国民が蒙つた損害の
補償に充てるために、留置清算した敵国私人
の在外財産をそのままとつたということにな
るのでございます。こういった變化を来した
理由は、戦争中に敵国人の財産を管理するに

いうことが行われまして、それを留置清算して、戦力を増強するために使用したのであります。

従って終戦になったからといって、これら清算した敵国私人の財産をもとに復するということができない。又オ二次大戦ではイタリアもドイツも日本も無条件降伏をしたので敗戦国の側からこれらの財産の処分に対しても文句をつけられない。留置清算したことに対して文句をつける方が非常に弱くなって来たことも一つの理由だと思えます。

又、戦勝国の側からいっても戦敗国の経済力の低下は結局自分の負担になりますので、イタリアの場合をとつても、平和条約の74条にはイタリア国の経済の再建を妨げないという規定も入っておりますし、桑港条約の14条にも日本の経済再建ということが大きな制限となって規定されて、日本に外貨負担をできるだけかけないということが、制限となって賠償負担は非常に軽減されております。即

ち戦敗国政府からとる賠償が莫大軽減されて来たので、その代り必ずとれるところの自分の国にある敵国私人の財産をとるといいうことが行われているわけです。又オ二次大戦後は占領期間が長くなったので、平和回復車につくられと既成事実が、そのままとなってこれをくつがえすことが困難になったこともその原因の一つだと思えます。ともかく在外財産をそのまま没収することが困難になり、一方新たに賠償を課することが困難になってきているので、最も取り易い自分の国にある敵国私人の財産を戦争中の状態のままとつてしまおうということになったといえます。

然らば敵国私人の財産を敗戦国家の賠償義務の代りとしてとつた場合に、その敗戦国政府は国民に補償しなくてはならないのではないかということが問題になって来ます。……

これは先例を見ますとオ二次大戦後のドイツはヴェルサイユ条約の会議の際には、ドイツ国民の在外財産をとることは私権財産の侵犯で

あつて国際法規に及するとリフマ大りに及
したのでが 連合国側は国際法規に及する
ことは認めが 条約には同時にドイツ国政
府の国内的な補償義務が定められてるから
私有財産の没収ではないし、私有財産権を無
視したわけでもないというこゝになつて押し
切られてしまつたのでございます。事実ヴェ
ルサイユ条約には補償規定があるのでございま
す。

ヴェルサイユ条約の260条のオム項及び297
条のり号にこの規定がござります。

今次大戦のイタリアの平和条約の際の1943
年のパリ会議の時もイタリア全権からも同様
なことが主張されましたが、結局この場合も
補償規定が入つたので、これも泣きね入りと
なつてしまいました。イタリア平和条約の79
条のうがその規定でござります。

かくして連合国側も国際^法法を認めながら、
良心のなやみには苦しみながらも国内の補償
規定をおいたことによつてあづかに心のなや

みをなぐさめてくれたのでござります。

対日平和条約にはこれらの補償規定がござい
ません(以下削除)

補償規定がないことは 個人的な意見として
申し上げますと、日本政府のその国民に対す
る義務を免除したものでない。これは国内
問題として承理すべきものとして条約は自紙
のまま残したものである。このように考へて
おります。日本国内の問題として残された場
合に考慮すべき問題は他の国際法の過去の慣
例及び国内法例えば憲法第209条の如きもの
との関係を考慮して、自紙に残したものであ
らうと思ひます。要するにその義務を免除し
たという意味があつたものではない。かよう
に考へております。

なお国内補償の先例につきましては、大蔵省
から既に御説明があつたことと思ひますが、
御参考までに述べますと条約でも、ヴェルサイ
ユ条約の場合やイタリア平和条約の場合に国
内補償が義務づけられてあつても、それで直ちに

当該国民に国家に対する請求権が発生するものではない。

従いまして日本の場合は条約に補償規定がございせんから、全く白紙から出発してよいと考えております。

イタリーの例は申訳ございせんが、全貌がわかっておりませんで、只今御説明できませんが現金で補償しているのではなくて、公債でやっております。ドイツの先例はヴェルサイユ条約成立後3年半の後に国内補償法が成立しております。成立したと申しましても決して十分の補償ではございせん。時期的に遅れて、しかも金額からいっても不十分な補償なのでございせん。

要点を申し上げますと、財産の評価は戦前の相場ですからこれはもうとるに足らぬ相場でありまして、為替レートの換算率は戦前の換算率でありますのでこれで又殆んどとるに足らぬものとなります。御承知のようにこの補償規定が実施されましたのがドイツの大イ

ンフレ後でございますから、もうこれは本当にとるに足らぬ額となつたのでございせん。そこで個人に対しまして基本補償という制度を設けまして、最初政府は戦前相場の4倍という数字を出したのでございせんが、戦後におきまして、この4倍という数字は余りに低く低いということになりまして、この4倍を10倍と致しました。それでもなおまだとるに足らぬ額でございますので、そこで追加支給金という制度を作りました。この追加支給金という制度が非常に面白いのでありまして、戦前の水準を認めまして奨励的意味をもたせてあります。

先ず全額と申しますのは或る私人が外国にあった財産を全部失つた即ち経済的基礎が全くなくしたというような場合は、戦前相場の25倍というものを与えてあります。従いまして基本補償が10倍でございますから35倍をえたということとなります。又国内における事業の再興というところがございまして、これ

は国外において昔、かつてやっていた事業を
国内において再興したというような場合には、
戦前価格の40倍、従いまして基本補償の10倍
を含まして50倍ということになります。そ
れから外国における事業の再興、これは外国
において昔やっていた事業を外国において再
興したという場合で、これは50倍、従いまし
て基本補償の分と合せて60倍ということに
なります。最後に全損で然も外国再興とい
うのかございます。これは全損者が外国におい
て事業を再興したという場合、これにつきま
しては戦前価格の70倍、従いまして基本補
償の分と合せて80倍という数字を与えてお
ります。つまり10倍から80倍であります
からノ対8という非常に奨励的、建設的な意
味をもたした立法をしております。

これは機械的なものに較べて、非常にドイツ
的で面白いと私は思っております。一方これ
を以て現金で償したわけではございませんの
で、現金支給は、財政的負担からコンプレ

で面白くない。そこで400万マルクまでは
現金で償しましたが残りは4年償拂置の大蔵
省証券としたのでございます。又これら補償
金には凡て課税が免除になっております。

以上がドイツの例でございますが、この在外
財産問題調査会として結論が出まして、補償
するようなときにはドイツの例がご参考にな
るのではないかと考えます。私共が考えます
のに日本の国内補償の問題も解決すべき時期
が来っているのではないかと思っております。
先ほどドイツの場合は3年半かかったと
申し上げましたが、日本もこの春で平和条約
発効後2年になります。これから先生方のご
研究の成果が出まして本年度予算には無論尚
に合わないことではございませうが来年度に
でも計上いたしまして、やつと3年から3年
半、ドイツの場合と同じ位にどうか具体化
するのではないかと思います。そしてこの場
合にはたとえ補償をやるといたしましてもド
イツの例でも判るように、決して日本の現状

からいつて充分なことではない。しかし少
しでもやるという場合には、このドイ
ツの例等ご参考になるのではないかと考えて
おります。繰り返して申しますと平和条約で
国内補償の点をドロップさせておりますことは
決して日本政府にその義務を免除したのでは
ない。又最近の対外交渉で見ましても、通商
条約でもいかに私人^の財産の尊重ということが
大争であるかは数々のそれに関する規定が、
念には念をおいて要求されておることでも充
分わかると思えます。私人の財産の尊重と
いうことは、日本が新憲法下文明国として存
出するうえには見逃すことのできないことで、
国内補償をやらないとした場合、連合国側と
しては決してこれはおごめのよいことではな
いと思っております。

平和条約には国内補償義務の規定はないけれ
ども、やはり私人の財産の尊重という民主
主義の最大原則を尊重して、国内補償を、首
しいながらも日本政府が実行したということ

で、更だめで連合国側の日本に対する見方が
好意的なものになるのではなぬかと感ずるの
でございます。誠に歓迎に説法で恐縮ござ
いりますが、どうぞこの見地から公正な解釈を
委員の皆様から提起されるよう私はひそかに
外務省員として、大蔵省と多少意見が違うか
も知れませんが、お願ひする次第であります。

松島委員 今のドイツの補償の話を書いていると、日本で今為していることと少し違うように思う。再失した人と多くの犠牲をやるうという考え方に対して、日本は再失できた人にはやらなめで、困った人にやろうとしている。

宮崎委員 ドイツの例ですが、法人、個人全部平等でやっておりますか。

下田条約局長 はつきり申し上げられませんが、そうだと思います。

法華津委員 ドイツの今の補償の制度は実施になったのは大体何年頃ですか。

下田条約局長 1923年の6月9日頃最終的なものが公布になりました。

法華津委員 その時のドイツのインフレはどうかだったのですか。レンテン・マルクのごきたのはもう少し後でしょうか。

我妻委員 1923年11月です。

法華津委員 そうすると結局、実施にはなってみたものの、インフレでどれほど大した犠牲はなかったんですか。

我妻委員 ドイツの場合いかにも法律的に補償を実施したようにして実質的な財政支出は零細なものにしており、いろいろな場合に依りて追加減で調節するというふうな持っで行き方ですね。赤帯に巧みな方法だと思えます。日本でも賠償との差引の計算上だけでも零にしており、あとから適当な追加減で補償するというふうにもって行つたらどういふことが考えられますか。

法華津委員 ドイツの場合インフレとのかみ合せが非常に効いてくるわけで、その実施の時期が実質的な問題になるわけですね。

松島委員 今次大戦ではドイツは条約で補償の義務をどう扱うことになっているようですか。又現在国内法では具体的措置をとつていらるのですか。

下田条約局長 今度恐らく、将来対独平和条約ができればと国内補償規定が入るのではないかと思えます。というのは日本の平和条約ができる時の賠償とは違ひまして、経済的復興が相当進んでおりました。インフレの再発する恐れもな

いのですし、能く、ヴェルサイユの先例を踏襲するのではないかと思います。今次大戦での例としましては、52年、英米とドイツの協定ができました。この協定では、今迄に連合国がドイツ資産に対してとった行動、それから将来とる行動は、全部承認するという事になっています。しかし平和条約のように決定的に処分したわけではありませぬので、全般的な在外財産につきましては、国出補償等の措置は何等とっておりませぬ。ただドイツ国内において戦災を受けたものに対する国内立法はござります。戦災による損失を補償してやる、これは色々なごまかい規定があると思います。それからドイツ人で戦争中、戦後を置いて政治的理由で外国から追放された者に対しても、補償するという、そういう部分的な規定もござります。

宮沢委員

補償するとして五箇は上のだが、実質的な処理は非難にふつかり。憲法に基づいて導かされても、政府にせよしも補償義務がある

はいえなれと思ふ。結局、社会政策の何々やるという事になるのだと思ひますが、何れの場合であつても実質的な補償は無理なことで、結果的には同じことになるのではないかと思ひます。

相対的局長

憲法に基づいて補償するとしても、憲法29条3項に該当するものではないと思ひます。ワイマール憲法にも、公共の利益の約には正当な補償をして財産権をとることができるといふ規定がござります。その約の公共といふのは、たとえば道路をつくるために個人の土地を収得するといふような意味のものであつて、外国に財産を持つていた限り、それをとられて、国家全体の賠償金に充たされるというものは、この公共といふ文字には当らないと思ひます。そうしますと第29条1項の「財産はこれを侵してはならない。」という原則、それ自体の適用だと思ひます。同条法上でも、元来この原則に反して、個人の財産権を侵すということは成り立たない憲法に

通らないわけでは。

官談委員 「侵してはならない。」といつても、今の場
合、既に侵しているのだから、結局、侵した
後の措置を政府としてはどうするかという問
題にならざるを得なかったでしょう。

下田条約局長 しかし、条約がその点について無言であつて、
それを免除したものとみるか、そうでないか
ということ、その条約ができたときの交渉
経緯であるとか、歴史的沿革、国際法上の先
例を勘案して、異議がない所を定めるように
なると思います。

我妻委員 それはその通りでしょうが、29条1項が根
でできて、非常にやかましくいえば、在外
財産を放棄したこと自体が憲法違反の条約だ
ということになるわけだ

林 幹事 たとえばアメリカにある日本人の財産を、ア
メリカ政府が法令を出して、没収した。これ
は日本国憲法に関する問題ではない、アメリ
カの憲法に関する問題で、これがアメリカの
憲法上、合法なものであれば、結局、日本と

しては、保護権を行使するかしなりの問題
になつて、国際正義に及する、といつて抗議
ができるわけでは、抗議を申し込んで受け入
れられれば問題は無いが、受け入れられない
ような場合、どこへ、どうするかという問題
が国際法上の問題として残されるわけでは
何れにしても、このこと自体が直接日本国憲法
に及するものだけれいわけに行かず、又い
なり日本政府に補償を要求できる取柄にもな
らないと思います。

我妻委員 一寸違うのはこの場合は日本政府も条約を承
認してそれでよいと約束したという点にある
と思います。

林 幹事 それはそうです。そこでこの条約が一体憲法
全体の人権の保障とか財産権の不可侵とかい
う点から見て適当か否かという問題がでてく
るわけでは。

我妻委員 要な例ですが在外公館が在外の日本人個人の
財産を全部取り上げても、憲法29条の補償
の問題とはならないといつていいのですが

林 幹事 それはないでしょう。その財産が所在する国の法令でなりたっている財産ですから、例えば日本政府の機関がワシントンに在る日本人の財産を取り上げる方法はないわけですね。事実上日本政府が為替管理法といったようなものに基づいて外国にある日本人の財産を全部日本銀行に売れというようなことは或は出来るかも知れません。又売れといって売らない場合罰則をつくることは出来るかも知れません。しかし強制的に日本政府が外国にある日本人個人の財産を取り上げることは出来ないと思えます。

中村委員 今も1/4条が無かつたとして、外国政府が日本人個人の在外財産を没収したとしたら国際法上日本としては文句が入れ^るでしょうね。

林 幹事 それはいえると思えます。

中村委員 そうすると1/4条があるから始めて終局を合法的に取らねるわけですね。

林 幹事 その合法的という意味が問題なのですね。平和条約が日本憲法に抵触する^国といった場合、

国法は国法だけの問題として看過できないのではないかと、という問題があります。又一方通商航海条約とか平和条約そのものですが、条約の規定はその条約に基づいて主張できるのでそれもない場合は、結局国際慣例上認められた財産権というものを国際正義といったようなものを根拠として主張するより方法がないわけですね。こういうものに矛盾していても条約はかまわないかという問題もあります。

柳井委員

日本国憲法との関係では平和条約に財産権を侵害することが書いてあっても、国会は承認しているわけですね。もともと日本が平和条約を結ばなくとも相手は、自国にある日本人の財産をとれるというのであればこれはしょうがない。条約に規定があるのですから、結局日本の意志によつて、取つたのですね。

その規定が憲法違反していないと指して国会は承認したが、どちらか一方をなんでもやらないかと思つたのですが。

林 幹事 それともう一つは補償問題については全く考
えておらず、甘紙のままであとに残したとい
う考え方もあり得るわけです。

柳井委員 甘紙の状態とするなら憲法29条ノ項が適用
されて補償しなければならぬことになるが、
それとも29条ノ項には全く関係はないが、
どちらかという問題になると思うのですか。

林 幹事 前にお話した通り、国会での答弁では、オノ
4条は憲法オ29条と関係はないという態度
をとっております。

宮沢委員 そこがやっぱり問題のまづかしい処ですね。
条約だという風に一つの大きなポイントがあ
るのぢやないですか。条約が憲法と矛盾して
いるかどうか、これは問題ですけれど、少く
とも日本の国内での憲法違反問題とは根本的
に性格が違うように思います。

結局条約が国会で正式に認められているので
すから今ここで度急云々をいってみてもまし
らない問題だと思います。一方補償の問題は
憲法29条3項に根拠を求めればなく、

政府の社会政策的な考慮といったような見地
から行うか、どうかという問題になるのでは
ないかと思えます。

柳井委員 今のお話の考え方で行けば補償の問題は将来
の国内における問題として残して国会では平
和条約を承認したという考え方もでてくる。

林 幹事 実際には、国会ではそういうような議論は
できませんでしたが、そのような考え方で筋を
通すこともできると思えます。

柳井委員 そこで、例えばフランスの民法には個人の財
産は事前並つ正当な補償をしなければ取つて
はならないとあるんですが、憲法29条には
事前の補償ということも規定しておりません
し、又補償の時期については全く触れていま
せん。ですから補償の問題は将来の問題とし
て残してあるのだと考れば、条約は憲法に
違反しているというようなことはでてこない
と思えます。これから先に補償しないのであ
つたら29条との関係を論ずる余地がありま
すが、下手かの措置をとる方針をせればこの

問題は考える必要はないともいえると思いますが。

林 幹事 係し私は29条3項は何時補償してもよいというのぢやないと思います。これはやはり適正な時期に補償^をしなければいけないんで、何時してもよいという解釈は疑問です。30年とか50年たつてからではこれは補償にはならないのではないですか。

柳井委員 いわゆる reasonable な例えば3年とか3年半とか、そして又適正というのとは必ずしも時価ということぢや、これ又ないんでその時の国の財政状態とか全てのことを考えた上でのものが、いわゆる適正なということではないんですか。

林 幹事 29条3項が果してそういえるかどうかは疑問です。矢張り「公共のために用いた」時に、その時価で補償するというのが原則だと思えます。

この補償の問題は、平和条約に補償義務が規定されていないという事で、国際法上強制

されていないといえるわけですが、国内法上でも憲法29条によって政府に補償義務があるとは必ずしもいえないうと思います。

我妻委員 大体ヴェルサイユ条約にしるイタリー条約にしる条約に国内補償を義務つけた条項を入れたことがおかしい。

大体核心ははつきりしました。14条と16条とをしゆん別するのはいかがでしょうかと思われが林幹事の御意見は憲法29条をぐるりとまわって、結論にもって行こうとしているのですね。

林 幹事 国会では14条を中心として、こういう議論が行われてきたわけですが16条関係は逐条審議の際にも、一度も憲法との問題にはふれたことがありません。

我妻委員 林幹事のお話の通りですと、14条は憲法29条に触れずにまわって行ったが16条だけは、真正面からこれと取り組んで行うというのが、一寸問題が残るところですね。

阪田幹事 平和条約24条との関係はどうですか。

林 幹事 実際問題としては平和条約は条約といっても

一方的なもので、結局、それを承認しなければ、
講和が成立しないから、ということでは憲法との
問題は多少言訳も立つのではないのでしょうか。
結局平和条約4条b項の読み方如何が根本的な
問題になるかと思うのですが、これが合衆国軍
政府のつけた既成事実を認めるという意味か、
それともまだ特別取極によって *Vesting Degree*
を論ずる余地があるのか、によって問題は異つ
て来ると思うのです。モラーフは、個人的な考
えですが、例えば支那とか満州ですとか、或は、
満洲は一寸問題なわけですが、蒙古とか、アメリ
カとかの場合は、これは初めから外国なのであ
りまして、外国に行つて外国の法令の下に商売
することによって、財産を取得したわけでは
ない。これに反して朝鮮や台湾は正に日本の法令の下
に商売して、それによって取得した財産です。
この二つの場合財産権の地位が同じであるかど
うかという問題があるんぢやないかと思ひます
が、その通りいえるかどうか、朝鮮民事令も、
台湾民事令も、日本の法令として施行されてい

たので、そういふ点で、日本国内の法
令に基づいて経済活動をしていた人達と余り返
れないような人達が、平和条約に基づいて財産
を喪失するという結果になれば、これは問題
で、かりに、憲法4条を正面から適用しな
いとしても、日本政府の補償といつたような
ものは、他の場合と相当異つた観点で考慮す
る必要があるのではないかと、そのいふが一す
私共は、はっきり致しません。

上田祝朝貞

日華条約の場合は困るのです。台湾政府との
場合にはそれ(4条b項に於けるもの)がない
ので、法理論としては一応考えておいて
置かないと・・・

阪田幹事

新条約の場合は、どういふことになり
ますか。条約が成り立たなければ法律
的には処理未済だといふことになり
ます。

阪田幹事

例えば樺太のまうな場合はどう
でしょう。

林 幹事

日本としては条約を結んでいないから、
樺太はどかといふと樺太は放棄した
が放棄のままだけがな。朝鮮、台湾の地位につ

いてもよくわかりませんね。どうも所有権や
財産権の地位は一体アメリカに居た日本人の
財産権と朝鮮に居た日本人の財産権とは異なる
かどうかという問題もあります。

柳井委員 満洲と朝鮮とは遠いはずね。当時、日本の法律
の下に財産をおくより、英国かどこかにおい
ておいた方が安全だという、実質論としては
いろいろでしょうね。

林 幹事 此項は最初は無かったもので、調印間際にな
つて入ってきたものです。恐らく朝鮮あたり
からの要望があつたのではないかと思います。

大野会長 官次先生にお伺いしたいと思いますが、憲法
と条約との関係が大きな問題になると思いま
すが、殊に日本の平和条約の條に無条件降伏
をした場合におしつけられた場合における平
和条約と日本国憲法との問題をどう考えてま
いものが、大きな問題となると思いますが。

官次委員 補償義務を課せられては別ですが、条約は
補償義務を課せられていない。補償しろとも、
しなくてもよいとも書いてなくて、補償の正

線は全然台紙として残されているのですから、
この点で国内法令と正面からぶつかる事はない
と思ひます。たとへ、条約と憲法とが相及
しているとしても、この平和条約の効力を違
憲的だからといって無効にする事は、今更で
きなわけです。条約は補償しろとはいつて
いないし、出発点をここにわけば、あとは国
内の政策的な措置として問題をどう処理する
かということだと思ひます。

大野会長 私はすぐ具体的な問題を考えるのですが、た
とへば日韓条約の処理方法を確定したとする
と、それはすぐ朝鮮銀行券、台湾銀行券の処
理の法的先例とやらものを作ってしまうこ
とになるのではないかと考えますが。

林 幹事 その問題があると思ひます。

大野会長 この現地予金の処理は、朝鮮にある財産、台
湾にある財産の処理と結構同じ意味ですと
それは直ちに朝鮮、台湾の現地予金の処理の
問題に波及し、あるということから、その他
の外財産処理の前提をなすことになると思

います。現地予金等はたまたまそれに対応する財産があるから処理する。たまたまそれに対応する見合財産がないから処理しないという相違だけで、在外財産の処理という点では同じ意味だと思ふのです。

林 幹事 これは既に先例として朝鮮の郵便貯金を払出しているという問題があります。銀行の予金債券がどこにあるかということは、店舗主義でみるか、本店主義でみるかといつたことで相違がございます。朝鮮銀行の場合は本店が朝鮮にありますから、どちらにしても同じであるといえるのではないだろうかと思ひます。あとは今言ったように現地予金を支払ったということが、すぐまあ在外財産の返還乃至は補償と認められたらどうかというように見られることはあると思ひます。

我妻委員 この点相当先の見透しをつけておかないと、後の問題の処理に影響を及ぼすことになりかねません。

林 幹事 在外店舗の予金とか送金小切手の方はまだ取

と致しまして、又銀行局の方と致しましては未だ十分検討し尽しておりません。国内にある債券といふ切れない面もあります。朝鮮銀行の場合等は、たまたま本店が朝鮮にあつて、それが消えてしまつて内地の支店だけが残つたという場合ですが、この場合は現地予金等は内地の支店から払うことができるとはなから考へております。

上田説明員 併鎖幾何令、在外会社令の場合は、これを立派した趣旨から申し上げますと、この平和条約に基く相互取極がどう極まるかで違つてくるわけですが、立前としては、結局こつちの財産はこつちの財産で、まこつちの財産はまこつちの財産だという考え方でやつてゐるわけがありますから、たまたま内地に引き揚げてきている日本人が何うで予金を持つてゐるといふことは、こつちの財産として主張できる。たまたま何うの本店の財産がこちらにあるという場合は、差し替つてこちらが代つて清算してやるという説明をすれば、政府が別に立

入るわけではなくて、私人間の債権債務を政府が肩に立って、整理してやったという事になって、従来の主張とそう矛盾はしないのではないかと懸念します。

大野会長 例外的な、便宜的な処置は非常に多いのだから、必ずしもあらゆる主張に通ずるといふふうに考えなくともいいと思うのですが。しかしこういう主張も起り得るといふことだけは考慮しておかなければならないと思ひます。

改田幹事 殊に郵便貯金の前例もありますし、この点は考慮せねばならぬと思ひます。

上田説明員 実質的には郵便貯金は大体残高はこちらに送つてきておりましたので、それで現在も払っているわけであります。今の場合は予金債権はこちらにふりかわつて、向うはそれを払わなくて済むようになった。従ひまして資金的には Transfer されたのだという形に説明はつくと思ひるのでございます。

我々委員 朝鮮銀行が朝鮮の商人に貸している金はどうなつたのですか

上田説明員

それは承継した韓国銀行が債権を承継している筈でございます。朝鮮銀行に予金しておいた者に対しては韓国銀行が払っております。従ひまして朝鮮は朝鮮のみで一応ケリがついております。

大野会長 この副題はまだまだ続くと思いますが、随時に御研究を頂きますこととし、次に「引揚者の持帰った旧日銀券、未払送金小切手及び現地予金等の処理方針について」更に御質問なり御意見がありましたら、伺いたいと思ひます。

・松島委員 これら現地予金の払戻ししろ、旧日銀券の交換ししろ、その処理に当って、100円予サてきたものは100円の払戻しをし、又は100:100で交換するのか、それともその国のインフレ効果を考慮に入れて今の金額で何円というふうに見えるのですか。

公使館長

この間も話しよ！おまうに、生きていた市中銀行、三菱銀行とか富士銀行とかが、現地で予金を持っておりまして予金或は現地で発行した送金小切手、それのその時から今日までの経緯を御説明します。送金小切手は大部分が再建で経過しておりますが、必ずしも再建ばかりではなく備前券建のものもござります。それから予金は現地通貨建のものが多いのでござりますが、問題になっております朝鮮、台湾、関東州、こういった所は、当時既に日本の円が流通しておった所であり、円建になっておった所でもありますので、問題は中国の備前券建の問題、或は所銀券建の問題、そういうことになって参ります。そこでこれをどういうレートで換算するかという問題であります。備前券建の場合に、当時の公定レートが備前券100元并、100円という値であつたのですが、色々形で、当時は為替調整その他の方目でレートを實際上操作しておつたわけにござります。この辺のどういふレート

を適用したならば一番妥当なものであるが、これはいろいろ議論があります。在外公館レポートがござりますが、そのきめ方如何によりましては、非常に差が出てくるわけがござります。どういう時々のどういう態様のものを押えたらよいか、仲々むっかしいのでござります。また具体的にどういうふうになるということも申し上げられないのですが、大体概要はこの程度でござります。

松島委員

私の伺いたいのは例えば円表示の予金は、それは政府の措置によって数年間これを使用する争のできなかつたのですが——爾来貨幣価値は100分の1が200分の1に下つていま返還する時にその当時の状態でやれば不公平でないかということですが、もしその当時持ち帰った金を利用しておれば、それは数倍、数百倍にふくらむものが政府の措置によって押えられておつたわけですが、それを今後の措置で表示額どおり返してもらつても大した経済上の利益にはならないわけですが、この点に大き

な問題があると思つたのです。矢張り表示金額通り返すのですか。

谷村銀行課長

そうですね。

松島委員

この点については陳情等はありませんか。

谷村銀行課長

それはいろいろな形でごつてきております。しかしその問題に限らず、例えば税金の問題についてもござつてきておりますし、その他所謂地予金でオス計帳を切り捨てられに者の、今によつて返つてくる場合にも同様の問題がござりますが、要するにインフレによる貨幣価値の変動ということを根本の問題として取り上げてゆくということは処理方法として妥当ではないと思ふ、この点は踏み切らなければならぬと思ふ考え方であります。

松島委員

郵便貯金の場合も同じだつたのですか。

谷村銀行課長

インフレによる貨幣価値の変動は考慮しておりません。

大野会長

この問題を考へて申します上に皆さんのお方もあると思ひますが、今まで在外公館借入金等の処理等、現在まで済んでいない問題との

税と異合がある。Continuityの問題がある
 ということが一つ、それからもう一つ、こ
 れを純然たる在外財産と見ることは色々問
 題がありましようが、在内地産であるともい
 いきれないところがあり又在外財産的な在内地
 産といった様な趣もあり、丁度その中間的
 な見方もあるというのが問題だと思ひます。
 又もう一つは政府がこれらの問題に対して、
 これから採る措置を、従来の関係のみにおい
 てのみ考へるといふことは、これはできない
 ことで、更に今採る措置は、将来同様の問題
 に対して採るであらう措置に対する新しい
 枠になるのだといふふうを考へねばならぬと
 いふ事があると思ひます。
 後向きばかり歩いているわけに行かないの
 で先の方を見ながら歩かなければならないと
 いふふうになつてきているのではないかと思
 います。

全委員 確かにそうです。

林幹事 そこで一寸、税関保管中の旧日銀券に対する

交換最高限度について御意見を伺わせて頂くと
 立法する上に非常に有難いと思うのですが。

大野会長 税関に保管してある旧日銀券は確か2千500
 万円位でした。

森本説明員 そうです。現在までにわかっておりますもの
 は2千5百万円位でございます。

林幹事 1件当りの金額の最高は1千万円位で、一応
 銀行局としては5万円位で切らうとしており
 ますが、この最高限にかかるとは必ずか
 けてございます。これを無制限に交換するとす
 ると、まだ国外に相当残っていることも考へ
 られ、今後の引揚者との関連もありますし、
 Smuggleされることも考へねばならぬと思
 います。

大野会長 まだ国外にあるといふのは、主にどのような
 趣にあるのでしょうか。ハワイ等に相当ある
 のではないですか。

松島委員 そこでね、将来の事に足を引っさかすことにな
 るのですが、2千5百万円とすると、これは
 大体6万俵位のもので、これを当時の100

円：100の円で引き換るといふのは、かあい
そうだと思います。レートを考慮するとか、
或は貨幣価値の下落を考慮しなければこれは
殆ど取るに足りないものとなりますね。全部
返還をうけてもその当時そのまゝ押えられて
いなければ、相当な経済的な利益があつたと
思います。

岩天委員 国内でいわゆる封鎖をしたときはどうしたの
ですか。

林幹事 全部銀行等金融機関に預入させて、後は封鎖
預金となっております。

谷村銀行課長 御説明します。例の金融緊急措置令がありま
して封鎖になりました。その時に宛も自現金
は100の円だけであつたが、取りあえずの分
として新券で、或は証紙を貼ったもので渡す。
あとは全部封鎖預金（この時はオ1、オ2封
鎖の区別はまだありません。）になっており
まして。月幾らかづつ新円で振出を認めると
いふふうになっておりまして、黙っていれば
500の円、特殊な事情があれば2000の円ま

で振出ができたのでございます。そのうちに
金融機関の再建整備ということが始まりまし
て、戦時補償の打切りとからんで封鎖された
預金をオ1とオ2に区別致しまして、オ1封
鎖の方はやがて自由な預金になりました。そ
のときのオ2封鎖のうちの一部も合められて
一緒に自由な預金になりました。これは銀行
によって当時切捨率が戦時補償の打切り等か
ら免れた色々な負担の問題がございまして、
銀行によって色々違つたことに因るのです。
或銀行は結局オ1封鎖もオ2封鎖も全部切ら
ずのすんで又自由預金になつたという例も
ございます。それから悪かつた銀行はオ2封
鎖の70%程切捨てられて今日に及んで、そ
れはこの間おくばりした資料に書いてある通
りでございます。で今日、問題になっており
ます在外店舗の問題をもつていなかつた、外
との色々なごたごたした問題を持つていなか
つた。例えば静岡銀行、福岡銀行、そういつ
た地方銀行につきましては、27年の暮頃か

から通帳を出しまして、去年の上半期にわたってほつほつ今までためてまいりました調整勘定の利益でこのオ2封鎖預金の債権者に対して分配をし始めたわけでございます。大体切られました分だけ全部お返しした。要するに100%預金者におかえししたという銀行が19銀行ございます。まだ50%しかおかせないとか30%値しかおかせないとかいう銀行は沢山ございます。その際、今もお話ができましたように今頃になって封鎖当時の1万円しか返ってこないという不満があるかも知れませんが、オ2封鎖というのは抑々本来切られてしまつて預金でなくなつていたわけでありまして、たまにその後の情勢の変化によつて、特にこの大きいのはインフレーションであります。その結果、旧勘定から莫大な利益が出たというので、旧預金者の方にお返しできたわけですね。それですから、返ってきたものもインフレーションの割なら、返ってきたものの価値が取るに足らぬもので

あつたということもインフレーションのお蔭であるというのが、真相だと思つております。

阪田幹事

切捨預金の利息はどうなつたのですか。

谷川銀行課長

切られた預金の利息は今の法律の規定によりますと、切つてしまつた預金の、先づ元本を兎も角かえす。それでまだ残金のあつた場合は一定の利息を附しておかえししろということになっております。利息まで返した銀行もございませぬ。利息までは手が回さ兼ねるといふ銀行もございませぬ。色々ございませぬ。

大野会長

林幹事にお尋ねいたしますが、裁判の関係でインフレーションを頭に入れて何かすべきだという判例の出た例がございませぬか。

林幹事

インフレを取り上げた判例は、金銭債権については、どうもないように思います。

大野会長

インフレーションのことを考慮に入れていないという今までの秩序をかえるかかえないかという問題が当然起ってくるわけですが、もし今迄の秩序を破るとなると今迄の措置を受けた人達がたまつていないのです。在外公

館の問題、郵便貯金の問題それから今度の現
地撥金等の問題。これらの処理の間にもし取
扱が全く異つた結果になると問題は大きいと
思います。

中村委員 金融機関になると利子をつけられるか、つけ
られないかということの方が大きな問題だと
思います。

林幹事 在外公館借入金等の返済の場合はどうでした
か。

上田説明員 割程度の割増金を附加しました。

大野会長 調整勘定の範囲で支払うとして、そこに余裕
があれば利子まで支払うという考え方を取る
べきでしょう。旧日銀券で行方のわからない
ものが相当ありますか。

森本説明員 御説明致します。行方のわからないものと申
しましても現物処理も含んでおりますが、終
戦前に北鮮で約500万、終戦後南鮮で連合
軍立合の上で処分したものが約15億、それ
からこれは不確実な情報でございますが、終
戦後沖縄で連合軍立合の上で処分されたもの、

これは日銀は立合いませんでしたか。これ
が約3千万円、樺太で銀行の金庫に入れたま
ま没収されたと思われるものが8千万位、そ
の他終戦後内地で約3千万円位などがござい
ます。

で全体で28億8千万が現在日銀の未引換の
ものとして残っているわけでございます。以
前整理の際に約7億円位は国庫に納付させて
おります。

大野会長 引換のやり方如何では日本銀行の信用問題に
関係してくると思うが、そこまで考える要あ
りやなしや、という問題が一つあります。

小汀委員 それは必要がないでしょう。

森本説明員 外国人が所持しているものはありませんか。
不明の金の中に入っているのがあるかも知れ
ません。ブラジル等はあるかも知れませんが
これはわかりません。

森本説明員 朝鮮の15億はたぐ焼いたのですか、個人か
ら取り上げたのですか。

森本説明員 韓国になつてから通貨交換をしたものを処分

したので。

- 我妻委員 何故焼いたのですか。
- 小汀委員 それが普通の処理方法ですね。
- 我妻委員 やしてそれに対して何か要求があるのですか。
- 上田説明員 それは当然の権利として、朝鮮は要求しているのです。
- 小汀委員 それは連合国の立証するものとされているのですか。
- 上田説明員 そうです。朝鮮の15億は日銀立会で焼きました。
- 小汀委員 これは一寸むづかしい問題ですね。どこから、何が現われるかわかりませんね。
- 我妻委員 朝鮮の通貨交換は連合国の指令によるのですか。
- 上田説明員 そうです。通貨交換による分は約4億位だと懸います。
- 大野会長 処理の仕方によっては、悪用される恐れが多分にありますね。
- 柳井委員 支那には沢山あるとのことですから
- 大野会長 旧秩序との関係は密接な関係がありますから

インフレによる損害を救済するのはどうですか。この点は問題だと思えます。これは今日決定せず、お考えおき願いたいと思えますが立法措置をする必要上、できるだけ早く結論を出した方が良いでしょう。

- 小汀委員 何と云っても日本銀行のお札は一番信用されている「おたから」ですから、人間の本能として1万円が1万円で送っただけでも満足する傾向があると思えます。ですからそこを或程度利用するのは悪いけれども・・・インフレに因る損害までは考慮する必要はないでしょう。
- 大野会長 在外公館等借入金や戦時補償の打切りなどもあるから、それをどの程度考慮するかというののも一つのポイントになると思えますが。

株 幹事 根本問題として、抑々旧日銀券が日銀に対する償放であるのかどうかという問題もあると思えます。

大野会長 これでは我々に於てそれを却換計額として、憲法論、約論、等々して却換計額を

とと致したいと思ひます。
我妻委員 今日是最初に憲法論、条約論を論議してしま
つて頭が疲れてしまつたようです。次は日銀
券の問題を先にやりたいと思ひます。

板島委員 会長にお諮り致しますが、この調査会に對し
て引揚関係者は非常に期待してゐるようです
から、簡單でよいから、勿論内容は發表でき
ませんが、何回開いたとか、何か新聞に發表
する様なことをして頂きたいと思ひますが、

我妻委員 会長の談話發表としては如何ですか。

小町委員 現在の新聞は内容のないものは普きませんか
ら単にいつ會議をやつたという程度のことで
したら發表してもしなくても同じだと思ひま
す。ですから少くとも發表できる内容が定ま
るまで待つた方がよいと思ひます。

大野会長 御趣旨の点はよくわかりました。それから次
回の時期は21日、午後1時半、場所は当所と
いうことにします。
ではこれで終ります。

午後4時30分

大 蔵 省

(4) 本案による場合買土は一年限りとし、その期間内価

格振還とすることゝ交渉したい。

(5) 買土価格は最終的には年取額でなく、申

出価格の形で決めたい。

(6) 買土価格相場は、買土日の公定価格相場

にて交渉したい。

(7) 買土了解事項に關して、各方意見を伺ひ、今

回の各方提案の線に沿ひ、妥協せしめた場合

には本議了解事項中買土価格及び買土場

所を修正、これを概取用にてとりあえずこれに

つて改定を行ひ、のちに買土することとするべきや

大藏省

Faint handwritten text in a table format, possibly a ledger or record book.

大藏省

通宣指示 附 11月10日
A large table with multiple empty rows, likely for recording data or transactions.

極秘

4

第4回在外財政関係調査会議事録

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年1月21日(木曜日)午後1時30分

出席者

委員 大野章太(会長)、小訂利博、中村建城、津奉
津存太、松島虎夫、宮崎太一、宮沢俊義、柳井
恒夫、武重栄(50音順)

政府側一幹 事... 総理府審議室総括参事官代理大竹政
界、法政局次長林修三、大蔵省理財
局長阪田泰二、引揚撲滅庁次長代理
引揚課長木村大雄、外務省アジア局
長代理公局第一課長小島太作

説明員... 法制局第一部長高止正、大蔵省理財
局次長西井俊彦、公銀行局総務課長
大月高、公補佐森本則雄、公銀行課
長春村裕、公補佐高橋英明、安秀三
郎、公管財局国債課長岩瀬道行、
公補佐政上行雄、理財局外債課長上
田克郎、公課長補佐田中弘一、酒井
保雄、伊勢谷港、公経済課長上坂好美

開 会 午 前 時 分

大野会長 ではこれから先4回在外財産問題調査会を前
催致します。いづれ中村、小町両委員も出席
されること、思いますので、始めることと致
します。

才2回の議事録につきまして訂正又は御意見
がござりますか。

我妻委員 訂正しておきましたから、お渡しします。

大野会長 その他にござりませんか。

松島委員 私の発言の一部について、外務省の方とお話
願って削った方がよければ、削っても差支え
ない部分があります。

大野会長 それはお相談願っておきます。それでは議事
録につきましてはこれでよろしいですか。
(異議なし)

では次にお手紙に差し上げておきました会議
次第により、「引揚者の持ち帰った旧日銀券、
米松送金小切手及び現地預金等の処理方針に
ついて」、これを議題にしてゆきたいと思
います。

(2)

これにつきましては、この前お持ちを頼いま
した中に、資料No. 9 (通し番号27) とい
うのがござります。

これが才ノ旧日銀券、才ノ米松送金小切手等、
才ノ現地預金となっております。

皆様の御記憶を呼び起す為に、才ノ、才ノ、
才ノと別々御質問なり、御意見をきかせて頂
いた方がよいと思いますので、先ず読んで頂
きたいと思ひます。

(才ノ旧日銀券の項及び別紙ノ並びに別紙ニ
附誌)

官次委員 在外公館等借入金の際限度を設けた例
があるわけですが、その場合5万円を制限し
た取扱はどうなつて居るのですか。

林幹事 結局、国内における戦時補償の切捨て等の取
扱をとったということであり、在外公館
が借入をした時に債権、債務が発生していれ
ば、5万円を超過する分を切り捨てることは
できませんが、借り入れたというのは在外公
館の責任者のやった事実上の行為であつて、

(3)

政府としては、在外公館等借入金整理準備委員会によって初めて債務を負ったのであるという考え方があります。

宮沢委員 すると法律的に言えば、借入をした事は役人の専断行為だということになりますか。在外公館の責任者に対して訴訟を起すということも考えられるのですか。

林幹事 結局はそうなるかも知れません。現在5万円が打切られたことに対して既に訴訟が起されております。

松島委員 借入の金額は総額で、いくら位になるのですか。

上田説明員 総額が億5千万円の予算であります。借入金には凡て現地通貨建てでございますので、この数字は一応在外公館借入金レートで計算したものでございます。

松島委員 今迄に返したのはいくら位ですか。

上田説明員 すでに6億5千万円位返した筈です。

宮崎委員 旧日銀券と交換する理論構成はどうか考えているのですか。

林幹事

これは日銀券の法令による引換期限後の日銀券の地位は何かということになると思います。又、在外財産という御からいらすと、全部を税関で保管せず1000円だけ新旧との引換を認めたとするのは何かということが問題になると思います。予入令には引換期限後に持ち込まれた日銀券に対する取扱の規定はありますが、税関保管中の日銀券は、この規定には該当しません。

通貨の性質からいえば政府が強制的に押入れたのだから、その分だけは政府も交換をする責任があるように思われます。

宮崎委員

それでは税関に押えておいたものかということとを立証する責任があると思うが、その立証をどうするのですか。

大正銀行局長
総務課長

税関から返すときには証明書をつけて返すことになっておりますから、その点は区別できると思います。具体的な手続になりますと、多少問題があると思いますが、強いて困難な手続を設けて、交換を拒むようなことはした

い考でおります。

松島季良 受取をもっているから、それを見ればわかる
というわけですね。

上田説明員 そうです。税関から返還するときには返還証
というものをつけて返しますから、それをも
つてくれればわかります。

柳井季良 税関で保管中の日銀券は、1件当り最高17
万円であるというのですが、この様に17
万円も持って引き揚げてきたような場合は、
違法ではないのですか。

上田説明員 違法とか違法でないということは別に、17
万円持って引き揚げて来た場合は、税関で預
かるだけのことです。現在では1千円
以上持って行っても駄目だというふうに指導
しましたが、個人としましては日銀券を持
って行きさえすれば、何とかなるだろうとい
うので持って来た人が多いのではないかと考
えられます。

国内の措置としては持ってきてはいいけれど
というようなことはございませぬ。
(6)

松島季良 1000円は本人に交付したのですか。

上田説明員 持ってきた現地理貨に對して、1000円だけ
は新日銀券と交換したという形をとっており
ます。

松島季良 日銀券を持って国内に入ることは初めから駄
目だったのですか。

林幹事 日銀券予入令による引換期限が昭和21年3
月2日ですから、その後持ち込まれたものは、
駄目だということになります。

上田説明員 補足説明をさせて頂きたいと思いますが、日
本政府が司令部からの指令を受け取ったのが
昭和20年9月23日、これを法制化しまし
たのが、10月16日でございます。尤もそ
の前に指令を受けとったときに、電報手配等
で取扱機關に依頼して制限は致しました。そ
れ以前は海陸管理法で制限のあった地域を除
いては持込が自由であったわけです。

松島季良 持ち戻ったのは、新聞になつてからか、多い
のでしょうか。

上田説明員 正確でございます。
(7)

大目銀行局長
総務課長

補正させて欲しいのですが、前回、係のものから御説明を致しました未処理の日銀券につきましても、大体の数は通りかざりませんが、少々違っております。旧日銀券の残額につきましても、本日お手紙に差し上げました資料38が正確なものでございます。

小沢委員

不确实情報によるものうちわけはどれですか。

大目銀行局長
総務課長

2億8千万のうちわけがそれでございます。なお、現在引換の対象となりますものは、この表の4、現在未引換額(1)国内関係、(2)税関引揚保置したものの項目の2、449万円でございます。

宮沢委員

新円になってから、引き揚げてきたものかもし税関で押えられなかった場合はどんな手續が必要だったのですか。それは交換できたのですか。

大目銀行局長
総務課長

日銀券予入令によって日本銀行に預け入れて、そして封鎖になったのであります。

藤本説明員

予入令の第2条第1項により旧券は命令をもち

て定めらるるまでに預金とすることとなり、
おりまして、この命令をもちて定めらるるは
予入令施行規則第3条第1項に昭和21年3
月7日となっており、同項但書に基く昭和21
年大蔵省告示第99号のクによりまして「其
の他巨額をもち得る者アル場合ニ於テ大
蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル者ノ所持スル旧券」
は「大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル期間」に預入
することができることになっておりますから、
もし交換を認めるとすれば結局は「大蔵大臣
の許可」ということで処理することになった
かと思ひます。

宮沢委員

新円への引換期限後に引き揚げてきたものが
持ち帰った旧円1千円を超過する部分を、も
し税関で押えられなかったとしても新円への交換
はできなかったという事になりますか。

大目銀行局長
総務課長

持ち込みができたとしても恐らく大蔵大臣の
許可はなかったと思ひます。

宮沢委員

税関で預かったものを、今彼の措置で交換す
るとすれば、おさえられたので符を、たとい
(9)

大井銀行
総務課長

うことになりますが、
その場合でも個人に依って行動したのだから
やむを得ないのではないかと、思います。

宮沢委員

制度に従ったといえば、外地で1,000円以
上持ち帰ってはいいまいというのをそのま
ま、正直に考えて持ってこなかったものと、どう
にかなるだろうと秀えて持って来たものとは
どう区別するのですか。

我妻委員

現地での指導如何にかかわらずあきらめて1,
000円以上持ってこなかったものは損をした
が、持って来たものは得をしたということに
なりますね。そうするとこれらの強制納制度
に対する損害賠償のような問題が何かどうい
ったものが残るのではないですか。

林幹事

賠償請求まで行くものかどうか疑問ですが
そういう問題は残るかも知れません。

松島委員

1,000円以上持ち込ませなかったという制
限を設けた原因は何ですか。

上田説明員

当時の司令部と交渉した結果、1,000円ま
では良いといふことになったのでございます。
(10)

大野会長

将校は500円まで、

上田説明員

そうです。当時：兵隊と軍人とは区別され
ておりました。一般兵は1,000円、将校は
500円、下士官及び兵は200円までに制
限されました。

松島委員

それは凡て司令部からの指令によつたもので
すね。

上田説明員

そうです。凡て司令部の指令によつたもので
ございまして、政府から進んでこれらの措置
をとつたものではございません。尤も、旧外
國為替管理法による制限があった地域からの
ものは政府の措置によるものといえると思
います。

大野会長

旧銀行券処理状況中の未引換額28億のうち
は、焼けたものも入っていますね。

大井銀行
総務課長

入っております。そのうち7億は少くとも処
理して差支えないものとして既に国庫に納付
済でございます。

松島委員

結局、1,000円の制限があるということは、
外地において問はずと見ることもできま
(11)

上野 説明員

中文、台湾では周知させておりました。その他の地域でも大体周知させた事と思います。

松島 委員

もし、それがなかった地域で、5万円をもって引き揚げてきて、それを税関で押さないで全部渡したとして、銀行に封鎖となった場合、それはどうなつたのですか。

大目銀行 総務課長

国内にあつた旧日銀券と同様の取扱となりまして、1家族に対し、最高3万2千円まで第一封鎖預金となり、これはその後自由預金となりました。この3万2千円を超える部分は第二封鎖預金となり、それが水切捨てが行われました。其の後調整期定の利益金の範囲内で、水切捨て期に対して返済を行つていきますから、地方銀行のうちには100%返済した銀行もあり、そうでない銀行もあります。これは各銀行によつて異つております。郵便貯金の場合には3割を切り捨てております。

宮沢 委員

常識的に考えてみて、1,000円超過分は、そのまゝになつても、あきらめるということ
(12)

「なりませうか」

林 幹事

現行法上からいえば、その限り同になると思ひます。現行の国内法は、それについては、全然どうすることもできないことになつておられますから。

大目銀行 総務課長

期限後の取入については、結局大蔵大臣の許可ということになると思ひますが、抑々、この許可には引揚者の場合を予想しておりませんでしたし、実際上の措置としても新聞発表を致しまして、昭和21年4月5日以降はこの許可をしないこと、致しております。

柳井 委員

別紙2の1の旧日本銀行券の整理に関する法律要綱には政令^{で地域}だけを定めること、してあつて、時間を定めること、してないが、これは終戦直後だけと考へてよろしいのですが、

大目銀行 総務課長

時期に因係なく、全部含む趣旨であります。従つて今後引揚げた者に対しても適用されることとなります。そこでこの際限度を設けておきたいと考へております。

林 幹事

引揚の否がの区別はまつがし、のではないか
(13)

と考へておりました。

大野幹事 引換者の定義如何によりますね。

林幹事 中央の如きは、今後は某因引換をやめるとの事ですが、某因引換をやめて、個々に引き揚げてくるような場合なんかは、尚問題があるのではないかと考へます。

上田説明員 他の持帰り外貨の場合も同様なのですが、是に前日銀券も1,000円だけで、あとが切替になつてしまつた場合、是してそのまゝで取つておいて良いのかという事が問題だと思ひます。

我妻委員 法律では駄目にしておいて、他方で何か手を打つということも考へられるのではないですか。

林幹事 日銀券は一覽松の手形かどうかで切り捨てるということにも問題があるのだと思ひます。

我妻委員 それでは切り捨てるとする場合の根拠はどのようなのですか。

大月銀行局長 法的に強制適用力を与えたものと見るからであります。

(14)

我妻委員 それで交換の一段、おそれられるものがあつたものに對しても同様に取り扱うのですか。

林幹事 そうなりますと管理通貨の本論如何という事になるのではないかと。

大野会長 切り捨てたというふうなことは前例があるのではないですか。

林幹事 旧憲法の時代とは遠うという事と、もう一つは時期の問題がありまして……。それは時期の妥当性の問題であつて、性質は同じではありませんか。

林幹事 それでは時期の問題はどのようなのでしょうか。

大野会長 その当時は時期は考へませんでした。又引換期間の10年を議会で72年に伸ばしたわけですが、当時は1回もその話は出ませんでした。前例としては、それがあるといふことはいえるのではないかと思います。

柳井委員 そうしますと、その一覽松手形に對して何を扱ふということになるのですか。

林幹事 政府紙幣と日銀券の相違はあるかも知れませんが、日本銀行は財産を持つて居りますから、

(15)

それに相当する請求権といえるかどうかという
こと。す。

柳井委員 その請求権の価値は確定してはいないが、流
通価値は100円という事ですか。

我妻委員 強いて議論すれば、100円の価値のあるも
のをよこせという請求権になりますね。

松島委員 預金を封鎖された時、手持の銀行券は差し出
さなければならなかったのですか。

大井銀行副
総務課長

そうです。

我妻委員 税関で預ったのだから、税関は善良なる管理
者として預入令の許す範囲内で、新旧と交換
しておく或は預入しておく義務があるのでは
ないですか。

林 幹事 そうしようとするれば、当然個人の名前でしな
ければならぬのですが、それは各人によっ
て状態が異なりますから、実際問題として困難
なのではないでしょうか。

上田説明員 当時司令部側の意向として、貴金屬、通貨、
有価証券の輸入を認めませんでしたから、
預入の申請をして、許可されたかどうか
(16)

かたはるが、さいます。

松島委員 司令部からの指令がなければ、新旧と交換し
て利用できたのでしょうか。

上田説明員 それは預入令によって交換するかどうかによ
ってさきと異なります。

林 幹事 その他、旧商管理法の制限もあつたわけだ
す。

我妻委員 司令部の指令によつて輸入を認めなかつたも
のについて、税関で保管したばかりで、そのも
のを無効にしたわけではないから今の同額が
出て来るということなのですね。

柳井委員 輸入を認めないものは、はっきり指令に記載
されていますか。

上田説明員 金、銀貨、金、銀及び白金の地金、通貨、有
価証券、小切手、送金手形等々はっきり記載
されております。

我妻委員 指令では個人の財産を尊重しているような形
をとっている、結果的には無効にしたも同額
ということになったのですか。

上田説明員 最初の頃は、司令部の意向として、在外財産
(17)

はすべて押えるという考があつたようでございます。国内での取扱は多少異なります。

林 幹 中 国内では金貨のようなものはとつたようですが、同じ金貨でも同表示のものは返してくれました。

上田 説明員 ドル表示のようなものは召し上げられました。その後政府が買いとつた形にしてるという指令がきております。この指令は具体的な指令でございますので、司令部が召し上げたものすべてについて、日本政府が代つてそれに対する代金を支払うのだというようなポジションは出ておりません。その上、これに該当して政府が買い上げたものは量的には少ない状態でございます。

松島 委員 ドルは交換したのですか。

上田 説明員 ドルは集中致しまして、司令部に渡し、政府が代つて個人に支払を致しました。ドルに對する支払には制限がございませんでしたから、持ち帰つたドル全部が用代つたわけでございます。又ドル表示でないものは一戻司令部
(18)

に押し上げましたが、現物として送られてきております。このものはピヤートルとかバーツといったようなものでございます。

大野 会長 税関で押えられた旧日銀券に対して何等かの救済手段をとる方が良いということは皆さんの御意向が一致したように考えます。又、引換の措置をとるとして、理論的には多少問題があるとしても、適当な引換限度を決めることも止むを得ない、ということも御意向が一致したように思いますが、如何でしょうか。一つ皆さんの論議的な御意見を伺わせていただくことにしたいと思ひます。

松島 委員 今のお話は救済はするが、制限を付するというのが、

大野 会長 そうです。

松島 委員 私は旧日銀券の問題に関しては金額返済してやりたいという意見であります。

柳井 委員 私は、現在税関保管中のものは金額返済してやつて、今後引換券の持ち込みにつては、厳重な制限をしたら如何かと考えます。
(19)

松島委員 私も柳井さんの説に賛成します。
大野会長 税関保管中のもの、最高額は17万円です。引換額に限度を設けないとすると今までと採った措置との間の均衡の点で向題があるのではないのでしょうか。

松島委員 今までの措置というのは在外公館等借入金のことだと思えますが、これは Voluntary なもので、この問題とは事情が異なりますからそれで良いと思えます。

大野会長 在外公館等借入金は Voluntary の債権債務でしょうか。

上田説明員 Voluntary の部分も相当あり、又そうでない部分もありまして、借入金の確認の際にその区別はついておりません。いろいろな場合があるという事だと思えます。

松島委員 借入をした時は納得なくでやったのだと思えますが。

秋葉委員 借入の際の周囲の事情は強制的なものがあったのではないですか。

上田説明員 必ずしもそうではござりません。納得なくで
(20)

やられたらござります。

松島委員 財産保管手帳として公館等の借入要求は元じたとしても、倉庫の一でやっただけであるから、税関で強制的に保管したという取扱とは区別すべきものだとお考えます。

法華津委員 税関保管中のものだけに特別を設けると、将来問題が起ると感じますから、大蔵大臣の許可という制度を作ったらいのではないのでしょうか。

小町委員 その程度か又はもう少し強い制限が必要ではないかと思えます。制限するのだという根本方針は、はっきり打ち建て、おくべきだと思えます。その場合、個人と国との獲得関係は問題にする必要はないと思えます。

秋葉委員 制限を設けておいてもよいのではないですか。私の意見は結論としては小町さんと似ております。

宮崎委員 私は、会長の意見に賛成なのですが、引換制度の点等は在外公館等借入金と関連を帯びるべきだと思えます。

(21)

林 幹 幸 それは一応制限をつけた方が良いという御意見ですね。

法華 津 委員 これは日銀の不当利得になるのですから、制限を設けるとしても事実上の措置で外せるようなことにはしたらいけないのではなからうか。

柳井 委員 政府が自由裁量を与えられると、問題の性質上、却って困るのではないかと懸念します。

中村 委員 結論はそれでよいと思いますが、10000円以上持ち帰らなかった者から、規則を乖った高に、今考えている様な措置の対象とならなかったことに対して不平が出たような場合はどういったらよいのでしょうか。

大野 会長 在外公館等借入金の場合にも同じような問題があるのではない、ですか。

小町 委員 経済観念からいって、日銀券は実際問題として、全部持つてきているというのが事実ではないですか。

中村 委員 私もそう思っております。

秋妻 委員 他の財産措置をきいて、事実上零になっているのですから、この問題についても制限をい

(22)

は、制限を設けた方が、何れでなく、寧ろ全額の外貨が大抵なっているのではないですか。

松島 委員、
上田 説明員 在外公館等借入金の場合には、総額はいくらですが、在外公館等借入金と返済資金として予算化した額は8億5千万円です。これは在外公館等借入金として確認した外貨額を、借入金の返済の実施に因する法律にあるレートで日本円に換算し折善減として算定した額です。実際には借り入れた額は右のレートで換算して約13億位ですから、切られた額は4億か4億5千位でございます。5千万以上の分は1.5%位でございます。

大野 会長 私、個人の意見は、円換算に或制限を加えて、その制限の設け方によって、大部分は救われるようにすべきではないかと考えております。その制限の設け方、比較的実害の少ないように、当局に諮るべく取り扱って頂くことにして、御委せしたらいと懸念いたします。

松島 委員 円換に際してインフレを考慮に入れる必要はありませんが

(23)

大井銀行
総務課長

一切それらを考慮に入れておりません。もし
考慮に入れますと、現在まで行ってきた措置
との板衡が一切失われることとなります。

小町委員

全体の板衡を保つというところからいって、イ
ンフレは考慮外におくということには仕方のない
ことでしょうか。

松島委員

押えている方即ち政府が利益を収得している
ということになりませんか。

上田説明員

不当利得をしているということにはならない
と思います。

我妻委員

日銀の利得とはなるが……。

小町委員

最後に日銀から政府へ納付させるから、政府
の利益となるのではないですか。

大野会長

才ノの日本債券はこれで大体終わったと思いま
すが、如何でしょうか。たゞ引揚者が自ら携
帯に引き揚げたものであることを立証し
なければならぬというその立証手続等をあ
まりや、こしいものにせず、実害を多くしな
いようをお願いします。

(24)

大井銀行
総務課長

承知致しました。現在のところ、ご趣旨のよ
うに、具体的措置を進めております。

松島委員

最低限、できるだけ残高を返されるよう
希望します。

大野会長

それでは才2の未払送金小切手について、期
満を祈願いたします。

(才2未払送金小切手等及び才3在外預金の
項明瞭)

存林銀行課長

以上のことにつきまして、補足説明をさせて
頂きます。これら未払送金小切手等の支払に
つきましては、銀行に在外資産負債処理新定
を設けまして、負債には、未払送金小切手、
在外預金等を計上すること、致しますがこれ
に見合う資産は全く零の状態であるといつて
よいのでありまして、原則として在外資産の
帰属が確定したときにその資産の範囲内でこ
れらの負債を支払うというのが建前でありま
す。然し乍ら、ご承知のように在外資産の帰
属はいつ確立するのか今のところ全く不明で
ありまして在外負債の処理はいつのことにな
(25)

77

るかわからないわけがあります。そこでたい今
申し上げました在外資産買戻処理の原則の別
外措置としまして、未払送金小切手につきま
しては、調整勘定から支払資金の融通を受け
させて、この範囲で、差し当り前払の措置を
とつたら如何かと考えておる次第であります。
実際問題として、北海道拓殖銀行及び大和銀
行などを除いては殆ど銀行の在外資産は皆無
でございます。

今後在外資産の帰属が確定して支払が可能に
なれば、全面的な支払を行います。そうで
ない場合は在外預金等は今のところそのまゝ
ということになります。建前としては小
切手も預金も区別せず在外資産の範囲内で全
部支払うというのが私どもの考え方でありま
す。

北海道拓殖銀行などは現在の状態であつても
在外資産の余裕は十分で預金に対する支払
はいつでも行えるという状態にあり、事情が
許せば支払可能なような法律措置をしておく

(26)

というわけでありませう。

結局、在外負債は在外資産の範囲内で支払を
するが、送金小切手だけは引揚者の窮状を少
しでも緩和するために調整勘定から支払資金
を借りてきて一部前払を行うというのが、そ
の大体の趣旨でございます。

以上の趣旨を数字的に説明致しますと、別
紙4の資料1にありますように旧帝國銀行で
は、調整勘定の利益金が約10億でございます。
資料2の未払送金小切手等の表によりますと、
旧帝國につきましては同貨建が2億、外貨建
の分は、公算レートで換算致しますと約3千
7百万円、ということになります。旧帝國の資
産は、在外店舗の借がありません。そこで仮
に未払送金小切手の前払を1件5万円で切る
と仮定して計算致しますと、帝銀は1億、2千
3百万円を要することになり、この分を調整
勘定の益金から借りることになります。

又北海道拓殖銀行一北極について申し上げま
すと、資料1にございますが、現在2億、5千

(27)

5百万円調整新定の利益金を有しております
が内地債金は全部返済済みでございますので、
樺太の預金2億3百万円に見合う支払資金は
在外資産勘定としてくることとなります。
又、新銀は調整新定の利益金を持っている
銀行でございますが、これは新勘定引継の時
の準備金が引当となります。一方送金小切手
は200万円をもっておりますが、沖縄店舗
を処分した金が200万円ございますから、
送金小切手は支払可能ということになります。
以上で大体趣旨を申し上げました。

岩新内銀機
関課長

別紙5の閉鎖機関関係についてご説明させて
頂きます。閉鎖機関関係の金融機関につま
しては、銀行課長のお話とは立場が異なっ
ているのであります。これらの機関は連合国最
高司令官からの命によりまして企業活動を停
止し、現在、清算中なのであります。現在
は閉鎖機関令によりまして、在外債権は棚上
りの状態でございますので、清算を早急に完了
するのためにも在外債権の支払をしてまいら
(28)

いし、又閉鎖にこれら機関の経済にもなる
のではないかと考えておる次第であります。
閉鎖機関関係の金融機関の清算状態は種々雑
多でございます。横正金銀行は国内債権
の45%は現在において未払と存する状態
でありますし、朝鮮銀行及び台湾銀行は、国内
債権に對しましては、全部支払を完了し、尚
朝鮮銀行、台湾銀行は相当額の国内資産を
残存しております。

前国会において、一部資産を留保すれば、国
内活動ができるようにしたいと存しまして、
改正案を提出致し、閉鎖機関令の改正を致し
ました。

外貨表示の送金小切手等に対する支払の際の
為替レートは根本的な重要問題でございます
ので、目下研究中でございます。いずれにし
ても未払送金小切手^等を支払うとすれば正金は
国内資産は残りませんから、残余資産を基礎
にして、何かするということ、不可能だと思
いますが、
(29)

方によっては、相当資産が残ると思われま
るので、実益は生ずることと考えます。
この場合、郵銀及び台銀は預金債務等も棚上
げせず、全額支払で可能と考えております。
以上、帝中銀行とは立場は異りますが、閉鎖
機関としての筋道が通るのではないかと考
えております。

上田説明員 在外会社関係につきまして、ご説明申し上げ
ます。在外会社関係にはノスの金融機関がご
ざりまして、その本邦内にある資産は約10億
でございます。これに対する在外債務のうち
個人の在外預金は約6億です。在外会社関係
の送金小切手は、今のところ数字ははっきり
しておりません。しかしあることはございま
す。

在外会社令は生産的な事業会社の本邦外施設
を活動させるというねらいをもっておりまし
て、本店が外地にございます関係上、本邦内
にある店舗が活動できないものを、活動でき
るようにならねばならないのが、ねらいでござ
います。
(20)

延びてどちらかとい、まずと株主に利益が与
えられておりました。特殊整理に当っては在
外関係の債権債務は整理財産から切り離され
て規定しております。それにも拘らず、たゞ
今問題にしております在外預金等に見合う資
産を国内に有っております理由は、戦時中、
政府の政策に即応して在外会社関係の
金融機関が現地でかき集めた預金の一部を現
地に送金して公債に変えて保有していた
ためでございます。本邦外の資産然も在外
預金の一部が本邦に移されたことを見
るのではないかと考えます。

在外会社関係の在外預金等に対する処置と致
しましては、株主に不利に利得を与えぬよう
に、閉鎖機関と同様若しくはこれに準じた処
置をとりたいというのが、ねらいでございま
す。

たゞ、閉鎖機関と近い場合は、發券銀行が
在外会社関係の金融機関にはないということ
と、たゞ今申し上げました通り、在外預金に
(21)

見合う本店の資産が一部本邦にまでいるとい
う点でございまして、あとは大体、南銀機
関と同様の趣旨でございます。

我妻委員 鮮銀、台銀の内地債務支払の際、棚上げせず
に、全額支払をしたのは、何故ですか。

岩動副総長 関課長 これは資産のある限り、指令により支払った
ものでございまして、清算の点に重点をおい
たものであらうと存じます。

我妻委員 資産のないときはどうなりましたか。
岩動副総長 関課長 その場合は破産でございます。

我妻委員 正金の場合はどうですか。
岩動副総長 関課長 正金は色々な問題がございます。正金は当時
は外岡有替り集中銀行をやっていたとか、政
府の補償が見て打切になったとかいう問題が
ございまして、いわば特殊な取扱がとられた
といえます。

我妻委員 その他のものはどうですか。
岩動副総長 関課長 金融機関は正金を除いては大体うまくいった
わけがございます。正金は国内債務について
も55%しか支払をしておりません。正金は

在外資産と在外債務もありまして、正金の国
内資産は国内債務と在外債務を合算した額に
はるかに不足するわけです。この際、送金小
切手等に対して支払を行うとすれば、色々と
問題がございまして、国内債務の支払率の55
%をそのまゝにしており、その残額をもつ
て送金小切手の支払に充てるべきであるか又
はその他の方法によるべきであるかにつきま
しては、研究中でございます。正金と東京銀
行との関係につきましても、法的及び財産的
何れの問題においても、全然関係なく、財産は
売買によつて引き継がれたものでございます。

松島委員 正金の在外にある財産が将来返還されれば、
それは正金の資産ですか。

岩動副総長 関課長 そうです。

松島委員 それか返還されれば、内地の債権者にも返す
のですか。

岩動副総長 関課長 そうです。

松島委員 その財産をもつて、別の会社を建てるとい
うようなことはありませんか。

岩動 債権
課長

正金の清算人が受取人になっておりますから、
そのようなことはなれと思います。たゞ、ブ
ラジルは特別な事情がございまして、為替の
関係からも色々な問題がござります。

上田 説明員

補充して申し上げますが、鮮銀、台銀の国内
資産は、戦費の返金による円資金の累積がそ
の主たるものであるといえると思います。朝
鮮殖産等の場合には、在外会社関係の金融機
関の例と同様でござります。

大野 会長

市中銀行の関係は金融機関再建整備法をどう
改正すべきであるかという問題ですか。

岩村 銀行課長

今まで送金小切手は在外債務であるという理
由で未払の措置をとっているのですが、
未払の理由である在外債務とされたことにつ
きましては、今回支払をするのは、小切手に
対する債務の支払ではなく、もし、その小切
手が上海支店の発行であれば、その上海支店
の債務の一部を本店が前払してやるのだとい
う具合に考えております。普通の状態では、
小切手の提示があれば、支払拒否はいたしま

(34)

せんが、送金小切手に対する支払は、コレレ
ス契約に基づく支払であつて、支払銀行はその
小切手の所持人に対して債務を負っているわ
けではない、尤も発行銀行と支払銀行が本支
店の関係であれば、終局的には本店がその債
務を負うことになるかも知れませんが、以上
の理由から、未払の送金小切手は在外債務で
ある。同銀行の本支店間であつても、小切手
債務は在外債務であるといふように考えてお
ります。

秋妻 委員

債務はないけれど、支払をするといふのです
か。

岩村 銀行課長

補充から申し上げますと、債務支払の形式に
はなつておりません。前払して在外店舗に対
する本店の貸という型になるのでござります。
これは本店の債務確認ということはいえども
支払ではござりません。本店でその債務に対
する支払をしようとしても、実際上はこれに
見合う資産はないわけですから支払い得ない
状態でございます。

(35)

上田説明員 銀行課長のいわれる前払措置は結論的には私共の考えておりますこと、同じですが理論構成上、送金小切手を引き受けたさいにはかならずカバーをとっている筈でありますから、内地債券と同じであるといえなと思ひます。

我妻委員 カバーをとっていたものを、法律ではとつてなかつたものとして取り扱ったことになるのであるとしたら、これは問題ですね。

上田説明員 たしかに再建整備法で規定した処置が問題であると思ひます。

春村銀行課長 カバーの内容に色々問題がございます。カバーは、小切手ノ枚ノ枚に対して、とつたものではなく、一括してとつておりました。これを個々にわけるといふことは、経理上まづかしいこととございます。又現在までの法体系が、未払送金小切手をすべて在外債務として扱つておりますから、これを改定するやうな措置をとることは好ましくないと考えます。

我妻委員 結論的にいって、そのようにすれば、元々実質的に支払う能になりますか。

(36)

春村銀行課長 元々といふことは、銀行によつて種々事情がございまして、送金小切手は一部前払といふことにしたいと考へております。

我妻委員 その場合資産に融通のつく限り支払うのですね。

春村銀行課長 そうです。

我妻委員 資産のない場合はどうしますか、額に応じて同率で支払をしないのですか。

春村銀行課長 同率ではございせん、最高限度をきめて前払と致したいと考へております。

我妻委員 在外公館等借入金も債券でないものを支払つたという考え方が、今度の場合は債務であるものに対して在外預金だけについて支払優先を主張する根拠はどうなのですか。

春村銀行課長 融通のつく限りの資金の範囲内で均等に払うべきだという理論もございまして、しかし今考へておりますのは債務の支払ではなくて小切手の前払をするという建前をとるので、そこで説明はつくものと思ひます。

我妻委員 債務は実際はないのだけれど、おつてやるの

(37)

だという議論ですか。

谷村銀行課長 調整断定との調整をせる意味が大きく作用して
おります。

我妻委員 これらの債務に見合う資産がないから一定額
で切るといふのならばいいのですか。

谷村銀行課長 前払の形で支払をするという事も、一定額
で切るといふ事も、全く政策的なものでございまして、それ以外の何ものでもござい
せん。

我妻委員 政策をそうきめられるのは差支えないと思
いますが按分比例的な支払を何故しないのかと
いう及論があつたとき、これに対する理論的
な裏づけは必要と思ひますが。

中村委員 調整断定の利益金がないものとする、是で
零になつて前払も何も行わないわけですか。

谷村銀行課長 そうです。

中村委員 現実の問題ですが最終的に在外債務総額の50
%しかないといつたような場合には今、例え
ば5万円の限度を設けて前払するといふこと
は少額のものすべて救ふことになるのです
(38)

か。

谷村銀行課長 限度の煩如何によりますが 考え方はさうで
す。

法華津委員 振出店舗が他店である場合は、どちらかぬら
うのですか。

谷村銀行課長 仕向店の勘定を支払うことになります。

法華津委員 仕向店が外国の法人である場合はどうなりま
すか。

谷村銀行課長 法律の適用地域によつて区別いたしますから、
外国の法人である場合は全然別でございま
す。この措置には入らないこととなります。

大野会長 閉鎖機関関係なのですが、外地から財産が返
還された場合、それは各地域毎に区別するの
ですが、それとも在外資産一本として集計し
ているのですか。

岩動岡鐵橋
岡課長 現在の建前は在外資産一本でござい
ます。

大野会長 するとブラジルにある正金の財産が返還され
た場合、内地の切捨率の改訂が行われないの
ですか。

岩動岡鐵橋
岡課長 正金資産が返還されて内地の清算資金に繰り
(39)

入れられることになりましようから、国内債券の利率も当然変更されることになります。
大野会長 市中銀行の関係ですが、これは調整勘定の利益金を融通させることに同意はなく、在外勘定との調整を政策的に行うから、前例をみて、それに近いような措置を講ずるのだというふうに持って行かなければ、無理ではないかという我妻先生の御趣旨だと思ひます。

法華津委員 そうしないと外国で訴えられる恐れがある。

我妻委員 内地でもその恐れがある。

大野会長 そこを皆の納得するようにつけて行くべきだと思ひます。

我妻委員 だから私は先き程、本来支払をすゝきでない債権に恩恵を与えようとしているのかと聞いていたのです。在外公館の時は零から出発しているのだから、市中銀行の場合も零から出発するといったような措置をすればよいのではないかと思ひますが。

柳井委員 その場合、違ふのは在外公館の時は政府が債権者であるということですが。

(40)

大野会長 それでは次回までこの問題をお考え願つてにして、次回も引續いてこの問題を御審議して頂きたいと思ひます。次回^は2月9日の午後1時半とします。それではこれで散会します。

午後5時8分

(41)

85

極秘

前記の如き事(大)午後、時中

於大蔵省中ニ分室

在外財産問題調査会
第五回会議々事

86

在外財産問題調査会第5回会議の事録

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年2月8日(火) 午後1時半—午後4時

出席者

委員 大野竜太(会長)、小可利得、中村建城、松島虎夫、
宮崎六一、宮沢俊哉、柳井恒夫、我妻栄(50音順)

政府側一幹事・・・総理所着議室総務官田上辰雄

外務省アジア局長代理 小島太作

大蔵省理財局長 後田泰二

引揚換護庁次長代理 木村又雄

説明員・・・大蔵省理財局次長堀井俊彦、大蔵省
理財局外債課長上田克郎、同課長補
佐田中弘一、同伊勢谷浩、大蔵省銀
行局銀行課長春村裕、同課長補佐高
橋英明、同安考三郎、大蔵省管財局
用鎖技用課長岩瀬道行、同課長補佐
坂上行雄

在外財産問題調査会第5回会議の事録

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年2月9日(水) 午後1時50分開会

大野会長 それじやこれから第5回の調査会を開催いた
したいと思ひます。

それじや議事に入りたいと思ひますが、この
次書にもありますように引揚者の持ち帰つ
た未払送金小切手、現金、預金等の処理方針
につままして、前回に継続してこの問題と善
議したいと思ひます。前回いろいろ問題
になりました点があると思ひますので、幹事
諸君の手許においてそれぞれ御研究になりま
したと思ひますので、まずそのお話を伺うこ
とにいたしたいと思ひますが、如何でござい
ますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大野会長 それじやどうか春村さんから・・・
春村銀行課長 銀行課長でござります。先達一て私の所管い
たしてあります。現に生きております金融機
関の対外債及引揚、小切手の未払のものは

ついでに、処理について考え方を申し上げました
際に、二つの点について御質問と申します
が、もう少しよく論理をつめるようにと申し
ますが、そういうような御指摘があったよう
に記憶いたしますので、その二つの問題につ
いて大體の考え方を申し上げてみたいと思
います。

第一の点は、未払送金小切手というものを
この際どう扱う債務として扱うか。私共はこ
れを外地預金と同様、外地店舗に保る債務で
あると申し上げて置きましたが、それはそう
であるとして、それは一体どういう意味を持
つものであるか、どう扱う取扱を受けるとい
う点について申し上げてみたいと思
います。この点は先達って法務委員、
或はその他の委員からいろいろ御指摘があ
ったように思いますが、私共はこれは共に在
外負債、即ち金融機関の在外店舗に保る負債
であるという風に今回も考えて処理いたした
ことはあります。しかしながら、この送金小切手

未払送金小切手については、同じように在外負債
であると思はして、そこには若干の相違点
がある。その相違点といふのは何であらうか、
大凡それについては三つ程論議を挙げるこ
とができると思うのであります。

第一に、現地でいたしました預金は、これ
は両当事者共、その店に預け、その地の通貨
で預かり、そうしてそこに置いてある——置
いてくるといふと語弊がありますが、要する
に性質上当然に、言わば在外店舗の預金、或
いは買掛であるといふ見に育えるのに対しま
して、未払送金貯替の方は先達つても申しま
したように、両当事者共内地に送る意思を持
っており、現実にこれを送金貯替という形で
内地に持ち帰るようになって来た。そして内地
でたまたまその支払を受けてしまつたものは
それで済みます。或は当座取込というように
して預金と振り込んどしまつたものはそれは
内地の預金になつてしまつております。とこ
ろが支払を差止いたしました。それは別途論
議

替管理の形でやって来たわけでありませう。或は又司令部からの通達に基づいてそういう措置をとったわけでありませうが、いずれにせよ、そういう形で送金為替の支払を禁止したということによつて内地では払って貰えない建前になったまゝ、今度は内地の再建整備なり、いろいろの旧秩序の整備ということが始まったわけでありませう。そしてその際未払送金為替の問題も、これは例えば経理応急措置法の適用の外というこゝにして留保しておく。こういう形になりましたために在外負債として取り扱わざるを得なくなり、又今日までそういう秩序の下に在外負債として一般の内地関係のものを処理してきた。こういう関係でございませうので、どちらかといえば在外預金が性質上当然に在外的なものであると考えられるのに対し、未払送金小切手は取扱によつて在外負債となつたという風に言えるのではないかと思つております。

それから第二点は、送金小切手につきまし

(4)

ては両当事者、即ち銀行の方も内地で支払わせるようにいたします、それから取組を依頼した方も内地で払ってもらひませう、それは当然に受取人であるかも知れませうが、受取人も内地で払ってもらひませう、こういう意思があるのであります。預金についてはそういう意思はござりませう、そういうわけで両当事者の意思を付度すると申しますが、尊重するという形で考えますと、法律的には在外負債として扱ひましたけれども、これを処理する上にあつてはそこに両当事者の意思を尊重して扱ひ方を若干逸えてよい点があるのではないかということでございます。

それから第三番目には、送金小切手を取り越すことにつきまして、実際成蹟として当時現地の在外公館専局、そういう大抵のものとにかゝるに際して送金小切手を、例えば三万円なら三万円までお預みなさい、そして内地に送るようにならませう、そして残つたものは、これは必死か例えば在外公館借入金というも

(5)

ので借りましよう。これはうまくいったら内地でお払いできるかも知れません。更にそれで残ってしまったものはそれは預金で残しておくより仕方がないというような形で、送金小切手の取組を非常に勸奨いたしました。そういうものでありますから同じように在外員僚であるといひましても、預金はまあ置いてきたもの、送金小切手はそういう場合の懸念もあつて、何とか引揚者対策として内地に持って帰れるようにしてやりたい。又そういう意を受けまつたんだと、こういう気持ちで認められるのでは有りか。でありますから以上申し上げましたような点から考えまして、共に在外員僚として、この際旧来の秩序を前提としますと、扱わざるを得ないわけがあります。内容的には今回の処理に当つては送金小切手と在外預金の間に若干の扱いの差をつけることが妥当ではなからうか。こういう風に考えたいわけがあります。それが第一のポイントであります。

(6)

このように在外員僚から来た送金小切手に対しては在外預金と同じような利率を考ふるべきか否かというふうな問題でありますとか、支払順位がどうなるかというふうな問題が導き出されて来るかと思ひます。

それから第二のポイントは秋葉季良から御指摘のあつた点であります。私共の考え方といたしまして小額の未払送金小切手について、その時には前払をするという風な申し上げ方をしたかと思ひますが、これはもう少し正確な言葉で申し上げますと——別途私共の方で今用意いたしております法律策の要綱をこの際皆さんにお配り申し上げることといたしますが——今の未払送金小切手と預金とを若干区別して取り扱う。その取り扱う際とにかく未払送金小切手の中の一小部分については——一小部分という語弊がありますが——一定金額のものについてはこれは何れも優先して支払うこととしたら、要するに優先条項を申しますか、優先支払と申します

(7)

か、さういふ意味であります。でありますからこれは先程申しましたように、とにかく内地の一定のこれくらいの金額は送つておこうという事で引揚の條にいろいろ身命も懸憑して引揚者の方々がなすつた。さういふ措置にもたまたまさうことが照応いたしますし、又国内で旧預金者のオ一封鎖とか、オニ封鎖とかいつて切捨をいたしました際に、少くとも最、限度の金額というものはこれを切らないで活かすという措置をとつたことは御記憶だと思ひますが、オ一封鎖は一世帯につき三万二千円まで、これは自由預金ということになつたわけでありまして、又オニ封鎖の中でも結局一定額は整理した結果生き返るといふことで、これも又自由預金になつて参りましたが、さういつた内地の小額の預金債権というものが生き返つた、それとも照応いたします、ともかく日本に持つて帰らうと考へた送金小切手については、一定金額のものについては何をおいてもこの際優先支払にするこ

(8)

ともしたかどうなるか、さういふふうは思へるわけでありまして。

そこでたまたまその銀行がこの前申し上げましたように、外地因縁の断定を作りまして、在外資産見合ひに在外負債を払うという建前をとつておりまして、そのために全然在外資産としての支払フアンドがないといひましたも、この小額の一定金額の分については他の断定から借りてでもお払いするのがいいんじやないか、それだけは何としてでも当時の経緯から考へても、又引揚者の方々に対する銀行の気持といひましたも払わせるようにしたらいいんでないか、さういふつもりでござります。でありますから一定金額までの未払送金小切手の分は、これは優先支払をする、よその断定から借りてでも支払う、さうして残余の部金はこれは在外財産なり、要するにその断定で資産の方に利益が計上されるのを見合にして払つて行く、さういふ建前になるかと思ひます。補足の仕方が不充分である

(9)

かも知れませんが、先達つて問題になりました点をもう一遍重ねて御説明申し上げますと、そういうことではありますが、只今お手許に差し上げました「金融機関再建整備法の一部改正に関する法律案要綱」というのがござります。この中で今問題になりますのは、金融機関の在外資産、負債の取扱に関する規定を設けて、その処理を図ることを目的とする、この部分であります。一枚めくって頂きますと二頁目の二、在外資産負債の処理、この所以下が今回私共現に生きております、営業中の金融機関について考えております処理の大体の概要でござります。これは先達つて御説明申し上げましたことと変わらないのであります。別に、第一回目の時でありましたが、お罷りしてござります。書物の書き方よりは、この未払送金兩替の優先支払といったようなところとか、或はどちらいうふうにならざるは資産負債の部にそれぞれ項目を立てるかといったような点がやや詳しく書いてござい

(10)

ますが、気持は変わっておりません。

以上が先達つて御指摘を受けました点について不十分でありました点を補足して申し上げます。

大野会長 何か今の御説明に対して御質問はございせんか。

中村委員 ちよつとお伺いしたいのですが、例の第一封鎖を払い戻す時に、全部払い戻す時は問題はないけれども、或る一定率を払い戻す時に、やはり小額のものは全部払い戻したか。上の方は何か基準をきめてやったのですか。

谷村課長 第一封鎖の切り捨てられた債権に対して調整融資の利益を分配いたします際には、そういう小額債権とか何とかいう区別なしに、切った順序を逆にだんだん戻していくという形になります。切った順序をだんだん逆にいたしますと、現実には切った時に、じゃ、どういう順序で切ったかということが問題になります。その時にはまず法人の大きな預金から確保換を戻させたいという意向を聞いてござ

すから、そういう意味ではオニ封鎖の大部分を切り捨てた時にすでに若干のそういう考慮が払われている。今度返します時には順序を逆の方法で返して行きます。即ちまず利益金があれば一番最後に切り捨てた債権に返してやる。そうしてだんだん戻っていく。まだ利益があれば一番最初に手を付いた大きな法人の預金に返してやる。こういう形になっております。

中村委員 個人の場合は如何です。

谷村課長 個人の場合には区別がありません。

中村委員 個人の場合、仮りに一万円なら、その半分返すという五千元……

谷村課長 そうでございます。

中村委員 そうすると今度未払送金小切手の場合には、仮りに三万円なら三万円全部返してやる。それ以上は切り捨てる。その場合に内地のオニ封鎖が三万円の場合は一万五千円で、未払送金小切手の場合は三万円返すというところには不合理が起り得る。

谷村課長 それは矛盾しないわけでありまして、内地の場合には御承知の通り、仮りに五万円の預金を持っていたとしますと、当時一人につき一万五千円、一世帯につき三万二千円という金額は、これをオニ封鎖にして残りをオニ封鎖にしたわけでありまして、ですからそこで小額の部分かまず確保されておるわけでありまして、オニ封鎖として……。それから後オニ封鎖として切り捨てたわけでありまして、何割切り捨てるかいろいろ計算してやったわけでありまして、その当時金融機関がかぶつた損で、こういう預金をどの程度に負担させていくかというところに、今申し上げましたように大きな法人には大きく負担させるという式ですつとやって来ておりますが、個人には区別がございませぬ。すでにオニ封鎖のところでは小額預金に対する保護ということはおされておるわけでありまして、今度は初めからオニ封鎖、オニ封鎖でやったわけじやございませぬから、やオニ小額送金小切手の繰戻金払ということ
(2)

と考えたわけでありませう。

中井委員 三万二千円までは無条件に払戻して内地の預金者との権衡はとれると、こういうわけですか。

谷村課長 そういふわけでございます。

柳井委員 今掲載しましたこの法律案要綱の三頁目でございますが、未払返金為替の優先支払というところがございませうね。この三行目に「他の勘定、例えば調整勘定」とございませうが、「例えば」とありますが、他にも何か考えておられるのですか。

谷村課長 大部分の銀行につきましては調整勘定から立替えてもらうことになりませうが、一つだけ日本勸業銀行というのがございませう。これは調整勘定を作ることに終りました。という事はオニ封鎖の切捨てか何とかいうことなしに、準備金をたゞ崩しただけどうまく済んでしまつたわけでありませう。ところでこの日本勸業銀行は台湾に預金を持つておられます。それから送金もございませう。これは一依

とこの勘定から借りて来た方がいいかというところ、調整勘定がございませうから現に今ある勘定、即ち銀行の合併勘定と承してございませうが、新勘定といつてもいいわけでありませうが、それから借りて来るわけでありませう。

大野会長

今の勸業銀行の場合には、新勘定から借りて来るのだが、あれをなですか、非常に新勘定に……つまり私の心配することは、折角新秩序ができたのにその新秩序をひっくり返すような大きなものができちや困ると思うのだが、勸業銀行の新勘定は全体的に大きなインフレーションを及ぼす程の金額じゃありませんね。

谷村課長

その点はもう少し補足いたしますと、今会長のおっしゃいましたように新勘定というものを作つて再調整備をいたしました。その趣旨は秩序なりには殆んど影響のないようにしたいと思ひます。しかし当時若し在外のものを若干何とかするのだつたら若干の影響が及んだであらうと思ひます。止めたいと思ひます。

(15)

すが、当時準備金を崩したわけでありまして、旧勘定から引継ぎました準備金の範囲内でこの立替をいたしたいとこう考えております。ですけれども、新勘定が始まります前に旧勘定があつたわけでありまして、その旧勘定には旧勘定としての準備金があつたわけでありまして、これは十あつたうち六くらい崩して残りの四を引き継いだわけでありまして、その引き継いだ分は旧のものだから送金小切手の一定部分の支払に貸してくれたいといふらうと、そこに限度を作りたいと、今おっしゃる趣旨は確かに貫いてきているわけでありまして、

中井委員 もう一つ伺いますが、在外で送金を頼んで内地の銀行で払い戻すという場合、A銀行、B銀行との間にお互に債権債務の問題が起つて来るわけですが、その場合この勘定で正確に計算しますか。

谷村課長 銀行間の貸借関係ですね。

中井委員 同一銀行ならいいですが、A銀行に頼んでB銀行が払うという-----。

(16)

谷村 ~~課長~~ ^{課長}

今回の措置といふしましては、例えば上海のA銀行が内地のB銀行向けに振り出した送金小切手がありますならば上海の、要するにAの方の銀行が今回の送金小切手^手債務を払う、こういう措置になっております。要するに仕向け店舗がやるわけで、仕向けられた方でない建前で行つております。

中井委員 しかしこの前は-----。

谷村課長 この前もそういうふうにお申し上げたと思ひます。

柳井委員 そうです。

大野会長 その場合に仕向け銀行と被仕向け銀行との間の債権債務の問題は、別致起りませんかね。

谷村課長 当時送金案内もちやんと送ってファンドも付けております。例えばA銀行がB銀行にちやんと回金してあつたにも拘らず、今回又A銀行が支払うのはB銀行が締めるじやないかという考え方は起りますが、それを一々調整するのも何でございますので目をつぶりまして、若干お互にやういふ割し違ひはやつておるだ

(17)

ろうということにして処理いたしたいと思
います。

柳井 委員 その場合B銀行が日本にあつて、A銀行が中
国にあつて、B銀行が非に儲けるという場合
ですね。そういう場合にはいわゆる不当利得
の関係なんかかまじてくるわけですね。その
時にこの法律に関してはお互に何とかいろい
ろな差引勘定があるだらうといつて目をつぶ
るが民法上、或いは商法上の関係は依然とし
て原則通りに行くわけで、例えばA銀行がそ
れに基づいてB銀行に請求しようという場合に
は、その途は塞がれないわけですね。

谷井 課長 これはもう少し細かく申し上げますと、具体
的にAとBの西方の銀行の間で当時どうい
う交互計算の方法をとっていたかという問題に
なるわけでありまして、お互にそれぞれが外地
店舗から内地何処かに回金があつた場合に、こ
れを例えばA銀行の本店とどういふふうな勘
定で以て始末をしておつたか。回金の問題は
具体的にこの送金為替について回金があつた

(18)

ということが判然とする場合もございますし、
そうでなくて一切の処理をただ計算によつて、
これだけはA銀行に借になつておる。これだ
けはB銀行に貸だと、こういうふうにお互に
建て、おる場合もあります。これらはどうい
う場合についていへば、内地の中だけの関係
としてすでに旧勘定の始末の際にお互にその
貸借の問題は、そういうことで相殺し合うな
り。或は仮りに若し貸の方が、一方の方が大
きかつたならば、その貸はやせり同様に予金
を打ち切り、確定損を負担させるときに同じ
ように確定損を負担して扱わせるようにして
おる。こういう関係になつておると思ひます。

中井 委員 そうすると送金の委託を受けた在外店舗、そ
の銀行が仮りに内地銀行でない場合は、それ
は諦めるよりほかがないわけですね。どうい
うことはないかも知れませんが……。

谷井 課長 いや、ございませう。例えば漢口銀行が振
り出した送金小切手、内地の銀行に宛ててお
りまして、これは漢口銀行の送金小切手とし

(19)

て扱ひまして、漢口銀行は在外会社令の適用を受けておりますので、そっちの方の送金小切手として扱末することになります。

大野会長 大分関係が整理されてはつきりしたように思いますが、(笑声)この前も問題になった点ですが、小額債権の優先支払——銀行からいへば小額債権の優先支払ですが——というのは結局考え方としては一封印鎖の時の考え方と同じ考え方だと、こういうわけですね。

谷村課長 そういうことになります。それが預金者に対する何と申しますか、社会政策的と云っては語弊があるかも知れませんが、そういう趣旨にもかかっていますし、又当時上海なら上海で少くとも三万円までは送金小切手を認めなさいと云つて官憲が懇懇いたしました線にも応えることにはなると存じます。実際問題として今私共の方の集計によりますと、未払送金小切手の中、概りに五万円までの小額の部分を支払うことにいたしますと、件数としましては円建のものだけで計算いたしますと約
(20)

96%、97%近くは件数が支払われることにならなれどござります。たまたま大きな金額もありまされども、まず引揚者の方々が持つてお滞りになつた送金小切手の中90%以上カバーできるならば、その持つ意味は相当新果が大きいのではなつかしいというふうに思ひます。

大野会長 件数からいつて96%……、額からいつてどの位になりますか。

谷村課長 金額から申しますと約90%になります。

柳井委員 在外公館で三万円と限度を決めたのと、内地の封印鎖の限度を三万二千円としたのと非常に額が一脈相通するようですが、当時在外公館で三万円という限度を決めたのと何かこの関連でもあると非常に面白いですが、ございませぬですか。

谷村課長 在外公館借入金では借入金を五万円といたしました。それで現在銀行局で考えておりますのも五万円……。

柳井委員 借入金にそうございませぬ……。
(21)

上田説明員 仕向送金を三万円とした理由は、特にある
理由が-----。

谷村課長 あれはオーストラリアとか何とかが始まる前の終戦
の時のあれでございませうから-----。まあ一
つの考え方としては、当時内地で無条件に円
として受け入れていた金額が三万円位だった
んじゃないかと-----。

上田説明員 まあ仕向送金を比支などから円・元パーの形
で持って来ることについて、例えば多額の匯
銀券建て送金いたしますと、三万円まではそ
のまゝパーで内地の円預金にしてやった。そ
ういうケースはございませう。それでそれを越
える毎にだんだん累減といひますか。それい
うようなことでレートを決めてやったことは
ございませう。その時既に三万円という数字が
出ておりましたが、それと関係がありますか
どうか。それで上海あたりで三万円といたし
ました時は、全部皆三万円とやったわけでは
ございませんで、一番長く何うに住んでい
た人で、この人なら三万円くらい送つてもよ

からう。この人は来てから一年にもならぬか
ら一万円とがいうふうにして、在外公館の方
で査定して送らしたようでありませう。これは
何故そういうことをしたかといひますと、あ
の当時は、普通の為替のレートよりは幾分か
有利なレートで組まれておりまして、例えば
調整料10倍、一般のものは70倍といふことで
特典を与えたのであります。

我妻委員 今の説明で、下の方から逆に行きますと5万
円なり、3万円なり切つてだんだん減つて行
くといふのは、その当時の内地の一般預金者
との取極からいつていひといふこと、それが
ら預金と送金の切手とは違ふといふこと。そ
れもよく分るが、前の結論の異議を差し控
のじやないですか。しかし理論をはっきりさ
せて置くといふ意味でいふのですが、考え方
の基礎はこういうふうに入力替えていひませ
うか。例えば上海のA銀行から内地のB銀行に
仕向けた時は、まだ仕向かられた銀行の債
務にはなつてない、あくまでも仕向かられた銀

行の債務である。それから今度は同じ銀行であつてもそれは外地の銀行の債務であつて、内地の銀行の債務にはなっていない。法律的な人格は同じものであつても、何うの銀行である。だから純理論的にいえば払ふ必要はないという事を前提としておいて、それからいろいろな事を考慮してこういうものを払ふことになるのだという結論なんですね。

谷村 課長 結論的にいえばそういうことになると思います。そこまで話を結論付けて参りますまでにはいろいろの考え方があつたわけでもありますけれども、結論的にいえば銀行の外地の店舗の債務である。これをこの際便宜内地に持つてきて払うのだからいろいろの措置がとられるのだと、こういうことになるかと思ひます。本来の送金為替債務をこの際履行するのじやないという考え方でございます。

我妻 委員 そこで同じ法人格を持つておられるときの外地の銀行の支店の債務は本店に代はれないといつ

てはおかしいけれども、それはちゃんと内地、外地と区別して取り扱つてゐるのだ。まあ換算にいうと本店の債務にはなっていないという事なんですね。そこの説明をどうするか

谷村 課長 私はこういうことを考へております。これは先生方にいろいろお教へを頂かなければならぬ点だと思ひますが、外地の店が内地に送金するといふふうにお約束して小切手を振り出したわけでありまして、この小切手は普通の場合でありますならば内地で支払を受けられないといふような事態はなくて、少くとも支店が振り出したものならば本店は実際問題として払つております。払つておりますが、現実に未払送金為替を送つた場合に支払えないという状況が作られてしまつたわけでありまして、そこでこれを外地の店舗の負債であるといふふうにもう一通考え方を直したわけでありまして、外地の店舗の負債という事になつてしまつたものと、預金者、或は送金を依頼した方は何故外地の店が払つてくれないんだ

(26)

ろ、 やつてくれなかつたという事で、
その小切手を組んでもらった店に行つて、あの
送金小切手をもう一通、うまくいかなかつた
から戻してくれとか、いろいろな形で外地の
店舗に請求をするわけでありませう。ところで
その外地の店舗に対する請求と申しますが、
そういう権利はこれは法人として人格は同じ
であるとしても、内地の店舗にまで遡つてく
ると申しますが、引張られてくると、このい
うふうに考えておるわけでありませう。従つて
第一次的には外地店舗の債務、だからこそ第
二次的に本店の債務だと、このうふうに思
つたわけでありませう。ちよつと表現が拙くて
恐縮であります。

我輩 委員

結論は、イエスはノーにならないという結論
ですが、それは非常に争点だと思つておられ
ども何だか理論的にいうとイエスはノーでな
いということになる、外地の債務は本店は
全然責任を負わないというけれども、同じ人格
の中から引張られてくるということになると

(26)

又フルに取れるという事になりそうなんです
が、その説明をどうしたらいいかという
点ですが-----。

谷村 課長

まあ一つの法制としまして、これは確かにど
うにでも法制の秩序として作り得るものだと
思つて居る。例えば私が海外旅行中に及連と
金の貸借をしまして、日本に帰つてからそれ
をお互に請求しあうという形になつておれば
いいと思つて居る。在外店舗というものは、
一時的に人格の中でも如何なる意義を持つて
おる。このうふうに考えてみますと、やはり
その債権債務の関係というものは、これはまあ、
私もこの点、まだ民法であるとか、商法であ
るとか、いろいろまづかしい議論がございま
して、その債務者のおるところで払うのか、
債権者のおるところで払うのかと、いろいろ
ございませうが、少くとも同一人格として考
えてみますと、上海の支店の債務はやはり本店
の債務であるといううふうに一つの法律秩序と
して、やつて、これが非常に大きな民法原則

(27)

なり、商法原則なりに違反することになれば別で
すけれどもまず争点ではないか、そう相及するも
のではない。むしろそれに従うものであるというふ
うに考えたわけでありませう。逆に支店の債務は全
然支店の債務だから本店の債務には持つて来ない
というふうにしてしまいますことは、むしろ民法
原則なり、或は商法の建前なりを崩すものではな
いか。支店のことだから本店は知らないというふ
うには言い切れないので、やはり支店のものは
本店のものとして取るようにした方が、というよ
うな法制にした方がい、んじやないか。今までは
支店のものは本店は手を付けないぞという形でご
ざりましたが、今回はこれを本店で処理するとい
う法制に改める。まあ法制でそういうふうにし得
るのではないかと、というふうに考えたわけであり
ませう。

(28)

武部 局長

それは私がさっき言ったのと違ふんで、そう
なると今度はイエスで、本店のものだという
こととそれは全額取れるよとになりそうなん
ですが-----。

谷井 課長

それはさっき言ったのは支店の債務で、その支店
の債務については一応除外するという建前で
今までの秩序が組み立てられてきた。預金債
権にいたしましても、送金小切手債務にいた
しましても外地のことはどうなるかわからな
い。或は外地のものは接收されてしまいかも
知らない。こういう問題があるからとにかく
外地の関係は外して始末をし、どうというこ
とでずっとやって参りましたので、いわばそ
ういった一つの整理の秩序というものを前提
として、支店の債務だから誠に相済まんがと、
こういうことになるというだけのことじやな
いかと思うのであります。ですから法制の取
り方としては、先生のおっしゃる通りに外地
預金があるうが、未払送金為替であるうが、
これは本店の債務として全部内地の田舎金と

(29)

同じレベルにおいて扱うべきであるというこ
とも一つの行き方として考えられると思いま
す。現に例の金融機関の再建整備をいたしま
す際に、外地関係のものを全然除外にして置
いてい、ものかどうかというところがずいぶん
議論されたようでございます。これを内地の
債権と同じように持つて来るべきであるとい
う意見もあったようであります。しかしそう
いうことでなしに、やはり外地のことは将来
どういうふうな扱になるか分らないというこ
とで一応外された。そういう秩序と申しま
すが、そういう整理の仕方が前提となつて
と今日までやらざるを得なかつたわけであり
ます。

我妻委員

フルに内地に持つて来て本店から取らせるべ
きだというのですが、それはそうではないと
思うのだが、どう説明したらいいか。今の説
明を聞いてみると、今まで外地の奴は扱わな
かつたという秩序なるものが正しかつたとい
う前提がとれるなら、今度はそれを破つてと

(30)

らしてやるのもいいけれども、今まで扱わな
かつた事柄というものがいいか悪いか検討し
ようというので、たい時日を延ばして来たた
けじゃないかという気がする。結局法律的に
は同じ法人格があつても外地と内地とは違う
という理論をもう少し言いたい。さっきあな
たが言われた、外国で約束して日本で払うと
いった時に、如何に法律だつて外国で約束し
た奴は日本じゃ扱わせないと言つてい、かし
ら-----。それは私有財産の侵害とか
何とかになるんじゃないかな。

谷村課長

それは当事者がどこの法律に従うかという意
思によって決まるんじゃないかと思ひます。
例えばフランスでお互に商売をしていて、フ
ランスの民法の下でお互に契約をして、たま
たま西方とも日本に帰つて来た時に、西方の
意思が日本の法律によつて解決しようとい
つてもならば、日本の法律によるようにして
い、じゃないかと、こういうように考えてお
るのであります。

(31)

我妻 委員 それはそうでしょう。いろいろな場合を考
るとむずかしくなるけれども、普通どこの法
律によるというようにことを言わないで、日
本人が外国で金の貸借をして日本に帰って来
たならば当然取れるので、外国で約束したも
のは日本で取れないということはいえないで
しょう。それとパラレルにするならば本店で
全部取れるということになりそうだから、や
はり支店と本店との関係は、同じ人間がフラ
ンスで約束して日本に来たのと違うという
ことを何か言わないといかんので、同じ法人
格があってもやはり外国にある支店と言いま
すか、一般に支店と本店との間には何と言
いますか、半分人格が同一だが半分分れておる
というような、何かそうした議論ができません
ですかね。

春村 課長 是非そういうのが何かあると……。私共不
勉強な人ですが……。

宮沢 委員 一応そういう理窟を前提としてやっておるの
でしょう。そうであるならば送金する必要もな
い。

いんじゃないですか。預金は辨めるが、送金
の方はこっちに幾らか来ておるのだから、そ
こが何か送うというところを前提にしておるの
だね。どういふふうにそれを説明していか
な。例えばこれは変な話かも知れませんが、日本
の中でも今金融機関については、これは一つ
の慣習かも知れませんが、一つ一つの支店が
それぞれ独立の形になっておられて、例え
ばなんば四谷支店に預金がありましても、そ
の預金通帳をもって行って九州の支店で払戻
してもらおうわけにはいかない。例えばそうい
うことができるためには戦時中特別に預金を
どこでも代払いするというような特別のやり
方を認めて始めてやっておる。これは金融機
関については預ける、預かりましたという関
係は一つ一つの店舗毎にその債権債務関係が
成り立ってあるというふうに一応考えられて
おるんじゃないかと思っております。しかしそれ
は先一次的のものであって、決して他の、サ
ー銀行ならサー銀行に対する債務であること
(33)

にはなんら変りはないので、その店が何かの
事故で止めたとか、潰れたとか、河に流され
ちやうたという時でも、あの店はなくなって
しまったからだから私の知ったこっちゃない
というふうにはその銀行は言えないだろうと
思います。その辺については、別に明確にと
うという事は書いてございませんので、例
えば四谷支店で振り出ししてもらった四谷支店
支払の小切手を持っておりましてそれを大
阪に持って行ってモオ一銀行でも取れませ
んけれども、同じ交換区域の店であればオ一銀
行の、例えば藤田支店に行っても、品川支店
に行っても大体これは受け取って預金に入れ
てくれる。これはその日の中に手形交換に廻
って落ちるといふことが大体分りますから、
實際上そういう扱をやっていくという形ぢや
ないかと思えますけれども、その辺法律的に
店毎に法人格が別だとか、或は債権債務関係
の繋りが一次的とか、オ二次的なものがある
と、いふことは何れも書いておられないので
(34)

ありまして、況んや-----。

我妻委員

大体説明はつくけれども、しかし金融を取り
扱っておる銀行の特異性だね。法制局で盛ん
に法律的根拠を聞きたいという。役所が
create したことになると思う。-----。

柳井委員

現状では支店で振り出した金はやはり本店の債務
ではあるが、いろいろな法令の関係で本店
店じや扱えないと、こういうことですね。

倉村課長

そうです。扱えなくなつたわけですね。内の勘
定と外の勘定が遠うから-----。それでこの
岡我妻先生もおっしゃつたように schuld は
あるが haftung が無いと、こういうことな
んです。

我妻委員

そんなことが言えるかという-----。

柳井委員

そこでこういうことになるのかはわかりませんが
今度のこの法律が出ると、本店では今まで債
権があつても扱えない状態であるのだ、三万
円とか何とかの限度までは扱えるように、本
店の姿に逆してやると、こういうふうに考
えられるんじゃないですか。扱はそういうよう
(35)

にお話を伺っていたんですけれども……。

そうすると筋が通る。

谷村 課長 今この法律が出ないとしたらと、在外債務というものは、今の銀行の勘定から言いますと、今おっしゃいましたようにこの勘定からも払えるというようになっていないわけでありまして、内地だけで再建整備をいたしまして、内地だけで旧勘定と新勘定とに分けて内地だけでこれを整理して参りましたので、在外債務の支払は何かからずかしとか、何かからしてもよろしいというふうには金融機関の経理の建て方をいたしておりませんので、この際それに対しての勘定を設けて、その勘定から支払え、その勘定に資金があれば借りても支払え、こういうふうには内地の金融機関が払う、何と申しますか、能力じゃありませんが、現実には支払いは得る状態になる、こういうことにもなるかと思ひます。

官沢 委員 今の、元来払う義務があるという前提で、但しいろいろの制限があつて払えないという状
(26)

態をだんだん緩めて、この限度は払つてもいいというようにする、ということになればさうだと思ふのですが、預金の方もさういうふうには考へるのですが、元来は払う義務はあるのだけれども、今払えない状態にあるから、そのまゝ、じゃしようがない。結局は同じだけれども、さつき我々君が言ったのは元々払う必要はないのだけれども、何か多少政策的な意味で我々が払うという……。結局同じことになるけれども、そこへいくと説明がちよつと反対になる。

我妻 委員 だからどつちの説明で行くかという……。

官沢 委員 むしろ後の方が説明がしいいのじゃないか、そうすれば何うとこつちが……。

谷村 課長 金融機関再建整備の場合に内地の旧預金者の預金債権は一完全額は切り捨て、しまつて消滅させてしまつております。それに対して外地の預金なり、送金小切手に係る債権債務の処理は何もしてないわけですから、さういうわけで、金融機関はこの間中はもうあれは知ら
(27)

んと言っておりますけれども、私共としては、あの方、現に払えという形には法律上なっておりませんけれども、一般的に債務というものは背負っておるのですよというのを何遍も確認させて、そうですか、それじゃ仕方がございませんとおっしゃることになっておるわけですか。そういうことを一応私共は前提としております。それで送金小切手にしても、預金にしてもこの際内地の店が払えるという態勢をとる。その時にその払い方はこういう順序で行ってもらおうとか、まずこれだけ払って残りがあったらこれを払ってもらおうとか、支払資金がなければよそから借りてもいいとか、そういうやり方を作りたいというわけがあります。そうでないと、これは私共にはわかりませぬけれども仮りに今外債預金と持つておられる方が詐え出たとして、今この法律も何も作らずに置いて、たゞ在外預金というものは送外であるという恰好に存つておる。払うファンドというものはどこにも用意
(39)

してない。若し払ってしまえば金融機関再建整備法違反になるのですが、それでも在外預金債権を払えという訴訟が起った時にはどうなるかということでもよく議論したのですが、恐らく裁判官は、お前は債権がある、お前は債務がある。しかし法律上金融機関は払えという建前になっておりませんから、払えという情勢になるまで銀行も払わねえよという。しかし債務であることは心掛けておれという判決になるだろうと思います。

武妻委員

まあ説明がつくように思うね。

中村委員

然る時は外国のことはわからぬので、外国のことは伏せておいて、内地だけの整備をしたが、だんだん目も経つので外地の方も何とかしようというので、今度在外断定を設けて外地の債権債務で決済しようということになっておる。ところで外地の資産で外地の債務を払うというのが原則だが、送金前替だけは内地で受け取る意思があつたのだから、それがなくても払うということになると、もう一歩
(39)

先へ進んで内地は内地で整理し、外地は外地
で整理して皆固まった場合には、それは総合
して清算しなければならぬが、今その見込が
立たぬから優先順位を考へて、一応送金為替
の一定額だけは内地で払うが、それは将来総
合した場合には外地で払う……。

中村課長

そうではございません。送金小切手の一定部
分だけは、本来ならば外地資産見合いで払う
のですが、外地資産がない場合にはその一定
の部分だけは内地の犠牲においてでも払うと
いう建前になるわけでありませう。例えばこれ
なら一番問題がないわけでありませう。内地の
調整勘定を全額内地の方にお配りして、その
残ったものを在外勘定の方に戻して来て、そ
れで送金小切手が払えるというならば調整勘
定と在外勘定を一纏にして、これで賄うとい
うことになるわけでありませうが、私共の考へ
方は、例えば内地の調整勘定の利益を全額旧
預金者にお払いすることができない場合にで
も、とにかく小額の送金だけは調整勘定の利

(4)

益の分配を待つておる預金者がおるにも拘ら
ず、ちよつと惜りて来よう、こういうことで
ありませう。この点だけは内地の旧預金者よ
りはいわば優先して支払おう、こういう恰好
に考へております。

中村委員

だから将来は在外は在外でやり、こつちはこ
つちでやる。これを費くには在外資産で払え
る見込がなければ払うべきでない。それがな
くても払うというのは、優先順位でこつちを
払う、それだけは払えるということですね。

中村課長

そうです。

大野会長

今の中村さんの優先というのは内地の預金者
の犠牲においてするわけだね、優先性を認め
るといふのは……。

中村課長

それだから今まで大銀行の調整勘定の分配は
止めておつたのだと、こういうことになるわ
けですね。

中村委員

完全な権利なら出めるのはおかしいが、そう
かといつて全然恩恵貯蓄ものでもない。だか
らそこで一定額以上は全部切り捨て、おつた。

(41)

上の方はちよん切るとかそういう操作ができる。こういうような考え方ですね。

上田説明員

これはちよん切るんじゃないでなくて、待ってもらうわけですよ。オニ封鎖だつてちよん切るんじゃないでなくて、請求権という形で残っておるんじゃないですか。

大野会長

まだ問題が起るかも知れませんが、その時には又振り返つて今のトピックスに戻るとして、問題点がまだ少しあるように思うのです。法人と個人との取扱について差異を設けるかどうかという問題についてはどう思うかと思ひますか。

上田説明員

それいや私の方から申し上げます。これは本当は閉鎖機関の処理の仕方が一番これに関連を持つと思ひますので閉鎖機関をどう処理しようかと考えているかというところから言つた方が実態としてはいいかと思ひますが、会長から法人、個人という名前が出ましたので、我々が今考えておりますところを申し上げます。

(42)

これはいろいろ考え方があつたのでありますが、結論的に申し上げますと、送金小切手についても、それから預金につきましても、送金小切手は預金と比べて送金小切手の方が預金に優先するという形は皆株異存のない所だらうと思ひますが、送金小切手を法人が持つてゐる場合と個人が持つておる場合、それから預金を法人が持つておる場合と個人が持つておる場合、送金小切手については法人、個人の区別は要らないのじゃないか。と申しますのは先程御説明がありましたように法人にする、個人にする何うから内地に資金を送つて上げましようというように合意でこつちに資金が来ておる。而も送金小切手というものが自由に譲渡できるという性質から、考えて、その場合の法人、個人の区別は要らないのいやなからうかというのが第一段階の私共の一方の考え方でございます。次は預金でございますが、預金につきましても通常こういうことが最初に考えられます。大體法人

(43)

の預金というものは法人の借入金、いわゆる
銀行側からい、ますと貸付金であります
貸付金と見合っておるものであつて、大体に
おいてその法人が活動いたします場合は貸付
金の方が預金よりも多いというのが普通では
なかろうか。従つて法人と個人とはその点で
区別していいのではなかろうかという意見も
あつたのであります。これは争実問題であ
らう。たゞ本人から取れる、取れないという
問題だけありますので、法人、個人の区別
はその際はないという事で、預金において
も法人、個人を区別する必要はないのではな
かろうか。たゞ今度の取扱が将来の最終的な
決定の前に或る程度の考慮を払つて、より平
等を、妥当な、公平な解決をしながら清算を
完了して行く、或は新しい秩序との調和を図
つて行く、そういうことにあります關係上、
一応資金が或る限られたものである場合には
個人の方をより優先するという程度の区別を
して、法律上法人とは扱わないとか、法人は

(44)

欄上からい、ますとこれはとらなれ方がよくはな
らうかというところが現在までの取扱の考え方で
あります。いろいろ御意見もあろうと思いま
すが、一応取扱の方はきんなふうで考えてお
ります。客観的に御報告申し上げますと、法
人には今言つたように貸付金が多いのだから
扱わないでもいい、じやないかという議論が債
権者側の関係者、在外会社の関係者にはかな
りあるという事を御報告申し上げておきた
いと思ひます。しかし大蔵省の考え方として
は小額債権を優先するという点では送金小切
手について^{預金についても}大体一致いたしてあります。

中村 専員 今の数字はあるのですか。法人と個人の
上田 説明員 預金の方はわかりますが、送金小切手の方は
わかりません。

春村 課長 送金割替の方は初めから法人、個人を区別し
ないという事で考えたのです。

秋葉 委員 法人でも殆んど個人会社と同じようなものと、
室々たる会社と両方ありましようね。

上田 説明員 それがござりますし、それから法人とい、ま
(45)

しても現地に本店を有していた法人もあり
すし、こっちに本店を持っていて何うに支店、
法人格を持っている支店ですね、それもあ
わけです。

春井 課長 それから公共団体もございます。

阪田 幹事 これは最初引揚者の救済ということに法人、
個人区別しようじゃないかという考え方が強
かったのですが、だんだんこう諾めて来ます
と、どうも区別しなければならぬ理由がない
やないかというふうになって来ておるわけ
です。

大野 会長 実際問題として法人のケースが非常に少な
ければ問題がないので、そうして小額債権に
関する限りはそう大した問題じゃないので
ね。

上田 説明員 今我妻先生がおっしゃりましたように個人企
業的な法人につきましては個人との区別が
つけにくいになります。

春井 課長 まあ個人企業的な法人ですと、どうも法人を
除外するということには必ずしも個人の救済だ
(46)

には限定する、という意味が少し前れてくるよ
うに思っております。

大野 会長 今までの措置との間の取捨が失われやしない
かという点ですね。

上田 説明員 今までの例でいいますと、今銀行課長が御説
明申し上げましたように、預金の取扱の時に
法人の寄附のものから先に切って行ったとい
う点でいさゝか差異がある。それから在外公
館借入金では、これは性質が違いますけれど
も、形式的に見れば法人の借入金は認めな
かった。いわゆる法人からの在外公館借入金と
して認めなかったという点があります。これ
はしかし性質が違いますが、-----。

我妻 委員 ちょっと割り切れなるといっか、割り切ら
せまいと如何かという点はあるんですが、会社
の中でも本当に個人会社のようなものから大
きな会社まであるので、下の方をとつ
てみれば区別する理由はないが、上の方をと
つてみるとどうしても区別しなければならぬ
というふうな-----。 マキシマムを抑えて
(47)

あるのだからということは一応諦めるのですかね。

上田 説明員

たゞマキシマムを抑えておるからというのはいかぬ。 市鎮機関の方から説明をしてもらえばわかりますが、銀行局は何と申しましても金融機関再建整備ということ、現在金融機関として営業中のものに関係いたしますので、なるべく新しい秩序に影響を与えないという方針を貫くわけでありませう。しかし市鎮機関はなるべく早く或るペリオッドを打ちたいという関係がございますので、早く配つてしまつていゝのではなからかという立場もあります。その立場がございますので、いわゆる小額債双の優先ということとは単純なる優先ということではなく、資金があればなるべく払おうという考え方があつたわけでありませう。

若新市鎮機関課長

市鎮機関といつたしましては、今外債課長からもお話がありましたように、支払については限度は設けない。固守に資産のある限度においては一切その支払に充てるという建前をとり

(48)

たいと思つております。これは大体市鎮機関の清算をできるだけ早く完結の状態にもつて行きたいという大きな趣旨に合致すると思つております。それから内地の従来清算をやつて参りました場合におきましても市鎮機関におきましては計額預金の様な制度をとらずに全額払い出しを致しておりますし、資産の限度におきまして、従つて資金との収支もありません。仮りにこれを支払うということになれば、すやて収支をとつて在外債務であつてもこれは全額払うという建前で行くのが市鎮機関の従来秩序からいつて当然そうあるべきではないかというふうに考えております。それは確かに違ひませうね。今生きている機関と、もう皆仕事がお終りになつて、清算をするだけだという場合における関係とは又違ひし、そこへもつて来て今生きている銀行については勘定についても法定のあれがある。それを動かして行くというわけ、大きなところで勘定を合えばそこにおつづから取戻上差異

大野 会長

(49)

///

があつてもそれは仕方がないでしようね。

官沢委員 これは実際問題として閉鎖機関を清算してしまつたときに、貰う方からいうとそつちの方は得だとか、損だとかいうことはあるのですか。

岩勸課長 例えば同じ預金を朝鮮銀行の日本支店に預けたのは全額払い戻して貰つたからそれは得だ。それから日本の市中銀行に封鎖されていたものはちよん切られたと、そこで現実に差異が出て来ております。朝鮮銀行は充分資産がありまして全額払っております。

(以下削除)

(50)

上田説明員 例えばサ一銀行経由で朝鮮から送金した人は、こつちのサ一銀行の新規定との関係で、優先順位五万円ということ、その先は一応暫くお預けという形になっておる。ところが朝鮮銀行経由で送金した人は何万円であつても、一応優先順位は小額につきありますが、実際問題として資金があるというので扱える。ところが-----。

大野会長 資産があれば全額払ってくれる、優先的に払うというのでしよう。ですから朝鮮銀行から仕向けられた送金小切手は全額払ってもらえない。ところがサ一銀行などはあつちの支店があつたのですが、サ一銀行で朝鮮の支店を仕向銀行とする送金小切手を受け取つた人は、恐らくその優先範囲内において満足すべきで、満足させられるので、残額はまあ払ってくれるかも知れないが将来の問題だ、そういうことになりそうですね。

上田説明員 その点は朝鮮銀行、台湾銀行といつたような証券銀行の用資金がこちらにあるという場合

(51)

が今の例でありますので、在外会社につきま
しては、むしろ何うにあつた資金を当時の少
額貯蓄者に対する準備金的な意味で、日本の
国債を持つ、或は公社債を持つという形で、
内地に回金しておつて内地で持つておる、そ
れの分配の困難。それからさつき漢口銀行の
例が出ましたが、送金小切手を引き受けた例
はあまりないようございませう。大部分は現
地の預金、それも少額の預金が多い、それで
実体を申しますと、こちらは送金小切手も預
金も全部払いましても一応余裕はあるとい
う形にはなつております。

大野会長

ですから普通われわれがコンモン・センスと
して考えるところと、結果においては非常に
あべこべになつてしまふのです。たしか朝鮮
銀行のそういう意味における在日資産はク
億ぐらいございませうか。

岩新課長

関鎖換因 関係について御説明申し上げます。
朝鮮銀行でク億、台湾銀行で28億近いも
のが現在残つております。これは換算率をど
(52)

のように適用して支払うかによつても違いま
すが、現在私の試算したところでは、それを
払つてもなお相当の金額が残る、10億、20億、
あるいは朝鮮銀行につきましてもそれ以上残
るような数字が一応出ております。これは換
算率によつて違つて参ります。いずれにいた
しにしても、相当のものがなお残るといふこ
とになります。そのほか残りそうなものがある
とすれば、蒙疆銀行などが多少残るよう
です。それから中国聯合準備銀行も多少国内資
産がありますので、それも残るかと思ひます。
それ以外には正金銀行などは現在においても
国内資産の残りが非常に少いので国内債務の
支払も55%に止まつております。それ以外
に債権としての送金預替^{*}外現預金が入つて
参りましても殆んど支払資金がないという状
態になつております。その他朝鮮殖産あたり
の国内資産でも多少残つておりますけれども、
未払送金預替在外預金を払うと金額はいくら
なり、大部分はそういうように国内資産でか
(53)

バーできないようなものが多いわけでありま
す。

(以下削除)

大野会長 これで見ましても実際おかしなもので、われ
われが見て非常によい銀行だと思っておる銀
行が預金が払えない、そして困っておると思
われる銀行が全部払って、あとどうしようか
というような問題が起るので、それから変なこと
になるわけですね。愚動に人のためにいうの
ではないが、そういう大きな金額を国民経済
に役立たないでじつとしておる、これを役立
てれば相当大きな経済上の働きをなし得るも
のが、現状のままであればそれを使えない、
動かせない、個々に渡されると使ってしまう
人もあるだろうけれども、有効に使う人、又
それによって動かさる人もある、さうにもう少
(51)

し大きくいえば、経済上の働きをなし得る資
本というものがたゞ寝転んでおるといふ関係
になる。だから私はそういう意味においても
実際大きな問題だと思ひます。

渡田幹事

資本が寝ておるといふ問題ですが、済銀機関
の預金というものは現金でしまっておるので
なく、大体銀行預金とか、割当、割向に運用
する、そういうものを通じて動いておるとい
うは動いておるわけでありませう。それであ
る資金を使って例えば新会社を作るというこ
とは引出しの恰好になる、だから現在寝てお
るといふことはいえない、固定した設備とか会
社、工場の設備が動かないということになれば
さうですが、現金化されてないけれども運
用されております。

大野会長

もっと有効に使えないが……。

渡田幹事

第二会社の形でまじまって運用されておらな
いということはいえますが、金融機関とかそ
ういうものを通じては動いております。

松島委員

実際は一文も現金はないのでしよう。

(55)

阪田幹事 預金と短期証券であります。^{主要}
岩新課長 朝鮮銀行、台湾銀行の財産の大部分は登録国債の形になっておりまして、預金になっておるものはその~~何分の一~~^{以外の部分}であります。

松島委員 そういふものはいつでも払い戻し得る状態ですか。

岩新課長 それは期限が来たら払える程度のものでありまして、日本銀行の方で例えば食糧証券等に乗り換えるということは一応考えられます。これは日本銀行の資金の運用として別に考えられます。

大野会長 払えるといつても、ものによっては即刻回収はできないでしょう。

岩新課長 崩さなければ払い出しできないということはお起ってくると思います。

谷井課長 国債を使うとすれば、日銀が買ってということになれば、日銀の資金を出して使うということになりますから-----。

大野会長 買うか買わないかという事は日本銀行の同意で強制するおけに行かないでしょうから。
(56)

阪田幹事 札と出すわけですからいろいろ居るわけにはならん点があると思います。金があるといつても。

大野会長 左か左かお出しにならないでしょうね。まあそれはそれとして、今の法人と個人の取扱についての考え方というものは、ほかにも御質問ございませんか。

それからもう一つ、送金小切手についても、預金についても、日本人と外国人についてはどういふふうにお考えになっておられますか。

上田説明員

この点につきましての一番新しい私どもの考え方を申し上げたいと思います。送金小切手につきまして、預金につきまして、まあ原則として本邦人というものを第一に考えることは当然でございますが、本邦に住所を有しておる外国人というものも本邦人と区別する必要はないではないかという考え方でござります。送金小切手についてはこんな混乱の際でござりますので、いろいろの意味で居住者である外国人が持ち込んで来て、送金小
(57)

切手であるからという理由でとんどん引き出す
すということは、本来こういう現行法令を改
正して、引揚者の窮乏を緩和したり、あるい
は肉鎖校閔のいろいろを整理を急ぐ、あるい
は完結に導く、というように建前から今度は
いじるわけでありまして、そういう人によ
りて払う必要はない、いやなからうか、従って送
金小切手につきましても外国人はむしろ取り
組まれたときの、仕向けられた、いわゆる日
本においた外国人が現在もなお日本におる場
合に限る、内地に住所を持つておる場合に限
るという程度の区別で、あとは送金小切手に
しても、預金にしても、本邦人を主にして、
外国人は本邦に現在住所を有しておるもの、
そういう程度で制限したら如何なるものであ
らうか。その根拠をいたしましてはいろいろ
ございしますが、預金者についてなぜ何うの人
をやらないのかという、何うの人は一応何
うで取れるいやないかという解釈も一つの理
由であります。また送金小切手は誰が持つて
(58)

来てない、いやないかという議論もございま
す。

大野会長 宮沢さん、今のレーテストエディションはどう
ですか。

宮沢委員 やはり外国人にも払わなければならぬという
債務は一応承認するけれども、払わないとい
うやり方ですね。

上田説明員 住所を内地に持つていない人は何うでの清算
に参加し得るというのが一応の理窟でありま
す。例えば朝鮮なり台湾なりに住んでおる人
は当然何うで取れたわけであります。それ以
外の外国人は朝鮮に預けておるという場合は、
現地でそれを支払をしないということはない
だろう。だからそういう人たちは払わない
でも、こういう非常の支払をするについては、
こつちでそんな利益を享受する必要はないとい
うのが一応の建前であります。

大野会長 私は莫益の上から考えて-----。松島さん、
あなたも御意見があるだろうと思っておりますが
ども、実際のケースとしては非常に少いいや
(59)

なりかと申し上げます。そうすると日本人と外国人の立場から考えて、日本人を最優先的に取り扱うべきではあるけれども、あまり実際のケースのvarietyを洗いだして、そこに差別を設けるといふことは何かほかの場合に、あんな差別を設けておるから、俺の方もこうするのだというような口実を挙げて、もう少し大きな損害が加わって来る虞があるのいやないかと懸念するのですが、あなた方どういうふうにお考えになりますか。

柳井委員 私も会長と同じ意見であります。

宮坂委員 譲渡できないのですか。

上田説明員 送金小切手については譲渡された場合どうするか、送金小切手は本来の理論からは譲渡は禁止しておるわけではないので、拒否することはどうであらうかと思えますけれども、今度の場合は債務は全然なくしたわけではなく、一時優先的にこういう人たちに支払うのでありますから、まあ外国でも取れる方はこっちからは軽くお待ち下さいという程度で如何で

(60)

しょうか。実際問題として、朝鮮人なんか日本で取れるというのでローツと取りに来た場合、これが両方とも言い分がよく通りました、日韓交渉の場合お互いの権利を尊重し合うという結論が出れば結構だと思いますけれども、今のところそういう見込みがないと、日本で取れるというのでどんどん船で入って来られたりしても、まあ公平の観点からいつてどういうものであろうか、そういう意味で内地に現在住所を有しておるというのを昔からおけば、大阪におる朝鮮人はもちろんよいわけでありまして、或は何かの形で朝鮮から引き揚げて日本に居住しておるといような場合に、これは日本人扱されるわけですから実際問題としてはそれくらいのもので認めたいという過渡的な措置でござります。具体的に申しますとある程度まで最終的になるかも知れない措置でござりますけれども、進前としては切ったわけではありません。

大野会長 宮坂さんの質問は、送金小切手、預金は日本

(61)

における朝鮮人又は台湾人に、現在何うで持
っておるのを譲渡することができはしないか、
そうすれば居住しておる日本人になるだろう、
取れるという意見なんでしょう。

上田説明員

その点は二つに分けて考えられます。送金小
切手を何うで譲渡を受けた日本人が日本で提
示した場合どうなるかという問題、これは送
金小切手を仕向けられた人が日本にいなけれ
ば、今一応オリジンに遡って、当初日本にA
という外国人がおった、そのAに対して何う
から誰が仕向けてもいいですが、送金小切手
を取り組んだ、それが転々売買されて、現在
日本に居住しておる甲という日本人が持って
おったという場合には、Aという人が今日本
にいなければこれは一応扱わないでもいい、じ
ゃないか、あと遡していい、じゃないかという
のがレーテストの考え方なんです。これにつ
いてもいろいろ議論はあると思いますが、レ
ーテストの結論はそういうことになつ
ております。但し、日本人同士で譲り合った
(62)

ような場合、これは両方とも住所は日本にご
ざいましょうから恐らく問題ございません。
それから昔日本人が何うで送金小切手を日本
に居る人宛に組んで、現に日本におるけれど
も、現在ここに持っておる人は朝鮮人である
というように場合に振るかどうかということ
であります。その場合の朝鮮人が非居住者で
あれば現在のところは扱わない、しかしそれ
を誰かに売って、日本人が買ったならば、途
中でそういう朝鮮人がその国に入つておつて
も、持って来た人が居住者ならば振う、送金
小切手については一応そういう考え方をとつ
ております。預金については大体譲渡はしな
い、譲渡するためには銀行の承認を要するこ
うな建前で、譲渡は一応認めないという形で
救えるじゃないかと考えております。何か欠
陥があるかも知れませんが。

柳井委員

外債課長のお話ですが、朝鮮の人が日本で買
えるというのでドツと来るということは、入
国管理令の関係でそう来られないじゃないで
(63)

すが、
上田説明員 為替管理、入国管理もござりますけれども、
なんらかの形でスマツグルして持って来るこ
うなこともあり得るのではないかと思います。
預金につきましては名前も書いてありますし、
譲渡を認めないといつてしまえば払いませ
んが、送金小切手については、上陸港で没収さ
れたり、叩き売ったり、盗まれたりしたもの
がござりますので、その関係をよほど注意
しないと-----。

柳井委員 そういふものは相きありそうですか。
上田説明員 送金小切手は現物のまゝで持って来たのは少
くて、現地に預けて来たというのが多いよう
です。今度の扱としては、そういう扱けた証
明書があればそれで払ってやることをしなけ
れば、偽作って魂入れずということになりま
すので、ですからこの程度で抑えて二重払の
危険を防ぎまた悪意をもってそういうスマツ
グルして来るようなものは法制上なるべく制
限しておいた方がよくなるかという程度で
(64)

あります。
我妻委員 前の話に戻るようで申訳存じのりですが、送金
小切手の話をした時に、上海の銀行から東京
の銀行に紐んだという紐んだ銀行のことばか
り同様にしておいたのですが、Aという個人
が東京におるBという人に送金を頼んだとき
には、紐んだ方を考えたのですが、紐まれた
Bを考えたおったのですか。

上田説明員 受取人を普通考えております。名義人として
の受取人です。但し委任状を付けたら、裏書
をしたりして譲渡した場合、持参人私的色
彩が強くなります。たゞその場合、外国人、
本邦人というときには、受取人の現住所とい
うものを一応チェックして、なるべくならば何
うで取れるものは何うに違ひやつて、趣旨は
本邦人の引揚音をなるべく救済しよう、そう
いう建前にしたらどうか。しかしさっきの説
明は、その聯合銀行としての支店側の立場は、
支店銀行で支払を行こう、債権者の立場は受
取人の立場で行こうという建前でございます。
(65)

我妻委員 またさっきの証に 取りよすが 債権としては
上海の銀行の支店 債務だけれども、債権者
というが、権利はこっちに移っておるという
考え方ですね。

上田説明員 そういふことであります。
谷村課長 今の理論でいいますと上巻から引揚げた方
なく、上海の引揚者が我妻先生に宛てたとす
ると、我妻先生はその小切手を持って行って
も銀行は払ってくれない、けしからんじやな
いか-----。

松島委員 こういふ考えはできないですか 受取人は引
揚者に限るといふようなことは乱暴ですか。

上田説明員 乱暴だと私共は考えはわかりであります。

松島委員 元来引揚者救済の 政だから、そうすると非
常に制限できますけれども。

我妻委員 今の理論からいって、私宛に出したのは取れ
ないから、前に 組んだ人に戻せというわけ
ですね。組んだ人から返れるという-----。

上田説明員 その点が大 御指摘のように理論的に一
貫してないから、本来ならば組んだ人が債
(66)

政府であらという議論にはおもしろいと思ふ。
そこがレーテストのところではどうも政策の
ほうが先に立って理論の裏付けができてなかった
わけですね。

宮沢委員 組んだ人が債権者ということになり、持
っておる人が債権者ということにしておるの
じやないか。

上田説明員 送金小切手の特殊性から考えて持参人払い的
な色彩であるという-----。

谷村課長 実際問題としまして誰が組んだかということ
も分らなかつたりしまして、そこらがバリツ
と割り切った筋の通った理論にならないうで残
念なんです。

我妻委員 何か日本に往済があるかないかだけで外国人
は操作するということは、外国人の排斥の仕
方が前の場合よりつらくなるという関係にな
るのではないですか。日本の政策なりといっ
てしまえばそれまでですが-----。

宮沢委員 引揚者救済ということであれば、乱暴だけれ
ども、割合簡単に行くわけですね。
(67)

松島委員 本来なら、私おなじのだけれども、引揚たからこの便宜の措置を講ずるのだというこ
とで、

上田説明員 一方の引揚^海対策ということを前面にたてれば、その理由で大部分通ると思いますが、閉鎖機
関たる金融機関の清算をなるべく円滑に完結
したいという場合に、一体引揚者対策という
ものを前面に出してい、かどうか、むしろ必要
としては、少しくらいのことならばあまり引揚
者だけということをおかない方がい、じやなか
かという考え方もあるわけでありませう。

我妻委員 それも分りますね。

柳井委員 乱暴かも知れないけれども、松島委員のいわ
れる方がポイントです。

上田説明員 閉鎖機関のことがないならそれでい、かも知
れませう。

我妻委員 閉鎖機関はまた別の理論で扱ってい、……。

岩村課長 引揚者の方々が自分の名前を送金小切手を組
んで持つておるとい、のですが、たまに家
郷におる妻子の名前を書いたり、或はお文さ
(68)

おなじの名前を書いたとい、うふうな
ときは、やはり引揚者が受取人になっておらな
ければ駄目だということをおいてしまふとさ
つじやないかという気がします。

岩村課長 そこで法人も引揚者と認めるかどうかという
ことにまた向題が逆転して来るのです。

上田説明員 実態問題としては引揚者が一層恩恵を受け
ると思います。

大野会長 まあ赤の他人の我妻先生に送って来るという
ことはちよつとないね。自分の親類とか故郷
の連中で受け取っておけば帰って来た時に、
その人と送ったいやなりかということができる
けれども、あまり引揚者に限定したのじや
かえって引揚者保護の目的に……。

我妻委員 日本人が何うにおるときに、こつちの外人宛
に紙んだ手形はないですか。

上田説明員 論理的にはあり得るのです。

我妻委員 それは戻せばい、です。さっきの仕向けら
れた人というのだけれども、仕向けられた人
がいない場合には……。

(69)

上田説明員 戻した場合に外に預金とではどうかという
ことが問題になります。さっきの優先順位の
問題で、戻したら預金と同じ性質になるかど
うか。再建のもので、戻すということになれば
は儲蓄券との場合なんかレートの問題が出る
のではないかと思います。レートの問題とも
絡んでおりました。

松島委員 朝鮮以外は関係する外国人は殆んどいないで
しょう。

上田説明員 朝鮮人、台湾人以外はあまりないと思います。

松島委員 敗戦の直前直後に外国人が日本に送金するこ
ともないだろう。また日本人も外国人宛に送
金するというのもちよつとないでしょうし

上田説明員 外国人で内地に住んでおられた人ですね。まあ
めったにないでしょうね。

大野会長 むしろやかましくいうならば、ほかの方がう
るさいので、朝鮮人と台湾人に関する限りは、
もっと大きな本の問題がちよつと片付いてい
ないのですから、それに障害を与えることも
(70)

全口だ。大きく考えれば。

岩野課長 朝鮮とい、まして、韓国との間ではどうい
う特別な取決めをやることもできますが、北
鮮の関係になると全然離れてしまつておるの
で、朝鮮銀行のことについては北鮮のことも
考慮に入れなければなりません。朝鮮銀行が
韓国銀行になったとき、朝鮮人の預金の問
題は或る程度片付いたとも考えられますが、
北鮮の方はどうなつておるかわかりませんか
ら、どこまで認めるか、その辺の危険なとこ
ろは恐るからこの際避けておきたいと思つて
おります。

我妻委員 会長の言われた外国人というのは、朝鮮と日
本との間の根本的解決がまだついていないか
ら、暫く待つてくれといつて逃げることもで
きますね。

(小 汀 委 員 出 席)

大野会長 皆さんの御意見も大体お伺いしたわけですが
送金小切手については換算率の問題は全然存
いと思つておりますが-----

(71)

上田 説明員 外貨の表示の小切手の換算の問題がございま
す。これも一番新しいところを申し上げます
と、送金小切手につきましては、この間申し
上げましたように、朝鮮、台湾は別として
まして、北支、中支等につきましては、或は
調整料だとか、或は内地に持って来た場合に、
外貨建の特別措置預金というような形で、実
質上の調整のレートを採っております。円
元パーであるといつても、実際はパーでな
かったという実情にござりますので、終戦時に
並のところ、今までわれわれが考えてお
りますのは八月十三日電報を打っておりますので、
その電報と衡替管理法上の調整をしたそのレ
ートくらいを取つたら、大体終戦前後を通じ
て送金される外貨建の送金小切手のレートと
して最も妥当なものではなからうかと考
えております。それから問題は現地通貨建の預金
にござります。これにはいろいろな考え方が
あるうと思ひます。例えば現地で払は
い、のござりますから、現在ある現地の通貨ま
(72)

が、その通貨に引き延ばして、それを下
の裁定で用とるレートを出すというこ
も考えられます。また、これは何も論理的必然性
はないのでありますけれども、在外公館準備
入金レートというものがござります。これ
は大体二十一年の五、六年を取つたものと、
二十二年の四、五年を取つたものと、二
段にした地域と一本にした地域がござ
ります。二段にした地域は現在支払うの
ところをとり、これら在外公館準備入金レ
ートといたつた程度のもので預金を支
払うことにした。どうであらうか。これ
は本末どういふ預金か、現地で払
われるであらう。現地の通貨で
払われるであらうという預金本末の
違前からい、ますと、債権者には
酷なレートになります。引揚者の
援護等を考え合せますと、それ
くらいで仕切つて見たらどうか
といふのが現在の私どもの考
え方です。

大野 会長

このレートの問題は引揚者に対してなるべく
別座があるようにといふこと、あまり後
(73)

と違ったレートをひどく出し過ぎると、従来
の措置との関係の釣合を失うので、釣合を失
わないようにするに、どっちの方を余計
考えるかということとは別として、今の二つの
点と考えて換算率をお決めになる。大体のこ
ころそういうことじゃございせんか。

我妻委員

預金は円に表示してあるのですか。

上田説明員

現地では原則として円表示の預金をさせなか
ったのです。送金小切手は円表示の場合と現
地通貨表示の場合とがございます。

我妻委員

ドルなんかはないのですか。

上田説明員

海峡ドルや軍票、南越券、この場合はござい
ます。海峡ドルは何ドルと書いてあるのがあ
ります。たゞ現地通貨建かどうかは円表示
しております。

我妻委員

問題は円以外のものでござえるもの、例え
ばアメリカのドルとか、現在生きておるもの
で-----。

上田説明員

アメリカの例が出たので申し上げますが、ア
メリカは条約による清算方式がはっきりして
(74)

おりまして、何うの清算は-----。

我妻委員

アメリカ・ドル建のものを送金小切手で持つ
て来たものがあな力ですか。

上田説明員

戻はあるのでござりますが、司令部の別の命
令が生まれ、これにより政府に集中いたし
まして、それをアメリカに引渡し、アメリカ
はそれを持って行ってしまったのであります。
そしてドルに換ったものは日本の対替資金に
送り込んで呉れまして、こういうものは対替
資金になっておるからお前のところは払って
やれという命令をまた出しました。これをうけて
政府はその時々でレートで仕切つて払ってお
ります。問題は韓銀と台銀ですが、これは朝
鮮銀行券建、台湾銀行券建という区別がない
のであります。御承知のように朝鮮でも日本
銀行券が流通しておりましたし、台湾でも流
通しておりましたので、日本銀行券で預けた
金が、朝鮮銀行券で預けた金かということと
区別できないという憾みがあります。そこで
北方が在りから、朝鮮における預金は朝鮮銀
(75)

行券による預金であるということにして、朝鮮銀行券で払う約束であるということに建前を取ってしまおうと考えております。御考慮までに申し上げますが、在外公館レートの場合には、朝鮮銀行券一円五十先をもって日本の一円というふうなレートを作りました。また台湾は現在ございませぬが、いろいろ当時の考え方からしますと、米に対する購買力で一応比較しようということでは、当時における日本側の事情としては、米の購買量が大幅に公定による入手が困難ということにして、所地域別のレートを作ったのでございませぬ。従って、台湾銀行券の場合もできればそれに準じたような方法でやってみたいと思っております。その場合せめて朝鮮銀行券のレート程度か、或はそれよりよくなりますかどうか。米ばかり取ると少しよくなると思いますが、どのくらいになりますか。その辺をかねかねとわづかしの問題でございませぬ。為替管理法は昔は朝鮮、台湾との間にはなかつたものでありますから。

(76)

この点は理論的に行きますといろいろの問題があろうかと思ひます。送金小切手の問題は、もちろん朝鮮から組まれたものは日本の円と同じように表示されて送別がつかないものになっております。当時はパーでございませぬからもちろんパーでございませぬ。

大野会長

もう一つ問題でございませぬ。それは在外公館借入金の利息に当る割増金の問題であります。これは預金あるいは送金小切手等についてはどういふふうに考えますか。

上田説明員

これも最近の考え方を申し上げますと、一応それぞれの金融機関に任せよう。例えば国銀機関にいたしましても、在外公館にいたしましても、一応在外公館の例を申し上げますと、整理計画書を出させて、大臣が認可することになっておりますが、その際に昔の約定利息を付けたらということと特殊整理人の方から申請して参りましたならば、約定利息程度のものだけを付けるのは一応認可しようじやないかという程度であります。送金小切

(77)

手につまみしては今まで止めておるので、い
くらか色を付けたりよくはなりかというこ
で、一応在外会社の特殊整理人はどう
か考え方をしております。しかし政府と
しては送金小切手に利息を付けなければ
ならぬ。あるいは付けてはいけないとい
うようなことは言わないで置こう。そ
れぞれの金融機関の整理資産の状態
なり何なりに任せてはどうかというの
が一番新しい考え方でございます。

岩動課長

その点について閉鎖機関のほうの
実情を申し上げます。閉鎖機関の国内
債権債務の整理の場合には、約定利息
のあるものについては、それは資産の
ある限度において支払う。しかしなん
ら約束のないものについては一切支払
わない。という建前で、すでに国内清
算も現在大部分済んでおります。従っ
てこの際在外関係の債権債務を整理
する場合に、送金為替を今まで何年
間ほったらかしておいたのだから、
なんらか割増金を付けたりどうかとい
う考え方も一応成り立ちますが、日本
内地の債
(78)

私債の整理と比較いたしますと、それ
の際に付する利息は多少行き過ぎでは
ないか。つまり内外の債権者の均衡と
いうことを考えれば、原則としては付
けるということには政府として考えな
い。天に閉鎖機関として非常に資産
が余って、今まで八年間おこなった
から、自分の責任はやないけれども、
悪かった御免なさいといふような気
持で多少付けるというならば、これ
は閉鎖機関自体の問題としてわれわれ
は反対はしないというように気持で
処理したらどうかというように考え
ております。

松島委員

ところが最高額を仮りに三万円に
限られておると二万円くらい送った
ものが利息を付けてもらうとそれが
増加する。多額の送金をしたものは
三万円でも利息は無視せられる。こ
ういふことになるからやはり不公平
がございませぬ。

上田説明員

その点は閉鎖機関と在外会社につ
きましては送金の優先順位を以てご
さいますして、資金があればいくら
でも出すわけでありませぬから
(79)

春村 課長

つてしまうわけではありません。
いっか小訂委員からもセウけうお話があった
ように記憶いたしますが、民間の預金、送金
小切手の元本が返えるか返えないかという
問題が先決であつて、それでなお余つておつ
たならばまあ割増を付けるのがいいじゃない
か。実は内地の再建整備のほうの調整期定へ
の利益の分配もオニ封鎖の復活という言葉で
言われております。これはだんだん元本額を
返えして参りまして、元本額を100パーセン
ト返えしてしまつて、なお余りがあつたなら
ば、今度は一ツ利息相当額のものゝ分配して
やれ、こういふふうになつております。であ
りますからこれはいろいろテクニックの問題
もありましようが、ちよつと松島委員もお触
れになりましたけれども、まず元本だけ三万
円ならば三万円ならば三万円、五万円ならば
五万円、これは優先でございます。そして優
先のとくになお余つておればそれらの元本も
払う、なお残つておればまあ割増を付けるか

(P1)

上田 説明員

どうかという問題が起つて来るじやないかと
いふふうを考えております。

在外会社関係のいろいろの人の意見を聞いて
みますと、やはり何か年五分程度のものは付
けてやりたい、また付けて貰いたいという希
望が多いようであります。送金小切手につま
ましても、たゞこれも会社によりましては、
三分五厘の国債に投資しておつた会社もあり
まして、年五分の割合で必ず払えるかどうか
わかりませんが、若し五分まで十分払える資
金があれば払つても結構なわけで、まあそれ
ぞれの特殊性に応じて認可基準ということに
やつて行きたいと思ひます。

大野 会長

私の買付きましたポイント以上であります
が、元に戻つても結構ですし、その他の点に
ついていも結構ですから、御自由な御発言願
ひたいと思ひます。

委員

小さい問題ですが、さっきの両鐵破用のとき
に、約定利息のあるものは全部払つて、約定
利息のないものは利息を払わないという、そ

(P1)

の約定利息とおっしゃったのは返済期限の後の
のやつを-----。

岩新課長

その点もちよつと向願でございまして、大抵
定期預金の期限までは約定利息がそのまゝ、付
くのは当然でございしますが、期限が切れたあ
と、そのまゝ、払わないで残つておるものにつ
きましてはどれだけ払うか、私ももう少し
研究いたしたいと思ひます。これは商慣習に
従つて何らかの基準を設けてみたいと思ひ
おります。

武蔵委員

約定利息のないのは期限が来ても払わない
-----。

岩新課長

利息を払うという約束のあるのは、~~期限~~期限
が来ればそのまゝ、やはり引き^き續^けやるのが
商慣習ではないだろうかという気がいたしま
す。

谷村課長

内地の金融機関で大ヶ月預けて、大ヶ月の期
限が来て、一月々々取りに行きますと、その
一月は普通年率の利息が付くことになります。

阪田幹事

それは定期預金の規約に書いてあります。普
(P2)

國の預金に組替えたものは吾々が存したの
ではないから-----。

岩新課長

約定利息で行くかどうかということはまだ少
し研究さして頂きたいと思ひます。

大野会長

おれおれの立場からポイント・アウトする点
はほかにあるとしても、皆さんの方でこうい
うところは大切に研究しなければならんところ
だと考へておるポイントはありませんが、

阪田幹事

こちらで申し上げないことまで指摘されまし
たから-----。

上田説明員

技術的に言いますと、法律の種別上在外債権
になつておつて取れない債権があつたやない
かという問題、これは個人にしてもはっきり
分つておる貸金があるの、預金だけ払つて
やるということはおかしい、はっきり
分つておる貸付金は差し引くということがで
きる形で、今の法令上禁止されておることを
解くというのをしたいと思つております。
在外債権をその人に圍遑する限りにおいて取
る、従つて相殺をもつて對抗できるような程
(P3)

度のもは法令上もやつて置く必要があるじやないかと思ひます。

宮沢委員 さっきのお話では皆払ふ必要がないというよ
うなお話でしたが-----。

岩新課長 証拠書類がしっかりしておらなければ、た
お前に貸しておつたという記録だけでは---

大野会長 人間は貸したことは覚えておるけれども、借
りたことは忘れるものですから---(笑声)。

岩新課長 問題点でまだ私も十分な検討が出来ており
ませんし、結論も得ておられない点がございますが、
持ち帰り通貨の交換とか、旧日本銀行
券については、先般銀行各のほうから問題を
持ち出されたのですが、朝鮮銀行券と台湾銀
行券を持って帰ったものを税関に預つておる
のがございます。それを交換するという問題
があります。これを通貨債務の形において支
払ふというやうな恰好になりますと、将末日
韓会谈等相当問題があつて、おそらく現在わ
れわれが考えておるよ様なこゝう措置が到
底取れないという問題にも影響すると思ひま
(84)

す。私どもの賛同としてはできるだけ通貨債
務はなりのだ、通貨債務として交換するとか
支払らうということになしに、なんらかの方
法で別の形でこれを交換してやるというこ
にしたいと思つております。その辺の理論的
な根拠はまだ十分つておりませんが、た
問題点がある。そして実際の措置としてはや
はり日本銀行券を持って来た人と同じやうに、
なんらかの交換措置を講じてやる必要がある
ということを考えております。その辺何かお
智慧がありましたら一つお教へ頂きたいと思
ひます。

大野会長 今まで問題になつておつた措置についての根
本動機と申しますが、モチーフは三つあるよ
うに思ひます。一つは引揚者保護、一つは再
建整備をやつて来た生きている銀行につ
いては新秩序ができた、それとの関係で調和を
とれないやうにしてやつて行きたい。三つ目は、
要するに在外会社とかあるいは因鎖機関のよ
うに後始末だけつけるもの、これはなるべく
(85)

早くしてしまいたい。そしてペンディングな問
題を早く一掃して正常なところで発足したい。
この三つあると思います。ところがものによ
ってはそれが重なり合ってみたり、どちらを
もつとインポートに考えながら、そのイン
ポートの順序がある。そこをほどよくあ
しらって行こうというところに苦心があるの
と、さらに従来との関係との釣合なんかを考
えながら、どういふふうな妥協なものにして行
くか、そこにもものによっては法律的な理論付
けをしなければならぬ、こういうところに問
題の多少複雑性と申しますが、多岐に亘る点
があるのではなからうか。こういうふうには
この問題を見ております。だから恐らくは
銀行側の考えと、国債機関関係の方々の考
えと、引揚者保護の見地からとによって、い
ろいろ考えがその時々によって変ってさっきの
レーテストエフィションということになるの
じゃないかと思えます。

それでは今日はこの程度にしまして、次回は
12月15日午後7時45分より開くことにいたします。
(16)

極
秘

在外財産問題調査会
才六回議事録(楽)

在外財産問題調査会第六回会議議事録

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年2月18日(木) 午後1時半 - 午後4時半

出席者

委員 大野竜太(会長)、小汀利得、中村建城、
法華津存太、松島虎夫、宮崎太一、宮沢俊義
柳井恒夫(50音順)

政府側 - 幹事... 総理府審議室総括参事官代理大竹政男

法制局次長林協三

大蔵省理財局長代理西井俊考

引揚援護局次長田近繁男

説明員... 法制局才一部長高辻正

外務省条約局長下田武三

外務省アジア局才一課長小沢武夫

大蔵省理財局総務課課長補佐堀込聰夫

同省理財局外債課長上田克郎、同課長

補佐田中弘一、同伊勢存造、

同省理財局経済課係長上坂好美

同省銀行局銀行課長春村祐、同課長補

佐高橋英明

同省管財局債権課長岩瀬道行、

同課長補佐坂上行雄、

郵政省貯金局才2業務課課長補佐木村

留夫、同課長補佐黒石博

在外財産問題調査会第6回会議会議録

大野会長 まだお見えにならない方がおられるようですが、
時間も参りましたからこれより第6回調査会
を開きます。

酒井説明員 この間お渡しいたしました第5回の議事録に
ついて何か御意見がございませんでしょうか。

大野会長 別にございませなければ、お手許にお配りし
てあります第6回会議次第の順序に従って議
事を進めたいと思います。まずオーに、引揚
者の持ち帰った旧日銀券、未払送金為替及び
在外預金等の処理方針に対する答申書(案)に
れについて御説明願います。

上田説明員 初め一志朗読いたします。

(提出資料47)を朗読)

春村銀行課長 日本銀行券のところではございしますが、これに
つきましてはこの前の前の会合で大体審議を
して頂きましたので、ほい皆様方の御意見は
大体大蔵省側で考えております考え方につい
て御賛同を得たものと了承しております。尚
懸念は、大野会長がよく言われることではござ

いますが、過去において取られたいろいろの
措置並びに今後において取らるべきいろいろ
の措置との間に、過去の問題では权衡の問題
があり、将来の問題としては悪い例にならな
いようにしたいというのを御発言があり、
また委員の中から、実際問題としては、この
際税関保管を解除された日銀券について、あ
まりひどいことにならないような程度の制限
で一つ措置をしたらどうか、若干制限を設け
ることはあっても、その点はほい破えるよう
に考えてもらったらどうかというような御発
言があったように記憶しております。オーに
書いてあります。この際請求によって引き換
える途を拓くということも当然でございませ
が、第2段におきましていろいろな関連する
他の諸措置、具体的には一例えば内地におき
ましては御説明いたしましたような意味での
当時の日銀券がどういうような形で封鎖され
あるいは新券に引き換えられて行ったかとい
う点との权衡の問題でございませぬ。外地が

ら引き場がて来たという関係におきましては、
例えば在外公館等借入金というようなものの
の取替の問題もございます。たゞ考え方とい
たしましてはやはり在外公館等借入金と同じ
ように考えるのでなく、そこは通貨というも
のの交換というところがたまたま時期を外され
ておつてできなかったことをどう取り上げる
かという問題として、若干性質の違ったもの
として考えるわけでありますから、完全に同
じようにやっけて行くというわけのものではな
いのではないかと思ひます。そういうような
ことであれこれ過去において取られた措置と
の関連も考えて、いま法制で予定してありま
すところは、先達つて御説明いたしましたよ
うに、五万円までは全額パーで引き換える、
五万円を超える分については七割だけ引き換
える、そして最高限度は五万円というところ
で行くという一応の案にいたしております。
そういうことで先達つても御承御賛同を頂
いたものと存じております。今後の問題もご

(2)

ざいますが、これは強いてこの答申書の中で
触れて頂かならうが、いゝのではないかと
いう事務方の意見で、特に今後の問題というこ
とには触れないで、このうらうらうな書き方に
したわけであります。

松島 委員

いまの御説明で今後の問題には触れないとい
うのは、今後旧日銀券を持って帰る引揚者に
対してはどうするか、そういう趣旨なんです
ね。

谷村 課長

そういう問題もございます-----。

松島 委員

いまここに書かれておるのは過去の分だけで
すね。

谷村 課長

これに関連する措置との取替を考慮しという
意味は、過去の問題だけ一応触れたつもりで
ござります。

宮沢 委員

そうすると今まで日銀券を持っておる人はこ
れでもつて^(ブツブツ)すべて終ってしまったというこ
となんです。それとも何か残るかもしれな
いという-----。

谷村 課長

旧日銀券を説明から返してもらつた方はこの

方法によって、これから新しく出る法令によりまして交換をして、それでおしまいでございます。

宮沢委員 20万円以上持っておつても-----。

谷村課長 それはおしまい-----。

宮沢委員 なくなってしまう-----。

谷村課長 そういふわけであります。

宮沢委員 前に内地で持っておつた旧円が新円になつたということに全部終つておるのですが、何か残つておるのですか。

谷村課長 例えば刑法上の犯罪に関連するものとして没収されたようなものがいま返つて来たというのが残つておるわけでございます。そういうのも今回の法制でもつて-----。

宮沢委員 前に封鎖しましたオ一封鎖、オニ封鎖は全部終つておるのですか。

谷村課長 それは日銀券の問題ではございませんので、旧日銀券で預け入れた預金の問題なのでございます。預金の問題につきましてはいまおつしやつたようにオ一封鎖がまず解かれ、オニ

封鎖の一部分が還り、そして大部分の地方銀行等につきましては、オニ封鎖の切り捨てられた部分に対しても或る程度返されましたけれども、いま問題になつております在外関係のある銀行につきましては、まだオニ封鎖の切分に対する分配をやつておりません。この機会に在外関係とも併せてある程度還すということが考えられております。

宮沢委員 ある程度というの、あとは-----。

谷村課長 切り捨てられた預金は、調整勘定と申しておりますが、銀行のほうにお金が溜つて来るのに応じてお返しする、ある銀行は100パーセントお返ししたのもございます。例えば三井銀行、三菱銀行の如きはいまだに切り捨てられたまゝになつております。

宮沢委員 預けて預金になつたら何とか存つておつたものもあるんじゃないですか。

谷村課長 何とか存つておつたものもござります。

宮沢委員 ちよつと残つておつても大したことはないけれども-----。

谷村課長 おっしゃる通りでございまして、過去において日本銀行券が封鎖され、切り捨てられたというふうなものとの权衡を考慮しとっておられるけれども、具体的には銀行によって100パーセント返って来るものもあるじやないか。だから日本銀行券も全部返してもいいじやないか。そういう意味から言えばそういう答も出ますが、銀行によっては、例えば郵便局に預けておったような場合には7割切られて終わってしまつておる。全部の銀行を平均して見ますと、9割封鎖になりまして切られてしまった分が大体7割でございます。9割封鎖では大体一世帯あたり三万二千円、それに加えることの9割封鎖で切られた残り、9割封鎖の当時生きたものが約7割程度、それを勘案いたしまして、ほいまず五万円程度のところが9割程度、そしてその残の封鎖預金がどの程度に切り捨てられ、預金がどの程度返って来るかという問題、これは100パーセント返ったところもあり、7割しか返らないところも

ございまして、まずこの辺も平均して七割程度かところで線を引き、五万円を超えたものについては七割程度に一つ切らして頂いたらどうか、こういう考え方がら出発いたしております。

上田課長 銀行局の預入令の改正法律案はお手紙に資料としてお配りしてございます。

大野会長 在外公館等借入金につきましては、貸付金の債権を譲渡するということとはできなかったと思っておりますが、日本銀行券については、海運局に預けてあつたというの、押えられておつたというものについては、譲渡を禁止する法律はありますか。つまり20万円を超過するものは永久に駄目だということから、20万円を超過する部分を他人に譲渡することによって5万円の範囲に持ち込み、場合によってはそれを超過しても7割もらえるということになるから、そのときに海運局に押えられておるものを譲渡するということが合法的にできるかどうか-----。

倉村課長 御説明いたします。お手許に配っております法律案の4頁の4号にオ2項の規定により旧日銀券の引換を請求しようとするものは大蔵省令で定めるところにより自己又はその相続人が引換者であり、且つその引換の際当該旧日本銀行券を携帯したことを立証しなければなりません。これで大体只今考えておりますことは、税関から返します際に、何枚、金額幾ら、件数幾らという事で旧日本銀行券が税関から返ったものであること、そしてその金額が幾らであるとか、その預けたもの、並びに返されたものは、引換に際して税関に預けたものである。こういうことかはっきりしなければ引換に施せないという体制を取っておりますから、たまたまその一部分を他の者に譲ったとしても、その他の者は自ら引換者であるとか、あるいは税関に保管させたものであるという立証手段を欠きます。ですから現実にはそういうことによつて相続人のみにしかその権利は行かないという建前を私どもは

とっております。

大野会長 最近ソ連や中共から帰って来た人がありますが、そういう人達は相当に日本銀行券を持って帰っておりますか。

上田説明員 最初中共からの引換のときに少しあつたようでございます。そういうものはスタンプを押して返してやりました。当時は千円までございしましたが、最近は一万円まで交換してやるということになっております。

大野会長 引換スタンプを押して返すということですが、それは譲渡できるのですか。

上田説明員 税関で保管したものはここに書いてありますように税関で返還証を添えまして、現実には17万円の旧円を本人に返す。たまには番号の控がございませんでしようから、中味は変ることがあるかも知れませんが本人に17万円の旧円を返還したという返還証の記載金額は変わらない。従つてそれをもつて、17万円の旧円を持って行けば5万円まで金額、それ以上はその割とということでおられるということ

になるわけであります。

大野会長 これは余計な心配かもしれませんが、中央をリノ運で日銀券を沢山持つておって、5万円づつ、それをとんとん分けて行くことが起らないか。

上田説明員 可能性はあるわけですね。

谷井課長 日本の法令の届かない範囲でそういうことをやられたのじやないかというのでございます。

大野会長 なさそうですが、そういうことも-----。

松島委員 今後そういうふうにして持つて来たものに対しては何らの措置を講じなくてもいいわけですね。

大野会長 これだけで行くわけですね。

上田説明員 最高20万円としたわけですから、皆が5万円に分けて持つて参りますと、5万円づつ、パーで-----。

松島委員 運ったときに税関に保管されて、その領收証を持つておるものだけに適用されるのでしう。

(6) 谷井課長 現実に日本国内にあるものについてはそうい

うことになります。今後引揚の方は信分が携帯して引き揚げたということ証拠立ればいいわけですね。ですから今後お還りになる方は必ず税関で通貨をどの程度どういふものを持つておいでですかと聞かれる。外国通貨もございましょうが、旧日銀券があればこれだけ持つて来ましたということ証明してもらうことになると思います。

上田説明員 この法案の3ページに、「-----2ヵ月を経過した日以後に本邦に到着した引揚者が携帯した旧日銀券云々」と書いてあります。これでやはり今後帰って来る人は換えてもらえるという形になります。

松島委員 最初それを聞きなかつたのです。

谷井課長 さき程私が申し上げました「これに関連する諸措置との权衡を考慮し」というのは、過去において採られた諸措置との関係だけを言ってきたので、今後沢山持つて帰られると困る、だから20万円に切ったとか、5万円までにしたという言葉をこい出していないという

ことを申し上げたのであります。ちよつと説明が下手で失礼いたしました。

柳井委員 いま、どのところ最近の引揚者で日銀券を持って来た人はないでしょうか。こういう法律が出たという情報が行ったら私は相当入って来るのじやないかと心配しておりますので、今日御配布下さいましたこの前のサハ回議事録にも、時期を定めてないのはどういふわけかと発言しておりますように、実はこの点を最近から心配しております。

松島委員 持来持って帰るかもしれない日銀券の措置というものを決める必要がありますか。

谷村課長 この意味は現に日本にあるものだけを処理しておるのであつて、今後引揚げて来られる方がたまたま日銀券を持って来られた場合には不公平になると思ひまして、今後引揚げておいてになる方の持つておる日銀券もやはり請求に応じて取り換えるべきだという結論を出しております。たい御指摘のありましたように、持つておる50万円を5万円づゝに分

けて来る可能性がございます。そういうことはあるとしても、1人で50万円引き換えてくれという御請求には応じ得ないといつても、引揚者の方々が5万円なり、あるいは20万円でもよろしくございませうが、そういう範囲で持つて帰られるものは引換をする、そしてなぜそういうふうになつておつたかという詮索は強いてしないという建前ではないか。総額の問題が心配になるけれども、さき程お話がありましたように、いま行方々わかつていない金額が2億円ちよつとだと思ひます。まあ仮りに全世界から掻き集めて持ち込んでもそういう金額ならば、そう細かく詮索することも如何かというふうに考えたわけでありませう。

大野会長 オノ取は大体よろしゅうございませうか。

小汀委員 現在日本にある旧日銀券が1度外国に出てそれから戻つて来るということは想像し得るケースですね。ソヴェトなんかにはあまり無さそうだけれども、中共になるとそういうこと

が非常に可能性が多い。最高五億という程度程度ならばいいですが、そうでなく、最初から悪意をもってやる奴に特典を与えるようなことはどうも面白くないですね。

谷村課長 おっしゃる通りであります。通貨交換をいたします際に、一体どういう時期にどういう条件で通貨交換に施さないというふうに決めたいか、非常に技術的にむずかしいと思います。また日本銀行券没入令というものはやはり特例を設けて、こういう場合には、主務大臣の認める場合には引き換えに施さるのだということ、必ず通貨交換の場合例外を置いております。その例外はある意味では気の毒な方を救うためのものなのですが、逆をかえせば、今おっしゃったような悪賢い人に利用される途にもなるわけでありまして、まあ法律の建前といたしましては、悪賢い人に利用されることであっても、お気の毒な方を救済する途を開くべきであるということから、やむを得ないことじやないかと思っております。

法華津委員 話は透うがもしれませんが、新田のほうは外国から持って帰つていいですか。

谷村課長 これは附替管理法の問題でございますので、私の所管でございませぬので正確なことは御答弁いたしかねますが……。

法華津委員 それとの均衡の問題はないだろうね、新田は幾らでも持ち帰つていいのですが、本来は日本の通貨を海外に持ち出して持ち帰るということは禁止しておるわけですね。

酒井説明員 それはみんなに入つて来るはずがないという……。

法華津委員 私ときどき他事で香港に行きますが、あそこには日本円がうんとありまして、うちの船員にはやかましく言っておりますが、円が安く買えるため、つい誘惑にかゝるものがあり、新田を持って帰るといふことですが、新田を持って帰る場合は何か制限があったと思ひますが、旧田ならば新田まで持って入れるが、新田は持って入れないという問題が起るかも知れない……。

谷村課長 この問題は実は遑うといつては語弊がありますけれども、新円はいわゆる通貨として出たり入ったりすることが問題でありまして、それは請求によって当然外国通貨と為替銀行の窓口で取り換えてもらうべき性質と本来持つておるわけでありまして、ですから通貨としての立場において、一様それは国外に持ち出していか、国内に持って帰っていか、という問題であります。それから旧日銀券のほうは新日本銀行券に引き換えてもらう可能性を持ったもの、通貨ではない形に実はわれわれとえておるわけでありまして。

法務委員 そうするとこれから帰って来る人が財産を新円に換えるかも知れないから……。

谷村課長 おっしゃる通りでございます。

小町委員 ロシアから帰ったスパイの関三次郎が新円が20万円ばかり持っておいりましたね。あれをどう処理しましたか。

谷村課長 為替管理法違反になるわけでありまして。

(4) 小町委員 そうすると没収ですか。

谷村課長 そうです。

上田説明員 先生方の御心配御尤でございますが、若しこれから帰る人は全然駄目だということもお困りじやないかと思ひます。何かうまい方法がござりますれば……

法務委員 私が心配するのは、これから帰る人は、旧円は使わないかも知れないという頭で、新円に換えて持つて来る事が多くなるじやないか、折角苦労して新円に換えて来たほうが駄目だ、古いほうがい、ということが起りはしないか。

松島委員 そういうことはありますね。

法務委員 新円を持つて帰る人は税関でやられるわけですね。旧円のほうは5万円まではいいい……。朝鮮と日本の間、台湾と日本の間において、資産を持ち帰りについて為替管理法を動かししたのは終戦後でしょう。終戦までは為替管理はなかつたわけですから……。

上田説明員 23日まではなかつたわけでありまして。普通ならばこういう新しい通貨に換えますときは、1年の催告期間を置きまして、全世界に

ノーツを出して、いつまでに出さないか駄目だ」ということをやりますが、引揚とリウ特殊事情がございしますので、そのため帰りたいという人が帰れないことになると思いますが、香港に旅行した人が持って来るような場合は引揚者とは考えませんが、中共あたりから香港に着いて香港から帰って来るという人があるかも知れません。そういう場合その点がなかなかまづかしくなります。

法華課委員 中共あたりから新田が相当香港に流れておると思います。引揚者はわざわざ新田に換えて来るかも知れない-----。

酒井説明員 何かチェックするうまい方法があるとい、のですが-----。

谷村課長 国内ではそういうことは殆んど考えられません。莫地で刑事事件の關係で預置されたものとか何とかいうもので、まとまってあるをと思われただけで、その他はそういう風にまとまってどこかにあると感ずるものはございま

せん。

上田説明員 この間資料を差し上げました中にも、純粹にどうなっておるか分からないものが1.2億ある。その中には沖縄で焼いたものもあるらしいので、そういうものを引くと1.0億以下になります。

柳井委員 その数字を基準にして、一番余計払うとして何億くらいになりますか。

上田説明員 最高1.0億くらいですか。

柳井委員 それくらいならば大したことはないからやってしまおうということですね。

上田説明員 皆分解して5万円以下にしてくれば、1.0億くらいは-----。本当に引揚者の方々が持って帰られる場合、5万円くらいはよからうじやないかというのが一番の粗でござります。悪いことをするチャンスはござりますか-----。

岩動田銀枝
岡課長 引揚者は何人くらいですか。

田近幹 生きておる実数ははっきり掴めませんが、1.047名と言っております。このほかに若干ありますから、中共は3万人居留民がおつて

2万6千帰って来ましたから、少くとも4千は残っております。そのほかに犯罪者として向うの法律に触れて残っておるのが6〜7千名おるだろうと思います。

岩野課長 1万と抑えれば、1人5万と見て5億ですね。

日近幹事 最近の引揚者で旧円を持って来たということは聞きません。さっき小深委員の言われたように、中共等の場合、旧円を安く買い集めて、1円ものを50まで売れば非常に儲かる。しかしそういうものが奥地のどこかにあるといつても、それを買い集めることは……。

小訂委員 支那人はその商売はやるね。彼等はそこに縛くと敏感ですからね。そこでそういう奴にうまくやらぬのは癪だから制限をするというところですね。当局としては……。どうもそこまでして正直な者に不愉快を思わせるより、これで行こうという肚が決まっているかですね。それじゃいいじゃありませんか。

柳井委員 結構な肚ですね。

小訂委員 太っ腹ですね。

田近幹事 今後の奴は駄目だということにはきづかしいね。
柳井説明員 およつと言えないと思いますね。

日近幹事 大部分、奴は従来の奴でしょうね。

上田説明員 そういう必要もないかも知れません。例えば半年以内に帰った人だとかいうようなことで……。表現の方法につきまして何か御意見がござりますれば……。

大野会長 オ一の問題はよろしくござりますか……。それではオ二の問題につきまして御説明願います。

上田説明員 オ二の「未払送金滞替及び在外預金の処理」について一応御説明申し上げます。これもこの同管株に御審議を頂いた点をとりまじめたつもりでござります。

るのりの終つところに「関係諸法令に所定の改正を加えて夫々の金融機関において公正妥当な範囲内で支払をなし得る途を拓くこと」というふうな公正妥当な範囲内と書きまされたのは、さきにも書いてござりますが、それの金融機関でいまして作り上げておる秩

序というものに対して急激な変化を与える、
あるいは甚だしい悪影響を及ぼすことのない
ような範囲内でできるだけ払って行く、そう
いう趣旨であつたかと思ひまして、こゝにこ
ういう表現をとつたわけでありませう。(1)はそ
れを払うためのファンドは当然それぞれに異なる
場合が多い、それからそれを払うことによつ
て再建整備や清算の促進が出来るというのが
第一点、第二点は、今回の措置は在外関係の
財産を持つ金融機関だけについての措置でござ
います。金融機関の特殊性から、金融機関
の業務としての債務即ち預金だとか未払送金
為替というものを払つた方がよいであろう。
それを適当と考える。そういう趣旨でイとロ
とをまとめて見たのであります。それから(2)
として、預金と未払送金為替の優先順位の向
異を昔からおきました。未払送金為替の性質、
在外の預金の性質ということも先日御審議願
いました通りでございまして、未払送金為替
を優先させるという原則については、皆さん

の御異議のなかつたこと、存じます。それで
次の理由としまして(1)と(2)に分け、(1)はかな
り技術的なことを書いて見たのでございませう。
送金小切手と預金の返りというものをまとめ
て見たのであります。西方にも在外債務と
して従来法令では整理の対象から除外され
ておつた、それが(1)であります。それから(2)
といつたしましては、未払送金小切手をなぜ優
先させるかについて、そういう返りがある
だけではなく、引揚当時の事情を考えると、
日本の出先機関も内地の政府と打合せの上予
想しておつたという点もあるので、送金小切
手のほうを優先して払うということが適当で
はなからうか。実質論から言ひますと、預金
を持つておつた人は恐らく送金をまず繰んだ
であらう。従つて送金小切手をまず払うとい
うことで、徴金者においても同一人の場合が
多いであらうからということが一応の理窟と
して考えられる、そういうことを(2)に書いたので
あります。そういう理由からして、従つて以

下で、具体的な支払の方法についての措置を
音りて見たわけであり、(1)は、若し資金
が充分にございますと向題はございませんが
資金が足りない場合はまず未払送金為替を先
に、在外預金を後、そういう原則で支払う
わけであり、(2)は、そういう送金為替に
も円表示の為替と外貨表示の為替がございま
す。その際の外貨で取り組まれた送金為替に
ついては、その当時からすでに為替管理法
によつて、必ずしも公式の換算率で円に突っ
たのでなく、実際にはその購買力なり価値な
りに即応して、実効換算率というものがとら
れておりましたので、送金を組んだ人たちも
それは充分承知しておつたということが考え
られますので、当時の為替管理の実効換算率
と未払送金為替は払つたらどうであろうか。

在外預金につきましても、本邦現地で預けた
外貨で払うのが本則であるだけに、これには
送金の場合とは違つた換算率をとつたらどう
うか、しかしどこをとるかという向題になり

ますと、なるべく預金者の利益ということを
考えますと、せめてその向にありますが在外公
館等借入金の際の換算率というものに準じた
程度で如何なるものであろうか、これも先日の
皆様の御討議で一応御了承を得た方法かと思
います。次は、そうやつて送金為替と在外預
金との順位は決まりましたが、それぞれの順
位の中でも、なお資金が不足する、あるいは
支払の実行の場合の便宜というようなことを
考えますと、小額債権者を保護するという建
前を、それぞれの場合に生かして行つたほう
が、引揚者の窮状緩和ということを一つの祖
としております今回の措置の趣旨に合致する
のではなからうか、そう考えまして、(1)で、
同じ順位の場合では、小額債権者を保護する
という建前をとつて行きたい。従つて順序を
申し上げますと、まず送金小切手優先という
ことにしておき、その中で小額債権者優先、
それから送金小切手と全部払つてしまつてな
お金がある場合に、在外預金ということにな

り、その預金の中でも少額債権者優先という
方法で支払を開始して行くという事にいた
しております。それから(四)は、引揚者の窮状
緩和という建前から、原則として、支払を受
ける者の範囲は本邦人又はこれに準ずる者に
限るという趣旨をうたったわけでありませう。
それから四番目は、これは前にも御議論頂き
ましたように、同じ人たちに対して預金を受
け入れると同時に、貸付をやっておるという
場合もあり得る、特に法人等につきましては
そういう場合が多いのでございませうから、及
対債権を取り立て得るといふことを規定する
必要がある。しかし取立の限度は、債権があ
る場合には相殺してもいい、じゃないかという
建前から、預金を支払う限度においてのみそ
の債権の取立をできるようにしておく、そう
しないと、従来すでに確立しております企業
再建整備法あるいは在外会社法等によって、
再建の途を歩いております一般の金融機関以
外の会社等の関係で、混乱を惹き起すことも

ありますので、あくまで今回の措置に対応し
て公平を図る範囲内で及対債権を取り立てる
ことができるようにしておくというのが(4)の
趣旨でございます。

(5)は、これも皆球の御了承を得た点でござい
ますが、金融機関によりましては相当資金が
潤沢なところがございませうので、従来停止さ
れておりましたこれらの支払をいまいたすに
つきましては、それぞれの金融機関の実情に
応じまして、利息相当額程度の割増金を付与
してもよろしい、付けることを考えたほうがよ
くはないか、そういう趣旨で(5)を記録してお
いたわけでありませう。最後にうたいたしまし
たのは、番号のオキ方もいろいろございませ
うが、全体の行置につきましてそれぞれの
関係法令によって従来できておる秩序という
ものがございませうので、それとの調整を考慮
して、人はそれぞれ金融機関において不
しう考えた方が公平であり、衡平に合致する
という場合もございませうので、こういうセー

ビング・クローズと申しますが、そういうものを
おいたほうが実際の措置としてはいいと思
いまして、法制化に当り若干の相違を設け
ることが妥当と思われると書いた次第でござ
います。

法華津委員 支払を受けるものの範囲は本邦人又はこれに
準ずるものに限るといふのは、自然人に限ら
うといふのですか。

上田説明員 これはこの固もお話が出ましたように、この
及対債権と書きましたのは、法人の場合が多
いものでありますから、その意味で本邦人又
はこれに準ずるものといふのは、本邦の法人
を含むといふ趣旨でござります。

谷村課長 これに準ずるものといふのは、外国人でも本
邦におるものといふつもりで書いたものであり
ます。

法華津委員 (3)の趣旨の、引揚着の窮状の緩和を一つの根
とするものであるといふのは、困つておるも
のを今後救つてやらなければならぬといふ根
でいろいろのことが考えられるわけでしょう

が、法人に対する送金でも、まあこれは額の
何割はあるかも知れないけれども、相当大き
なものでも認めるわけですね。おれば……、
さようでございます。

上田説明員
谷村課長

その点についてちよつと補足いたしますと、
例えば私どもの所管しております大和銀行と
いふのが上海に支店を出して信託をやつてお
りました。そして現地で積んでおいた金銭信
託債権がござります。それを実は終戦になり
ましてから正金銀行を通してその金額を全部
送金いたしております。正金のほうで、送金
小切手がどれくらいかわかりませんが、払つ
てくれれば、大和銀行も上海に残して来た金
銭信託債権の支払ができて、かたがたそれが個
人に及ぶ、そういう例がござります。例えば
法人として組んだ送金小切手が国内で若干支
払われることによつて従業員に対する債権な
どが払われるという例もあるわけでありませ
ぬ。ですから法人は引揚着でないから全然考えな
いでもいい、というふうにも割り切れない場合

もあるかと存じます。

法草津委員 私が気にしておるのは、これは結論がどう出るかしれませんが、どうしても財産の補償を全部やってやるという事はできない。そうすると最後には困った人間には多少見てやろう、払ってやるのは当り前だが、払えないから困っておる人間には皆やろうという結論に最後にはなるかも知れない。そうすると大体法人のものは見てやらないということになり、そんな気がする。だからそういうことをいんけんやられると、あとで均衡の問題が出はれないかという感じがします。

上田説明員 御尤だと思えます。それで将来のことを予測するようでございますが、そういうことが若し万一起りした場合の考え方といたしましては、政府が何か面倒を見てやるという場合は、新たに政府がいろいろな観点から考えて、財政収入をもって財政的に処置するという場合の考え方と、私的な債権債務をどの程度まで緩和してやるかという意味とは遠うじやな

かるうか、それで説明がつくじやなかるうかと考えております。

松島委員 いまの法人に準ずるもの、これは法案の中にどこかに出ておりますか。

上田説明員 現在法律案としてまとまりましたものは、預入令の關係だけでございますので、まだ未払送金小切手と、現地預金の支払方に関する附録改訂令、在外会社令、それから金融機関再建整備法の改正法律案はまだお手許に差し上げてないわけでございます。

松島委員 この間も話が出ましたが、外国人で日本に住居を有しており、同じような資格を備えておればそれにもやる、こういうことですね。朝鮮人でも支那人でも白人でもいい……。

大野会長 具体的にそういうのが多いですか。

上田説明員 いま、どのところ殆んどないと思います。たゞは例外的に……。

大野会長 たゞこれだけ蓄積があると、これも日本人に準ずるものというので、ちよつとはつきりしないね。

上田説明員　そこはもつと修正しまして、皆様の御意見のあるところを――。

宮沢委員　小切手は譲渡できないという事になっておるのですか。

上田説明員　小切手は譲渡できることに現在は考えております。

宮沢委員　そういうことはないので、前に外国人に売ってしまったというのは――。

上田説明員　送金小切手については、現在取りに来る者でも、日本に住所を有しておる人でなければならぬとしようかという考え方があつたわけであり、従つて現在外国におる場合には、何か日本の人にでももう一回譲つて、それで取らぬと一応取れないことにしようかという考え方でございます。

宮沢委員　結局本邦人というものはこういうものに限るといふだけの実益がありますか。

上田説明員　特に在外預金はもうこれで――。

宮沢委員　あれは動かないでしようけれども――。

上田説明員　送金小切手についてはその必要があるかどうか

ちよつと疑問かと思ひます。

柳井委員　戦争中に日本におつたドイツ人あるいは在米露人などこれで利益するものが出て来ませんか。

上田説明員　ドイツ人が中国なら中国におつて日本に引き揚げるというので、送金小切手を組んだという事は殆んどござりませんでしようし、まあ在外預金をドイツ人が持つておつて、住所はもとから日本にあつたというものがどの程度までおりますか。あるいは北支あたりに行つて商売をしており、日本に住所を有しておつた個人があるかも知れません。

柳井委員　私が戦争中知つておる例は、ドイツ人にそういうことを言つては数々の毒だけども、ドイツのマルクを上毎に持つて来る、そうすると非常にいいレートで儲備券になる、そしてそれからその儲備券を公定で日本円に換えて、それを日本に送つておる、そういうことをやつておるドイツ人を見て実に憤慨したことがあるのです。

上田説明員 ドイツ人、イタリア人もそういうことをやっ
ておつたようであります。公館における人た
ちだけがオフィシャルなレートを使わしてもら
つた関係で、公館至費をそれで浮かしておつ
たケースを私は知っております。

柳井委員 そういうのがこゝに入つてこなわがというの
です。

上田説明員 まあ預金といひましても公館の預金は大した
ことはないだらうと思ひます。

宮沢委員 少額債権者保護という原則、これは多額のや
つでもその限度までは優先という意味ですか。

酒井説明員 一定の少額部分という意味でございます。

谷村課長 少額債権保護でいひやないですか。看を消
して-----。

上田説明員 文章はまだねれておりませんので、いろいろ
御注意願きましたら修正いたしますから-----。

大野会長 多少文句の点でいんと未ないところがあるの
です。(2)の未払送金為替及び在外預金の処理
のところ「支払順位及び外貨表示金額の本邦
円貨への換算率について」というのはちよつ

と気になるのですが、何か適当な言葉はない
ですか。表示通貨の本邦円貨への換算率なら
わかりますが、金額というは換算率がいやない
のだね。

谷村課長 ちよつと口をはさんで恐縮でございますが、
私どもが考えておりますことは、例えば表示
金額が千円と書いてありましても、預金であ
りますれば、それは日本円でございますが、
今度採る措置では、朝鮮における千円という
預金は、日本の円建の金額に換えるときには、
やはり一定の率で換算するわけであります。
ですからいわゆる円建預金も円は円なりでな
く、朝鮮の円については、その預金の表示額
は変るといふつもりでございますから、朝鮮
通貨という言葉がないので、気持は表示金額
の本邦円建金額と申しますが、円表示金額と
申しますが、そういうつもりでございます。

大野会長 わかりましたか、その場合に朝鮮にしても台
湾にしてもやはり換算率が必要のだ-----。

谷村課長 預金だけは-----。

大野会長 その場合でも、朝鮮円とも書いてなければ台湾円とも書いてない。

谷村課長 日本銀行券でも朝鮮銀行券でも預金は円として受け入れておったわけでありませう。

上田説明員 換算に当つてはと書いてよろしいでしょうか。表示金額の本邦円貨の換算に当つては差別を設けるという具合に、率というとおかしくなりますから……。

中村委員 表示通貨をひとつにして、本邦円貨換算率と書いておけばわかるじやないですか。

上田説明員 それでいいかも知れませぬね。趣旨は、朝鮮台湾につきましては在外預金に関する限り一応のレートを作りたいと考えておりますから、それで皆様の御賛同を願えれば、そういう趣旨で表現できるようにいたしたいと思ひます。

大野会長 そのほうが、こしくなくていいですね。

中村委員 説明に書くときは、生きておる金融機関と、由鐵機関、在外会社と三つ別々に扱つたものを一本にまとめたら無理があると思ひます。ところがその(2)の中を見ると、「金融機関は、

これから夫松送金爲替及び在外預金の支払に当り、その支払に充てるべき資産がその金額を支払うのに不足する場合」とありますが、その支払に充てるべき資産は何ぞや、それは在外何とかだと、何か無理をして、最後のまで逃げたおるのですが、読んでみるとひんと来ないところがありますね。

谷村課長 由鐵機関にはおる金融機関もあり、どうにもこうにもならない金融機関もあります。

上田説明員 おつしやるようなことがあつたからよをかえたのです。

中村委員 まあわれわれはわかつておるからいいですが、よでよこまで差別をやられるかと思つて、ちよつと……。これはどこにも発表するのではなく、政府に対する答申ですからこれでもいいと思ひますが……。

上田説明員 おつしやるとおりで。ちよつとどうかという気持はしたのですが……。

中村委員 前書のところですが、本調査会としては現在の段階で解決できるものから順次に解決して

ゆこうという政府当局の云々とありますが、これを見ると、如何にも政府が身銭を切らないで解決のできるものからやっつて呉れというように読めますが-----。

谷井課長 私どもの従来の考え方は、在外店舗に係る資産負債について、国際交渉の解決のついに国内関係のものはそういうふうに決りましたけれども、例えば中共、北朝鮮にもそういうごさいます。一番引揚者の多かった地域におけるそういう関係の条約の取極かできておらない。従って在外資産負債というものは今後の外交交渉によつてどういうふうに始末がつかわからない。とにかく国内的に自分の手で措置し得ることならば順次に解決して行こうじゃないか。その場合に、いつもお話にありますがように、外交交渉ではこういうふうな考で始末をつけたいという肚をもつて進むが、いつまでも外交交渉を待っておるわけに行かないから、順次に片を付け得るものから国内的に片付けて行こうという意味を含ませて普

いたと了解いたします。

上田説明員 補足いたしますと、例えば日韓会談を現在やっておりますが、わがほうの現在の主張では、在外財産を喪失したとは考えてないのであります。在外財産問題の処理方針一般といえますと、やはり喪失した場合のことを考えるのが普通でございますが、そういうことでなく、ポンピングになっている問題点は一応別と考えて、本段階でなお解決して行けるというのが、送金小切手なり在外預金なりの性格としてあるのじやなからうか。大きな問題としての御答申をお願いしておる問題は、現在の段階ではなかなか解決しそうなものもないような複雑な問題を含んでおります。この程度のことならばいまでもやれる。そして一日も早く引揚者の方にやっつてやる必要じやなからうか。解決できるものから順次やっつて行こうというのが政府の考え方で、それに対して御賛同願えるかどうかということでございます。

酒井説明員 中心は、やはり国際的な外交交渉が大きく、片

付かなければ片付かない問題が残っておりますが、それをいつまでも待っておくわけに行かないというところに-----。

中村委員 解決の容易なものから順次ということになったら-----。

上田説明員 現在の段階ということは言わないでですか-----。

中村委員 現在の段階ということはわからなから、むしろ容易なものから選んで-----国際関係財政関係もありましようから-----そのほうがしろうとに分りがいい、じゃないですか。

谷村課長 言葉を逸して恐縮ですが、金融機関の在外預金なり在外送金小切手の問題にしても、国際的に見ればある程度解決がつつくのですが、国際的に見れば解決が容易であるということが言えるかどうか、多少の疑問が残るわけであります。

柳井委員 できるものからやっつて行こうというのでしよう-----。

(21)

谷村課長 まあそういうことであります。

柳井委員 小塚さんの意見と同じで毅然としたほうがかえってわかるんじゃないかと思ひます。

小訂委員 これもどうでもい、ようなことですが、「種々の角度から慎重審議した結果」とありますが、口で言うときはいいけれども、字に書くとまやみに念が入って-----。

宮沢委員 慎重を削るのですか。

小訂委員 種々の角度から削ろうというのです。審議だけでも審らかに議するですからね-----。

大野会長 皆さんに私の久持ったことを申し上げます。この一はとにかくとして、この未払送金為替及び在外預金の処理をんかは実に丁寧になつております。これは問題が問題だからではあります。今後答申をする場合、非常に細かいところまで表現して行くということになります。もう少し概念的な答申を要するとき、この詳細さに比べると大変に返つたものになります。その点はよろしうございませうか。

柳井委員 私は実はこれが大変気にいつたのであります。

て、殊に(2)に(1)(4)と理由が書いてあり、(1)のところは先達てから我妻委員から向題を提起して非常に議論があつたところですが、法令によつて支払を行ふ途が用されておつたのを拓くのだということ、(1)の終りのところで、「支払をなし得る途を拓くこと」と、銀行課長が非常に苦勞なすつたあの向題が非常にすつきりして、私は気にいっておるのです。そこで将来若し漠然とした答申をする必要があるときはそういうふうにして、これはやはり生かして戻きたいような気がいたすのであります。

小町委員 一応時をへだて、やるのですから、あるときは非常に精密に、あるときはそうでなく……これが相次いで出るものだとどうもバランスが取れないが、そうでなく、次に出るときは情勢が変つたり、背景が違つておりますから

大野会長 形としては非常に親切丁寧な答申なんです。

小町委員 種々の角度から慎重審議をしたということか

うこうなつたのでしう……(笑声)

中村委員 前文の文句ですが、「政府当局の考え方に賛同し、その提案に従い」とあります。これは向題を提起してフリートキングしたウケがあるいは提案というが、将来の細かい案まで出してやったというならばあれですが……。

酒井説明員 これは皆様の御意見によつて……。

大野会長 誤解が起り易いから、むしろ「その提案に従い」という文句を外したら……。

酒井説明員 そうですね。

上田説明員 実はもっと簡単なのも用意したのでございませぬけれども、折角御議論願つておるのにということも考えまして……。

小町委員 ついでですが、「適当とすると考えるに至つた」という用語は、「適当とするとの結論に達したので」としたほうがいいじゃないですか。最初の答申だから……。

上田説明員 そうでございませぬ。

大野会長 どういうふうに通じますか。

酒井説明員 「下記の意見により処理することを適当とす

るとの詰論に達したので、こゝに答申する」というふうにですね。若し御意見ございませんでしたら、この次の会合までにこれを修文いたしまして、この次に御署名を頂くというふうにして頂ければ幸と思います。

大野会長 いまの御提案差支ありませんね。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大野会長 それじゃそういうことにして、その間にいろいろ忙かしいようであれば、各委員の approval を得るといふこととして、この問題を一応けりをつけます。

松島委員 これは政府が法律案で出されるまでこの内容というものは引揚者、利害関係者にはこれは絶対知らすわけには行かんでしようね。

酒井説明員 ちょっと法律がございますから国会に見せる前には――。

松島委員 内容を喋るということもいかにしような
谷村課長 しかし現実にはあちこちで要綱的な説明はしておりましたし、或は関係機関に対しては事前
前に大体こういうふうにして法令を改正し、こう

いう考え方で行くことになる方針で今乃先であるからという程度の話は、例えば私共の方の大蔵次官もいたしておりますし、或は御承知かも知れませんが、新聞にも二、三回出たことがあります。たゞ遺憾なことにはいろいろ具体的な点に却って誤り伝えられるような内容のものがあります。やはり正式な発表という形では今までもいたしておりませんので、正式な扱として出して頂かないほうがいいんじゃないかと存じます。

上田説明員 会長、如何でございましょうか。答申案に皆さんの署名が完了しました際に会長から御発表の御意思があれば、又そういう形で私の方でも内部的に相談いたして置きますが――。

大野会長 どうでしょうね。この20万円に限るとか何とかいうような法律案の内容に触れず、考え方だけの問題としては発表してもいいんじゃないですか。

谷村課長 それはいいんじゃないかと思えます。

酒井説明員 要するに正式な形として、例えば法律のよう

な形でこうするつもりだということはちよつと拙いと思いますが、考え方はこうだという程度のごときは発表して一何差支えなりのじやないかと思ひます。

大野会長 そうだと思ひますね。少くとも調査会はこう考えるのだという-----。

小訂委員 それでどうですか。この署名等ということは大要御丁寧だけれども、いづれ我々はそんなことなしに会長に御一任して、なるべく早い方が利害関係者は皆首を伸して待つておるのだから-----。ずい分これは本当に慎重審議したんですから、この文章をいんじやないなら今日でも御発表になつたほうに却つていいんじやないですか。早い方が却つて潤遠を伝えられる虞れがないですよ。

大野会長 ましろ話すよりはこの意見というものを刷つて頂いて渡してしまつた方がはつきりしますね。そうでなく話をするという聞き損つたり何かして相当複雑だし、初めてぶつかる記者諸君もおるだらうし、そうすると取り返り

か起り場いんじやないかと思ひますね、だから調査会はこのよう答申をすることに決定したといつて、これを刷つてお渡しした方が誤解がなくていいんじやないですか。

小訂委員 それはそうですね、たゞやはりこれは事務当局から補佐的な説明をしないと承知しませんから、それは適当におやり下さつていいんじやないですか。

大野会長 皆さんがそういう御意向であれば-----。たゞ文章は今申す通り直しますが、それを各担当と認めれば私が各委員に代つて署名をするということをお許しを願うと-----。

[「詰職です」と呼ぶ者あり]

大野会長 それからもう一つは新聞記者諸君と利害関係者が首を長くして待つておることでもあります。なるべく速かな機会にこれを刷つてお渡しして、当局から一つ説明をしてもらうという機会を作つて、なるべく速かな機会にこれを発表する、こういうことを御了承願ひたいと思ひますが、如何でござりませうか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

上田説明員 会長がおやりになる場合には私共補佐で勿論お側に参ります。

柳井委員 それからいよいよそういうことに決りますと、publicity の見地から字句をちよつとこつやつたらどうかと思うのですが、(B)のところですが、「今回の支払は引揚者の窮状の緩和を一つの狙とするものである……」これは何か如何にも籠んで事務的に嫌なことがあつて、再建整備と同じようなものに掩護のことも思われておるなという様な感じを与えるのです。それでこゝに一つの重要な狙いという重要な字を入れて頂くとき公表の場合にいんじやないかと思うのでありますが……。

大野会長 今の情報局長のお説に従つてどうですか。

小沢委員 それを入れると生きてくるね。

宮沢委員 窮状というのはいいのですか。

上田説明員 窮状というのはちよつと陳れな言葉ですが……。

大野会長 じゃ状況緩和ですか。

宮沢委員 扱扱はおかしいね。

中村委員 引揚者に対する考慮をという様なことはいやないですか。

松島委員 引揚者に対する考慮を一つの重要な狙としてですか。

上田説明員 そうするとここのところは、少額債権者……。

大野会長 少額債権の保護の建前を……。

谷村課長 者を消せばよろしいのですね。

上田説明員 宮沢先生、高額者もその少額部分については及ぶのだということでござりますね。それから本邦人は法人も含まれることをはつきり書いておくかどうか。それからこれに準ずるものという様なことで、さっき外国人も含まれるという様な御発言があったですか……。

大野会長 どうでしょう。支払を受ける者の範囲は本邦人に限るを原則とする。こうして、これに準ずるものというのは例外だということ、それで全部含んでしまうことになるでしょう。

上田説明員 本邦人の次に法人は要らない人ですか。宮沢先生、如何ですか。

宮沢委員 皆入れて置いた方が大きくてい、ですが……。

法華津委員 本邦人というのはどういうことですか。日本に住んでいる者というのでしょうか。

谷村課長 日本国籍人……。

法華津委員 外にいてもいいですか。

宮沢委員 そういう意味です。住所は外国にあっても……。

谷村課長 日本人ということですね。

田辺幹事 沖縄はい、ですね。

酒井説明員 ちよつと沖縄は含んでしようかを。そのところはちよつと問題なんですか……。

大野会長 沖縄を含まかどうが。

林幹事 日本人といえばこれは入りますね。

大野会長 沖縄も日本人なんですね。

林幹事 日本人の国籍を持っております。

小町委員 本邦人でい、んじやないですか。ボカして置いた方がい、んじやないですか。而も、答申だしね。うるさくなつた時には当局で然るべく形勢を察してやればい、んだからね。

大野会長 本邦人とか、異邦人とか……（笑声）

高辻説明員 法律で書きますと日本の国籍を有する者と……。

田辺幹事 本邦人で沖縄を含まという書き方をしたのは……。

林幹事 本邦というの行政上の及ぶ区域という表現で書いている場合が多うござります。

小町委員 本邦くらいで答申には丁度い、ところじやないですか。

酒井説明員 原則だからい、んじやないですか。

上田説明員 立法化に当りまして少し伸び縮みのあるようにして置かないと……。

柳井委員 余り正確だと立法化の時に困りますよ。

大野会長 これは準ずる者は着いた方がい、と思うのは、引揚者に対する考慮を一つの重要な根としてということに対応すると、これに準ずるものというのば余り表現がよくないですよ。

柳井委員 そうですね。

大野会長 それじや今申されたようなことを十分にとり入れて文章を整理して印刷を願ひましよう。そうしてなるべく早い適當な時期にこれを発表する。中に細かい人があつて質問があると、私が間違えるといけませんから皆さん方の御

席を一つお譲いたします。

上田説明員

それでは、前の続きで憲法論を-----。

大野会長

今日配付になったばかりでまだ検討しておりませんが、イタリー人の財産の国内補償に関する資料、今日配付になったばかりで皆さんも余り目をお通しになっていらっしゃるないと思っておりますが、何か特別に面白いアイデアでもございましたら-----。これは大蔵省の方でお作りになったのですか。

上田説明員

外務省のアジア局の方から来たものです。外務省から条約局長がお見えになっております。それから林幹事の方で三回議事録に関連してまだ皆御質問があるように承っておりますので御席を願ったわけでありまして。

林幹事

あの時御説明がちょっと不備で、今読んで見ましてもはっきりしないところがあります。むしろ教えを乞いたいのですが-----。

上田説明員

この前御質問がありまして、朝鮮と台湾の問題で、今後のやり方如何によっては憲法問題

として出るか出ないかという問題は如何でございますか。

林幹事

結局朝鮮なんかは今後協定で決まることなんですが、その際に日本が放棄した場合にどうなるかという問題ですけれどもね。

上田説明員

俗にいう放棄というように言葉が表面に出るか出ないか別問題といたしまして、例えば事實上請求をしないというような形が出たような場合には、14条や何かと違う憲法問題になるかならぬか-----。

林幹事

請求しないという事は、私たちの解釈からいえば、憲法からいえば29条じゃないんじやないか、請求しないという事は-----。何うで取るか取らんかということでしょう。直ぐそこへ来るかどうか。しかし国内で何とかしなくちやならんどうらうということは平和条約の場合と違って多少任意性が強いわけですね。そういう問題は多少どうかという問題はありましようね。そういうことじやないかと思っておりますがね。たゞ条約によって~~放棄して~~。

(28)

放棄したということはどういう意味かという
と、所有権を放棄したというのは韓国政府の
やりたいうようにして下さいという意味なんで、
直接に財産権を放棄したんじゃないという問
題ですね。後は韓国政府の交渉によって韓国
政府がやったんだからそれに従いましょうと
いうことになる。そのところが直接国内で
收用法等で收用したのとは違うという考え方
なんです。だからといって国内法で補償が
要らないということじゃないんですが、憲法
29条3項の問題じゃないだろうと思ってい
ます。これは宮沢先生のお放えを……。

宮沢委員 もう少し考えないと……。

林幹事 あれは、台湾との関係は、今度の条約では第
4条を準用してあつたものですが、附帯条項
はできていなかったという状況なんです。

柳井委員 どうでしょう。条約の中に、国民のために放
棄すると書いてあろうとかならうと、いやし
くも条約というものは in the name of
Japanese Nationals ですね。国民が今

の主権者においては、人民の名においてとい
うことは当り前のことになつたので、すべて
人民の名において継承のだから請求権を放棄
しようとするれば、政府が人民の名において放
棄するのだから、それは保護権の放棄であつ
て、所有権の放棄であるとはいえない。而も
自分の私有財産を賠償に充てられる。日本国
が賠償を払うのに全部払えないから、これだ
け払って勘弁して下さいというので引き充て
られた。という解釈になるのじゃないですが、
これが私の考えておる一つの点なんです。皆
さんの御批評を伺いたいです。

それからもう一つは憲法29条とか何とか
いう問題がなく、いやしくも国家と人民、国
民との間には、何と言いますが、いわゆる
inherent、生まれつきの権利として国家の保護
を受ける権利がある。これは丁度国民が憲法
を作る権利があるというのと同じだと思つて
います。憲法のない時から改めて憲法を作る時
には今後どういう憲法を作つていいとか、憲

法を改正するにはどうにかいうことはないの
で、これは国民に inherent、生来、生ま
れ来てから備わっている権利として憲法を作
り得ると、それと同じように国家の保護を受
けるということは国民の生来の権利である。
又国家はその保護を与える義務がある。これ
をいやくも国策上放棄するということはや
はり国民に対して犠牲を与えるものだ。こ
ういふふうな考え方を持っておるのであります。

林 幹 事

後でおっしゃった点は確かにそれに近い考え
方が成り立つのではないかと思います。た
だその場合には結句国民として公平に考えて
適当な措置をとるという事であって、財産
権の補償という問題にすぎずそれが出来ぬか
どうかというような気がするのですが。或る
程度国民たる以上、国民に対して不当な犠牲
を与えるという事なことはこれはよろしく
ない。殊に実質的な補償に代えるということ
になれば適当な考え方を出さなければ社会政
策的に、或はそういう考え方が国家の抱

の均衡を考慮することは必要じやないかと思
いますが、そこで今おっしゃった、全面的に財
産権を直ぐ完全に補償しなくちやならんとい
う問題がすぐ持つてこれるかどうか、という
ことがおよつと問題じやないかというよう
な気がするのですが。形からい、まずと
りあえずもそうなんです。何え例が特に自分
の方の気憤と清算して取つてしまふ。請求
の放棄というは大体そういう形で何え例のや
つた措置を認めるといふ形をとっておる。そ
ういう意味においては日本側で何え例のや
つた措置を後で追認するといふような趣意
なんです。財産権とあの条約によって放棄した
といふは放棄したようなものですが、それが
成り立つのは、自派その国の法令に基いて財
産権が成り立つておるのではないか。それを
何え例が勝手に取つてやつたのは怪しがるん。
ほしからんから何え例の補償を待たせ、或は國を
代表している政府も国内で何か手を打たなけ
ればならぬといふことはありますけれども。

あの条約によって国民の財産権を国民から取り上げたという。それにこだわられたようですが。国内的になんらかの公平妥当な措置が必要だということばこれは当然いろいろな趣旨から考えれば必要いやないかと思うのです。

宮沢委員 保護権の放棄であって、請求権の放棄でない
と区別する実益は財産権の補償という問題があつてあれだけでも、そうでなければそれには及ばん。後で政府に補償を請求しなければいゝが、そういう区別をすれば請求があつても補償の点が案になるということですか。

林幹事 まあそういうところじやないかと思ひます。
29条が完全に適用されれば適当な、正当な価格の補償をしなければならんということなんです。そこまでのrigidな問題であるかどうか。

宮沢委員 そのところ非常に巧妙ではあるけれども、同じことじやないか。若し本当の補償はしなくともいゝ、ということになつて理窟が甘くすれば、やはり何か他の方から持つて行くで

きて、請求権の放棄がならぬというのには巧妙だけれども僕は疑問に思つておるのだ。

高辻説明員

この問題は当時平和条約の際の憲法問題等に關連して次長からお話があつたと思うのですが、大体今まで出ていたようなことではいつてゐるのですが、大体やはり補償はしなければいゝかんだらう。しかしそれは日本の財政状態等から考えれば適当な方途を持つてやるべきだと思ふ。而も戦争による被害というものはひとりこゝろに限りませんいろいろな面において多大の被害を受けた人が沢山ある。それでこれだけという訳にも行かんだらう。そういうものを彼此勘案して、今の財政状況の許す限りにおいて補償すべきであらうということを書いてゐるわけですが、たゞそれを29条3項の問題としてやるかやらんかという点が実は問題になるので、これは今宮沢先生からおしやつたように案してどこにどの程度透らすということはございませうが、たゞ憲法の29条3項があるから補償しなければいゝ

ないのだ。こういうことにはならんというだけのことであるわけです。余り実益がないじやないかと云えばそれまでですが-----。

下田条約局長

29条ノ項の問題とは考えられなんでしょうか

高辻説明員

29条ノ項は財産権を保障してあるわけですが、これは今問題になっておるものは別の意味の保障をしておるのでは有りませんか。何とか法を通ずる----- 29条ノ項と云うことでなしに、やはり実体法の理念に於ては財産権の保護と云うことには無関係なと云うことは言えないと思ひますが、29条ノ項の問題としては実は考えたことはなかつたのですか。

宮沢委員

この同一項の問題と云うことが出て参りました。あれは一項の問題といつても結局具体的に財産権が失われた場合、どうかといえは補償と云うことで行くより外仕方がなくなる。

下田条約局長

柳井委員のおっしゃったinherentと云うような考え方がすね。

宮沢委員

結局補償は行くよりしようがないでなければ

も、一項といつてもそれを裏付するのは三項といふことでもいふんじやないですか。

下田条約局長

三項の公共と云う文字が、これは公共とは凡そ意味が透うりじやないですか。

高辻説明員

そこが透う。宮沢先生が非常にうまい説明だがおっしゃいました。何とかやつて行けばそういうふうになるように思ふのですが、さて実体をおさえて行つた場合にどういふふうに区別して考えたらいいかといふことなんです。そういう点についてはわれわれとしてはむしろ教えて頂きたいと思ふのです。それから序ですが、さつき柳井先生がおっしゃつた国民としては国家から保護される権利が生まれの権利としてあるのじやないかといふことについては、これは勿論そういうものはあり得るので、憲法も又そういうものを保障してはいいかといつてゐるわけじやありませんから、その点は別にそうおっしゃつても、又おっしゃらなくても今の29条ノ項の問題としてはわれわれが言つたところとは余り正面的

憲法 29条ノ項が3項か

には衝突しないんじゃないかと思うのです。

柳井委員 私、条文の点について意見を言わして頂くと、
私は29条3項の同意じゃないと思うのです。
ね。公共のために用いるというのはいわば使
用みたいなものですが、この条約で放り出し
たのは、これは公共のためともいえないので、
仕方なしに放り出したんです。これはやは
り29条1項条の問題であって、財産権を侵
してはならない、これを侵した以上は補償が
要るという事であって、その補償は3項
場合には正当な補償であり、1項の場合に
公正な補償である。公正というのはどうい
うことかというは equity であって、先程高
さんのおっしゃったように国家財政その他、
内でも被害のあったものもあるし、いろ
んなことを勘案してやる、そういう意味の公
英語でいえばむしろ equitable ですかね。
そういう補償ですが、いずれにしても補償
なければならぬ。それで条文の上からい
えば29条1項条の問題である。私はそうい

うに考えておるわけです。

林幹事 直接の結果は2項、3項に出て来るので、1
項は大方針、理念という事じゃないですか。
宮沢委員 柳井さんのお話で私も祖いは少し分ったんで
すが、1項の問題で公共のためでなければい
かんということになれば、この条約みたいな
ことをやればこれは違法だということになる
ので、正当でないということになる。しかし
正当でなくても侵害されてしまえば後残る途
は補償しかない。結局3項へ行くんじゃない
かと思います。1項の方だとそこに若干あれ
がある。

林幹事 1項で equitable が当然出てくるかどうか。
柳井委員 そこに equitable が当然出てくるかどうか
それは別として、とにかく1項がある以上侵
してはならないのだから……。民事関係で
も他人の財産を侵せば損害賠償の義務がある。
その損害賠償は裁判所がその時のいろいろな
状況によって判断して損害賠償を命ずる。そ
れと同じように29条1項の条のものが侵さ

れたのだからそれに対して補償しなければならん。

宮沢委員 3項の方ですと、とにかく財産権を侵害するのだけれども、正当なものと前提されておるのですね。正当なものであるから正当な補償をしろというのはい項だけということになると、それが侵害されたということになれば不法ですね。しかし何だかちよつと、狙いはわかりますが、少し具合が悪いんじやないですか。

下田条約局長 ヴェルサイエ条約やイタリヤ平和条約で財産を侵したわけですね。それで政府に補償の義務を買わしたわけですか。-----

宮沢委員 今お話のドイツは相当要領よくやったというのですが、イタリヤもそうですか

下田条約局長 イタリヤもこれを読みますと細かい法律が出ていないようですが、適当にやることにはなるかですね。

柳井委員 ヴェルサイエ条約で補償しなければならんということが書いてあつても、それはドイツが連

合国に対して自分の国内において憲法上の義務を守りますと、これを連合国に約束しただけであつて、今回の日本の条約はよその国に対して日本は日本国憲法の精神を守りますと、このことを約束しなかつただけでありまして、日本の国民との間の関係は同じであると思ひます。

高辻説明員 阿波丸事件の時日本は請求権を放棄しましたね。あれについては29条3項の補償の義務は残つておるとお考えですか。見舞金を一人何万円ですか出しましたね。あれは一律に出したわけですね。あの場合アメリカに対して請求権を放棄しましたね。あれに似た問題があるわけですね。それで29条3項の問題が出てくる可能性があるんじゃないかと思ひますが、あれはどうですかね。

下田条約局長 日本国民に対して日本政府が補償するという義務はなかつたのですが、しかし初めから補償してやるつもりで考えていたわけですね。

高辻説明員 しかし見舞金を以て正当の補償とは思つてい

ないでしょう。その点はどうですか。丁度相
似た問題です。

重光 条約局
第三課長

阿波丸事件の時には国会あたりでも、潜在的
な請求権があるので、債権になっているわけ
じゃない。而して戦争状態がまだ続いている
から戦争状態が終了する時に双方の合意に基
いてそういう請求権がお互に免責されること
になったわけで、だから債権でもない請求権
は平和条約で決めるべきである。そういう慣
例になっておるものを捨てた。従って損害賠
償でなくて見舞金だと、こういう一応説明を
したわけです。

高辻 説明員

29条3項の問題は、阿波丸事件の請求権も
あの時は29条3項的な補償はない。それを
今度平和条約の時に一括して放棄した請求権
の中に入っている、こういうことですか。

重光 課長

阿波丸事件の時に請求権を捨て、おりますか
ら、平和条約の時に対米関係は処理して行く
-----。

柳井 委員

私も高辻さんの言われるような気持をいんです

が、私は阿波丸事件の損害賠償請求権放棄と
いう約束事項は国際法上無効なものである。
占領中に日本とアメリカとの間の約束なんて
すからあんなものは国際法上無効なんで、あ
れによって日本は決して請求権を放棄してお
らない。たゞ平和条約で放棄させられた、こ
う思うのですかね。

高辻 説明員

同じような問題が残るかと思えますけれども
-----。

柳井 委員

今になつてしまえば同じだけ水ども-----。

高辻 説明員

あちらの方は余り疑う人がないようなものだ
から-----。私も実は同様に考えるもんだか
ら、それで異節を合するわけです。その考え
方が悪いかどうか別として同じようなことに
なるのですね。

下田 条約局長

29条3項でなしに、標の1項でやつたんじ
やないですかね。(笑声)

宮沢 委員

柳井さん、平和条約で放棄することかできる
のだつたらその前だつてできるといつてはい
かんですか。

柳井委員 その前には日本には条約締結権はなかった……

宮沢委員 平和条約締結権はあるのです。

柳井委員 人間が生まれた時に権利能力が出来るのと同じなんです。

宮沢委員 それだけの能力を持つておるのだからその一部みたいなものをやつたんだからといってはいけませんか。

柳井委員 いや、いかんと思えますね。条約局長の言われるように29条の裸というものはもつと大事な裸だろうと思つておるのです。

高辻説明員 或る程度おつしやるところはわかるような気がしますがね。

田辺幹事 何うが勝手にやったということは後で無理やりに承認させられたという考え方がな人ですね。個人の財産を取り上げたという事は……

高辻説明員 まあそういうことですね。

柳井委員 その認めるといふ行為は国民の権利を侵害する行為なんですわ。

重光課長 戦時中に何うか国内法でそれを没収したかど

うかがい問題があるのです。アメリカの徴産管理法でも問題があるのです。しかし我々として対米関係ではこの平和条約14条によつて自由に処分する権利を与えたのであつて、実はまだどういふふうにされるかわからない部分があるわけなんです。しかし条約という面からいへばすでに何うか条約上の権利を持つておるのです。平和条約を締結することによつて何うに自由処分の権利を初めて与えたわけでありませう。ですからそういうふうな考えますと条約という面では少なくとも16条あたりと契らないんじゃないか。

柳井委員 そうですね。

宮沢委員 なかなかますます難しい問題でよくわからないのですけれども、前にもちよつとそういうことを申したと思ひますけれども、結局問題はやはり戦争の結果の条約で決つたというところにやはり根本の問題があるわけで、同じことを国内法律上でやろうと言つたつてそれはちよつと問題が別になるのじゃないですか。そ

ここでどう考えてい、かわからんが、少し乱暴
だけれども、やはり条約というのは一種の国
際法だから、国際法はどうもあいまいだけれ
ども、戦争が終った際にそういうことがある
というのは、今そういうことは可能だという
ことがだんだん国際法で作られつ、あるとい
うことを無視すれば、それが若し確立してい
なければあ、いうことは無効だ、国際法にな
ると。しかしそうでないとするならば、有
効だとすれば、それに基づいてやっただが
放棄しても放棄すること自体は国際法的な
習に根拠を持つておるのだから必ずしも憲法
でないもやっつて、それから後のところで国内
の補償はとすると、今度は憲法の29条とい
うような問題と離れて、第1項は書き出して
もい、でしようけれども、或は同じようなこ
とになるかも知れませんが、正当な補
償ということは何れも言わないうで、若し条
約になんらかの定めがあれば別として、なけれ
ば立法政策の問題で、国内の私有財産制度の

補償は結局国家の財政と国家の能力との関連
において私有財産の価値が決まるわけではな
いから、国力が衰えているという事になれば衰
えてしまうという事があり得るわけではな
いから、そういうことを考えてよろしく補償する
ということにすればい、んじやないかと思
います。これは少し乱暴な議論ですが、そうい
う点で考えて行く余地はないかと思つておる
のですが、また方が熟していないのでそれ以
上に申し上げられないので、結局結論は
実際問題としては財政の許す範囲内でできる
だけの見舞を出すというところで解決する
というような方向になるのですけれども、その
説明ですがね、なかなかちよつと言葉がない
のですが、どうもやはりこれは国際法的な基
礎に基づいている条約、そういうものでできた
というところには特異性があるのじやないで
かね。これを普通の法律による制限と同じよ
うに考えることはどうもできないのじやない
ですか。

下田条約局長 国際法の原則からいつても私有財産を侵してはならないというところが原則であつて、だからヴェルサイエ条約でもイタリヤ条約でも一方において敗戦国に補償を認めさせて国際法としての辻褄を合わせておつたわけですから。ところが連合国側と辻褄を合せざる手段をなんら明記しておらなかつたわけですから。そこで財産権というものは国内にあらうと外国にあらうと、国家としてはそれを保護する義務があると思つたわけですから。だから外国にある日本人の財産が不当に侵害されたら国家は在外市民保護の義務を尽してあくまでそれを保護してやらなければならぬ。ところが今度の平和条約によりますと日本政府は保護権を放棄しておるわけですから。国民の在外財産の保護権を-----。そこで日本国民としては財産権を保障されていながら日本政府はちつとも保護してくれなかつたのではないかといふところに complaint を持ち出すのは当然の話だつたと思つたわけですから。況わんやそれが国家の責任で払うべき賠償の

肩替りに俺達の財産を取られたといふことを考えると、当然国家としては何とかしてくれてもいいんじゃないかといふのもやはり~~非~~^常に尤もだと思つたのです。

酒井説明員

それが尤もなんで、それが尤もでないといふようなことは誰も言わないだらうと思つたのですが----- (笑声) それが憲法29条3項の問題としていつていいのか、 そうでなくて極めて尤もだといふところから出て来るものだといふことでやるべきじゃないかといふことの相違だけであつて、もう少し形式的に言えば、さつき宮沢先生が御指摘になつたような29条3項であればこれは正当な理由に依つてはいちいろ解釈はありましようが、しかし大体それに匹敵するものといふようなことであるでしようし、しかし尤もだといふことであればそれは財政の許す限り可能な限度、 といふところに落ちて来るのではないか。

酒井説明員

結論は確かにその通りですがね。(笑声)

皇光課長

宮沢先生、妙な質問ですが、29条1項の財

産権の尊重ということは、こゝで同類になつております外国にある財産——一方外国の法令で措置或は多少保護されておる財産ですわ——に対する29条ノ項の意味と、それから日本の法令で措置或は保護されている財産権に対する29条ノ項の意味と、これはどういふふうな違いがあると考えられるものでしょうか。

宮沢委員

私はやはり29条ノ項というのは私有財産制度をとにかく承認するというのが一番根本の意味だろうと思うのです。私有財産制度というものを根本的に変革、否認するというようなことは憲法は認めないというのが一番大きな眼目で、おと個々の財産をどこにあるのをどうするというような関係までそこから当然出て来るわけではないのじゃないか。そこで裏付として3項までうたつたというふうに考へておるのですが、日本人の外国にあるものというようなことになると同類がだんだん複雑になつてなかなか玉づかしいのですか……。

38)

柳井委員

私はこう思います。29条は日本の国内にあ

る一切の財産、それから外国にある日本人の財産には日本の領土主権と対人主権、その両方じやないかと思うのです。それから29条ノ項、これがいわゆる裸の大原則であつて、あと2項、3項で細目を決めておるのであるが、この細目は全部には亘つておらない。お2項について決めてある。或は3項で決めてない現れているものがこの29条ノ項の中に含まれる。即ち財産権は侵してはいけないというのだから、いろいろな侵す態様があるのだ。それで公共のために用いるという侵し方もあれば、そうでない侵し方もある。公共とまでは行かないが国家の外交政策、今回の場合で言えば敗戦処理という、敗戦に基づくやむを得ざる場合を処理する、こういうので侵しておるので、それについては3項は勿論適用がないが、1項だけであつて、この1項の中にじやどういふことをやつたらいいのかがということは書いてはない。だからそこは条理を以て補充する、その条理は何であるかとい

うと、一言にして言えは公正 equitableである。こういうことになるのじやないかと、私はこう考えるのです。

上田説明員 宮沢先生、ちよつとお教え願いたいのですが、先程重光さんのおっしゃったこと、関連するのですが、所有権というものはそれぞれの国の法制で与えられて初めて所有権があると考えべきか、それとも何か自然法的に所有権というものは万国共通にあるものか、その点はどうな人ですか。

宮沢委員 国によって大体決まるということになっておりますけれども、日本としては私有財産制度を認めるということになっておりますから、仮りに日本人の私有財産を他の国が認めないとい、まして日本としては認めるという立場で行くより外ないことになるのじやないですか。

上田説明員 その場合日本人の私有財産は日本の法制上におけるものだけが憲法に言う財産権であつて、その他はそれぞれの国に法制があります

と資本主義社会では尊重しておるだけであつて、その国がその法制で或る理由の下にそれを制限する、それを一般的に認めさせるというような場合に、侵すとか侵さないとかいう問題になるかならないか、財産権と書いてあるのは日本の法制の下での財産権と言つておるだけであつて、天下に恥じないことをやりますならばい、のであつて、よその法制の下での財産権というのはこっちからとやかく言うべき筋合じやないという感じがするのですが-----。

宮沢委員 その点は国際私法の法令10条の問題なんですが、法例10条の2項の問題で物権の得喪は、その得喪の条件の成就した時の物権の所在地の法令による。これが国際私法の法令10条によつて定められ、日本の法律で認められた財産権になるわけですね。先程重光さんが言われたように、今度の戦争の場合の措置については今度は本當の私有財産権がない場合が沢山あります。放棄してしまつた奴がある。

実はあつた奴を先に捨て、ある奴が大分あるのです。

上田説明員 捨て、あるというのは、はつきりしておるのは14条ですが、4条関係では請求する権利を留保してあるので、放棄したという性格ではないと思います。従つてそれによつて、14条の場合でも、29条にいう侵害したとか、侵さないというのはどうでしょうか……。14条の場合でも、たい勝手になさいと言つたいけですね。

柳井委員 それが放棄いやないですかね。いま権利がないですからね。

上田説明員 それは何うがやるのだから、何うが私有財産に対してどうするかは何うの憲法の問題であつて、それによつて財産権を認めればこっちも財産権として認めるし、それが不法でないという感じがするのです。

柳井委員 しかし国家は国民を保護する権利を持つておるのですから、それを捨てたのだから……。

上田説明員 その保護する権利を、とにかくあなたの方の

法制であつた方がおやりになることだといふことで諦めさせられたわけですね。そういうことはやはり侵すことになるのですかね。

柳井委員 侵すと思いますね。

宮沢委員 外国にあるものを放棄するという場合、外国で一応私有財産と認めておるということも前提としておるわけですね。何うもそれを認めるということも前提としての話です。それで何うが私有財産を認めないという態度で出て来ればそれは許されない。放棄にはならない。

しかし何うが私有財産制度を認める、従つて日本の個人の財産は保障されておるという前提で、何もそれを保護しない。さっきの柳井さんの放棄したというところに問題があるわけですね。だからやはり日本もそれで何とかしなければならぬということになるのですね。

上田説明員 その場合の保護というのは一応プロテクトするということができるだけであつて、実力を以てそういう法律を作つてはいかんということはないわけなんで、或る財産権に対し

て他のものと不平等扱されたという、或る原因によって不平等扱をその国の法制の下でされた、されることがあることを、4条は予定しておるわけですね。そういう場合にはそういう原因を作り出した、そのことについて日本の法制で致らぬ長正されることがあるかも知れない。そういう条件があってもなお財産権に対して差別待遇をさせないというような保護権というものは、たゞプロテストするだけであつて、何も積極的に、日本の法制の下で財産権を保護するということはちよつと違ふのじやないか。その国で認められた財産権の性質は本来そういうものであつて、たゞプロテストして見て、だめならやはり泣き寝入する。まあ国際司法裁判所まで行くというようなことはあるかも知れませんが、たゞプロテストするだけに過ぎないような感じがしますか-----。

宮沢委員　そうすると仮りに何うで日本人が訴訟を起したとしますね。何うの裁判所はそれを認めな

(91)

ければならぬということに法律論としては存るわけですね。

上田説明員　何うは法律で日本を敵国と認めておるから取つていゝという判決が出るだけであつて、賠償に取る取らんは後でくつ付ける理窟である。これは何うの法制で勝手にやることである。

宮沢委員　何うもその場合に日本が訴訟を起しても認めないということは、それは条約を根拠にして言うわけでしょう。

上田説明員　やはり条約を根拠にして何うはやるでしょうね。何うの法律の中で憲法違反とか何とか起さない限り-----。

何うのために憲法で私有財産権を認めておるといふことが前提でできておるのでしよう。仮りに条約がないとすれば日本人の財産権を何うで補償しなければならぬ。ところが条約があるからこつちが訴えても何うは補償しないということになる。そうなるとやはり放棄したのと同じことになるのじやないか。

重光課長　たゞアメリカの場合は御承知のように48年

(92)

172

に日本の財産は返さないことは、これはアメリカの憲法に存んら違反してはいないということをおつて、もうすでにアメリカの憲法は所有権に対して重大なる変更を憲法上平穩に作っておるわけですね。そうすると条約はあつても、或は出訴してもだめだと言われなごしようね。

官沢委員 そうなると外国にある財産という奴は何うか何するかわからないから日本人の財産権はあるといつてもないといつても同じことだ。

上田説明員 財産権というものは本来どういふものじやないかという気がするのです。

官沢委員 国家の条約とか何とか言つても、あなたの方は何をなすつても駄目だということになれば。

上田説明員 資本主義社会においては大体共通の自然法的な考え方があつて、そういうものは保護するのだという考え方が慣習があるだけであつて、実体上は財産権はその法制で定めて与えられておる範圍の能力しか持っていないし、政

府の主権の下でそういうものに制限を加えられることもある。 主権の下で合法的ならば、たいそれに対して道義的にプロテストはできても、法律上侵すことが侵さぬといふ問題は本末ないのじやないか、道義上はあるように思うのですけれども。

下田条約局長 それは国際社会を無秩序にするように思うのですが。国、それから地方においてその財産を使用収益するといふことはその国の法令によるので、これはしようがない。しかし財産権自体を不当に没収したり、清算してしまつたりするといふことまでも外国の自由だとは言えないと思うのです。それはその国の法律では適法であり、その国の裁判所ではそれが認められるかも知れませんが、その場合には非常時だつたら当然在外財産の保護権を利奪して損害賠償の請求权すら取り上げるということもあります。日貨排斥法で以て日貨を排斥すればこれは損害賠償の請求かできる。しかし戦争の結果では、平常時だつたら

非常に不法なことであつても、これが行われたわけですね。

柳井委員 戦時の場合は、報復をやるわけですね。
上田説明員 たい戦争というものが存在した時に Trade with Enemy Act、いわゆる戦争という事態が起つた時には所有権等を制限できるという規定はあるわけですね。単純に日貨排斥というような場合、道徳的に抗議できる範囲と、戦争をやった場合に道徳的に抗議できる範囲というものはおのづからそこに濃淡があるような感じがするのです。その場合にはあくまでも前の方は道義上できるりであつて、法律上所有権は、その法域の中では、その憲法なり、民法なりが保護した実定法の範囲内の権利しかないのが本来の姿じゃないかという気がするのです。

柳井委員 今の話で気が付いたのですが、1948年の
これはアメリカの国内法上正当な法律ではないのですよ。アメリカの憲法違反の法律なん

です。というのには世界人権宣言のオニ条によつて何人といえども財産は保護されておるのです。世界人権宣言というのにはアメリカが言い出してアメリカの作った条約なんです。アメリカの憲法では条約というのには最商の法規なんです。そこで日本人なんかに対して差別する各州の法律、あ、いうものは世界人権宣言に及するといふ、故にアメリカの憲法に反するといふことが最近何々の判決で出ておるのです。従つて日本も平和条約さえ作らなければそれは憲法になるところなんです。人権宣言も条約なら平和条約も条約、条約同士対等であります。最高の条約とそうでないのがあるわけはないのです。

上田説明員 たい後述の優先するといふだけですか。

柳井委員 そうです。

上田説明員 そうしたら、所有権に対して、単純に条約で変更するよなものは、人権宣言というよなものを、大それたものを作らん方がいのであつて、-----。

柳井委員 人権宣言というのは名前は大きいけれども、
これに入っている国も拘束されなりましたよ。

上田説明員 そういような解釈でいいですか、

重光課長 48年の例の39条、あれは我々が一生懸命
に考えて、アメリカは国際法違反をしていな
いのだ。何となれば vest というのは所有権
を最終的に取ったのではない。ですから我々が
あの時韓国に対して言ったことはやはり

は変えられないとか、そういうこと
をいつたってそれは所有権を最終的に没収し
たものではないのだ。だから韓国は所有権を
アメリカからもらったものじゃないのだと、
そういうことを言ったわけですね。我々は今
でも理窟から言えばそれが正しいと思ってお
ります。今柳井委員のおっしゃったようにア
メリカの国内法ではどういふ判例が出ておる
か知りませんが、結局日韓会談でそういうこ
とを言ったのはアメリカの国内法は、条約違
反でも国際法違反ではないのであって、何政
かといえれば最終的に取ったのではないから、

又そう解釈すべきであるからといつたわけ
です。

上田説明員 朝鮮における日本人の財産は4条b項の問題
で別個の問題であると考えますが、純粹にア
メリカで敵産管理法でやって、すなわち1948
年の敵産管理法の改正で没収でき得るという
問題があるのです。あれでアメリカは条約が
できる前にすでに日本人の財産、或はドイツ
人の財産というものは、—— 敵国であるから
だと思ひますが—— 返さないという法律を
作った。

重光課長 あれは書き方は同じですよ。39条を入れて
朝鮮に持って来て又やつたわけですね。です
からあれはアメリカが正式にどう解釈して
おるかわかりませんが、アメリカ本国の方は
平和条約によつて確定したのだと——。

宮沢委員 今の上田君の考を徹底して行くと、
誰が国際法というのは怪しくなつて来るのだ。
国が何したって相手は何と言ふか分らんから、
そういう意味では心細いものではあるけれども、

それを認めておる以上は一応やはりこちらに
私有財産制度というものが国際法的に保障さ
れておるものと見て、従つてアメリカでいろ
いろなことをやられて、それが皆適法かどう
かという点も疑問だと思ひますが、しかし
やはり基礎条約がなければ外国における日本
人の私有財産は一応保障されるものだとしな
いと、今の説明はつかなくなつてしまふので
すがね。そうすると外国にあるものはその国
の自由だということにどうしてもなつてしま
うのですね。だから国際法自身が怪しくなつ
てしまふのですね。

上田説明員

条約が今の様な形でできた条約で、例えば
樺太の様なところは相互取極できること
となつておりますけれども、若しも沿海州に
財産がある場合、他の国にプロテストを依頼
しておいたり憲法に触れないで、無理やりに
サインさせられたものについては憲法を侵し
たことになるということも何となくおかしい
ような気がするのですかね。

柳井季員

プロテストだけして結局損害賠償をとつて来
るのですよ。プロテストもしなければこれは
捨てたことになるので、今日本が弱いからそ
うおつしやるけれども、元は出兵までして取
つて来たわけですから、それからイギリスだつて
軍艦を出して釜淵封鎖までやって必ず召し上
げて来ますよ。より以上のものを召し上げて
来ますよ。(笑声) だからプロテストしない
ということは大変なことですよ。保護権の
放棄ですよ。条約ができたからプロテストで
きなりが、プロテストということは重要な外
交交渉の第一歩です。それでいろいろ話合を
して取つて来る。

上田説明員

それができないと判断したんですよ。我々頑
強つてプロテストしても……という場
合にはそれは侵したことになるのですか。

柳井季員

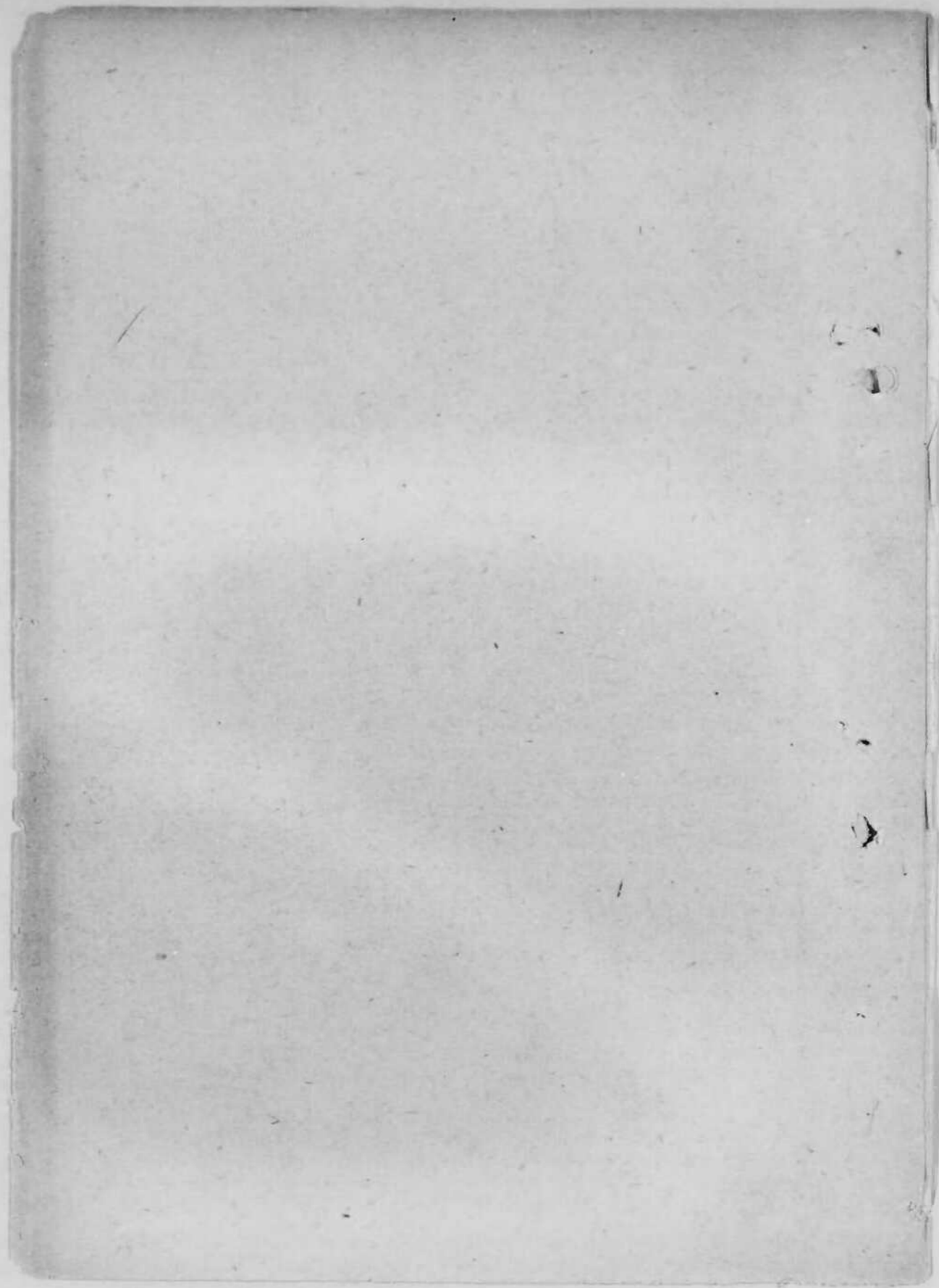
国が最善の努力をしておれば、いわゆる善
良なる管理者の注意をいたしたと同いような
意味で……しかし自ら捨て、おれば……

上田説明員 捨てたというよりはプロテストするだけして
も結局サインさせられたのですね。

柳井委員 まあ平和条約の交渉の経過は私は存じません
ので、政府当局に伺いましょう。(笑声)

大野会長 この肉題はまだまだ続きますから、次回の肉
題に譲ることにいたします。次回は何日にい
たしますか。それでは3月4日の2時からオ
ペク回調査会を開くことにいたします。

午後4時45分散会



保存
文書